

平成 29 年定例会

戦略企画雇用経済常任委員会
所管事項説明資料

◎ 所管事項説明

- | | |
|--|------------------|
| (1) 国際展開の取組状況について | ・・・ 1 |
| (2) 雇用施策の推進について | ・・・ 7 |
| (3) 「三重県 ICT による産業活性化推進方針（仮称）」＜最終案＞
について | ・・・ 13
(別冊 1) |
| (4) 三重県営業本部の展開について | ・・・ 17
(別冊 2) |
| (5) 「三重県中小企業・小規模企業振興条例」について | ・・・ 28
(別冊 3) |
| (6) 第 27 回全国菓子大博覧会・三重（お伊勢さん菓子博 2017）
について | ・・・ 56 |
| (7) 企業誘致の推進について | ・・・ 59 |
| (8) 観光振興の取組について | ・・・ 61 |
| (9) 伊勢志摩サミット終了後の取組について | ・・・ 65 |
| (10) 包括外部監査結果に対する対応について | ・・・ 73 |
| (11) 各種審議会等の審議状況の報告について | ・・・ 89 |

平成 29 年 3 月 10 日

雇用経済部

(1) 国際展開の取組状況について

1 知事の台湾訪問について

「みえ国際展開に関する基本方針」の重点地域である台湾において、平成 29 年 2 月 9 日から 12 日まで、「三重県台湾経済交流ミッション」を実施し、総統府をはじめとした政府機関への訪問や現地企業との交流会などを通じ、県内企業の海外展開におけるネットワーク強化を図りました。また、本県の産業等に関するトップセールス、観光誘客及び民間交流の活動支援を行いました。

なお、本ミッションには、県内市町と台湾の地方レベルの直接的な連携の構築に向け、県内 4 市町長（桑名市、志摩市、伊賀市、南伊勢町）と県内企業関係者 56 名にご同行いただきました。

(1) 台湾政府への表敬訪問など台湾との関係強化

台湾総統府を訪問し、陳建仁（ちん けんじん）副総統と面談を行い、これまで構築してきた三重県と台湾との連携をふまえ、「2013 日台観光サミット」から 5 年を迎える平成 30 年に向けたさらなる連携等について、意見交換を行いました。

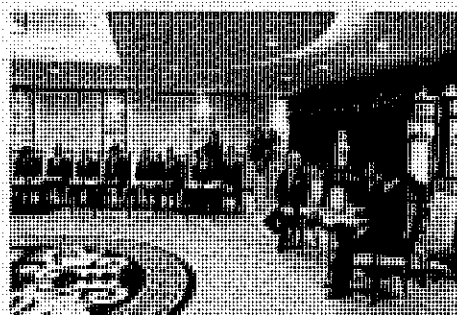
また、約 275 万人の人口を抱える台中市政府を訪問し、林佳龍（りん かりゅう）市長と面談を行いました。この際、三重県と台中市の相互交流を促進するため、情報発信やプロモーションを協力して行うこととする国際交流促進覚書を締結しました。

その後、高雄市政府を訪問し、陳菊（ちん きく）市長と面談を行いました。高雄市とは、平成 28 年 1 月に国際交流促進覚書を締結しており、今後も継続した協力関係を構築していくことや、教育旅行による交流拡大等について意見交換を行いました。

今回の訪台を通じ、台湾政府関係者からは「三重県の取組が日台の自治体間交流のモデルになる」と高く評価されており、引き続き、台湾で高まりつつある三重県の存在感を生かし、産業、環境、文化等のさまざまな分野で交流の強化を図っていきます。



陳建仁副総統 面談
(総統府提供写真)



林佳龍台中市長 面談

(2) 三重県ナイト開催など観光誘客、産業等のトップセールス、民間交流促進

高雄市において、三重県と高雄市の連携を基に交流人口のさらなる増加につなげるため、情報発信力のある高雄市政府関係者や現地企業関係者（約110名）を招待し、県内4市町長とともに、三重県のPRを行いました（三重県ナイト開催）。この際、范巽綠（はん そんろく）高雄市教育局長とのセッションでは「平成29年6月に100名規模の三重県への教育旅行を計画している」との発表がありました。

また、平成28年5月に高雄市に開業した鈴鹿サーキットパークにおいて、カート乗車等の利用促進イベントを開催し、来場者にサーキットパークのPRを行うとともに、三重県及び鈴鹿サーキットへの誘客プロモーションを行いました。

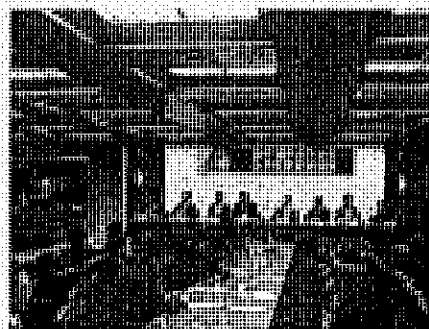
台北市の立法院において、蘇嘉全（そ かぜん）立法院長も同席の中、台湾関係企業等と三重県台湾経済交流ミッション団の交流会に出席し、双方の経済発展につながる台湾企業と三重県企業の連携促進について意見交換を行いました。

雲林県で開催された台湾ランタンフェスティバルにおいて、三重県から「お伊勢さん菓子博2017」をモチーフとしたランタンを出展し誘客PRを行ったほか、安濃津よさこいチームによるメインステージでの演舞の前に、知事が挨拶を行い、三重県と台湾の活発な民間交流活動についてPRを行いました。

これまでの台湾との連携を通じ、民間レベルでの交流も着実に進展してきているところであり、引き続き、企業間ネットワークの構築等を図ってまいります。



三重県ナイト参加者代表による記念撮影



交流・意見交換会の様子

2 三重県・パラオ共和国友好提携 20 周年記念事業について

三重県とパラオ共和国は、平成 8 年（1996 年）7 月 25 日に友好提携を締結して以来、今年度で友好提携 20 周年を迎えました。両県国間の交流を一層発展させていくため、平成 29 年 2 月 17 日（金）から 21 日（火）にかけて三重県訪問団を派遣し、パラオ共和国大統領への表敬訪問、三重県の PR やパラオ国民との交流事業を行いました。

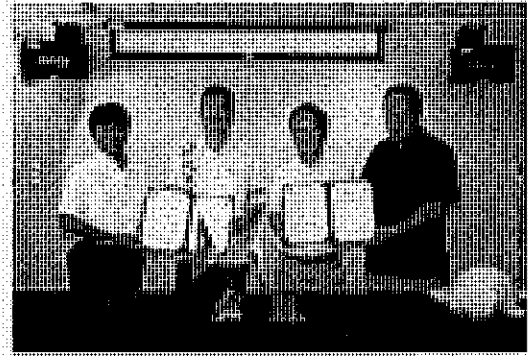
(1) パラオ共和国大統領への表敬訪問などパラオとの関係強化

トミー・エサン・レメンゲサウ・ジュニア大統領を表敬訪問し、大統領の来県を呼び掛ける知事親書を手交し、青少年交流の発展等、友好関係の強化について意見交換を行ったところ、同大統領から三重県との友好関係継続及び早期の来県の意向が示されました。

また、鳥羽水族館がパラオ国際サンゴ礁センターと友好協力覚書を締結し、サンゴ礁における海洋生物・生態系の研究・保全に向けた新たな関係を構築するとともに、友好提携を締結した当時、大統領を務めていたクニオ・ナカムラ元大統領と意見交換を行いました。



レメンゲサウ大統領との集合写真



鳥羽水族館とパラオ国際サンゴ礁センターとの友好協力覚書締結

(2) 日本フェア、ウォーカーソンなどパラオ国民との交流取組の実施等

在パラオ日本国大使館主催の「日本フェア」に三重県として初めて参加し、県立水産高等学校及び鳥羽水族館とともに三重県の PR を行いました。

また、パラオとの交流事業として、交流ウォーカーソンを開催し、道路や海岸のごみ拾いを行いながら、パラオ国民やパラオ在住日本人と交流を深めました。

また、20 年前からパラオに寄港し、現地学校と交流を行っている県立水産高等学校の「しろちどり」を訪問するとともに、生徒等と交流を行いました。

今回のパラオ訪問を契機に、引き続き、県立水産高等学校をはじめとする青少年交流を促進していくとともに、公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）と連携した環境保全事業等の実施等を通じ、友好関係の継続を図っていきます。



日本フェアの様子



三重ウォークマンの様子

3 「みえ国際ウィーク 2017」について

三重県では、サミット開催による経験を県内のグローバル人材の育成・活躍につなげるため、サミット開催日である5月26日、27日の前後2週間程度を「みえ国際ウィーク」と定め、県内市町や企業・団体の皆さんと一緒に、全県的な取組を実施することとしています。

現在、「みえ国際ウィーク 2017」に向けて、県内市町や企業・団体の皆さんからの自主的な取組を募集しているところであり、その取組内容を県のホームページ等で公表し、全県一体となった取組にしていきたいと考えています。

(1) 県の取組

① キックオフイベント

「みえ国際ウィーク 2017」に向けた県民の皆さん等による国際交流等の取組を促進するため、3月5日(日)、四日市市内でサミットと関わりがあった著名人3名をパネリストにお招きし、パネルディスカッションを行いました。

当日は、250人が参加した中、パネリストからは、「サミット開催によって改めて気づいた地元の良さを今後もPRしていくことが必要」、「三重県はサミットが開催されるに相応しい場所であったということを後世に伝えていくべき」といった発言があるなど、サミットを経験した県民一人ひとりの行動に対する力強い後押しがなされました。

② シンポジウム(予定)

「みえ国際ウィーク 2017」の期間中に、県主催のシンポジウムを開催する予定です。国際的に活躍している著名人等をお招きし、基調講演やパネルディスカッションを行うなど、県民が継続的に世界に目を向ける機会を設け、一層グローバルに活躍するきっかけを作りたいと考えています。

さらに、5月下旬に予定されているサミット記念館の開館イベントも国際ウィークの期間にあわせて実施し、全県一体となった効果的な取組にいきます。

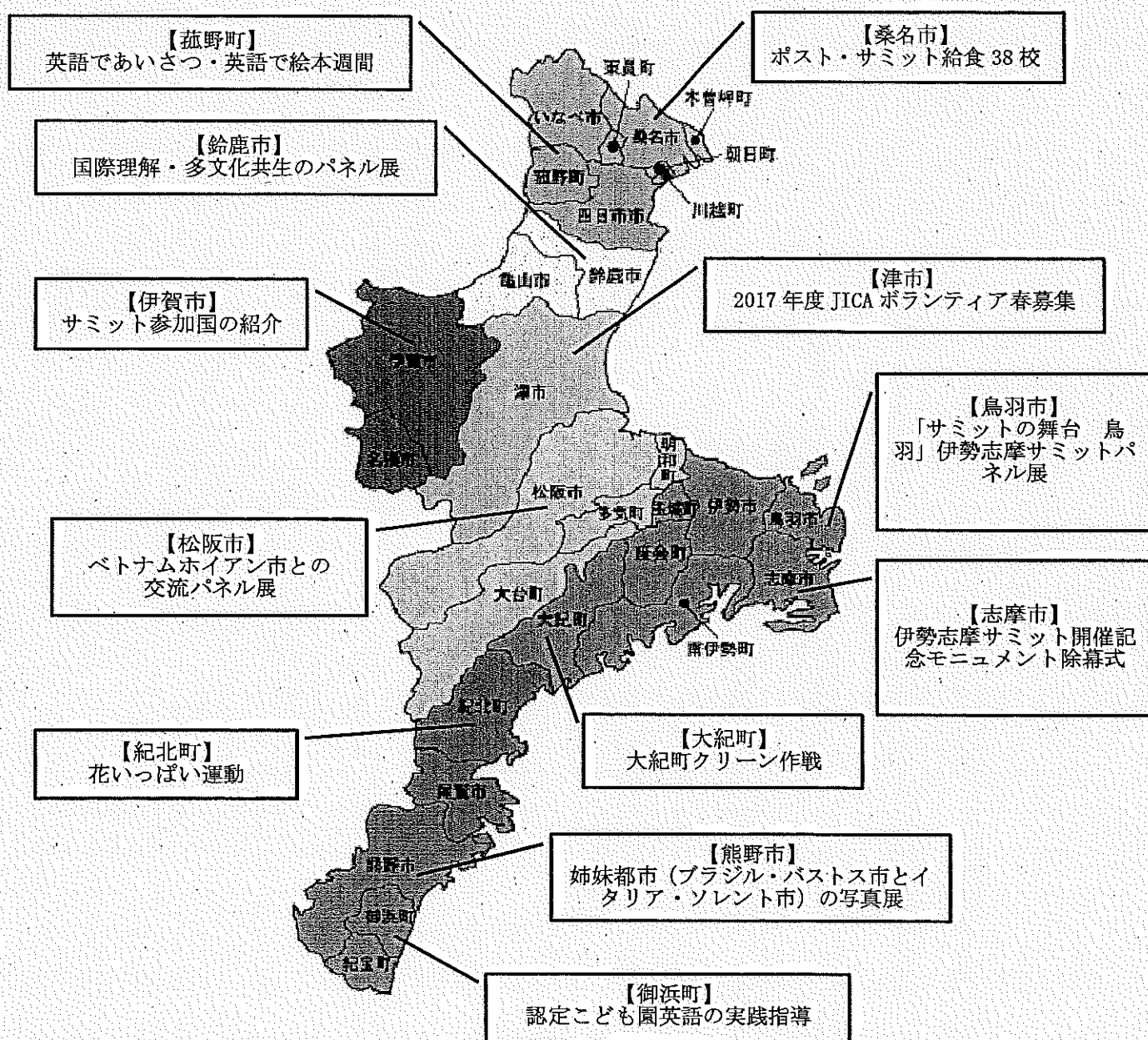
(2) 県内市町、企業、団体等の取組予定状況

これまで、みえ国際ウィークの周知や各市町、企業、団体等の自主的な取組の募集を行ってきています。

既に、ポスト・サミット給食の実施、学校や保育園・幼稚園での異文化交流の実施、講演会や国際交流イベントの実施等について応募があり、さまざまな取組が行われる予定です。

みえ国際ウィークの取組が全県的にさらに活発になるよう、引き続き、今後も市町や企業・団体、学校等への周知や自主的な取組を働きかけていきます。

<応募のあった取組の一例>



(2) 雇用施策の推進について

1 働き方改革

(1) 県庁での取組について

～「働き方改革・生産性向上推進懇談会」からの提言～

県庁における「働き方改革」の取組を進めるため、有識者や経営者で構成する「働き方改革・生産性向上推進懇談会」(ワーク・ライフ・バランス推進タスクフォース)(平成28年8月設置)から、「県庁の働き方改革に関する提言」を本年1月にいただきました。

[提言のポイント]

- ・これまでの県庁一律の取組展開では限界があり、取組を継続するためには所属毎の特性や問題点に応じた取組が必要。
- ・取組を加速し続けるためには、知事をはじめ部局長等幹部職員自らがコミットメントし、それを定期的に県庁内外へ発信することが重要。

[提言いただいた具体的な方策]

- ・「会議」「出張」をやめる・なくす
- ・ペーパーレス化によるフリーアドレスの実現
- ・柔軟な働き方・時間編成を実現する制度の実施
- ・モチベーションアップにつなげる表彰制度の実施
- ・取組の実効性を高めるための「ワーク・ライフ・マネジメントアクションシート(仮称)」の作成とトップからの発信

[各部局の取組]

- ・業務効率化につながる庁内システムの機能の活用を促す通信の発行や、図書等の集約と見える化を実施。(総務部)
- ・ノー残業デーの弾力的運用や、情報ネットワークの障害発生等における緊急時のサテライトオフィスの有効性を検証。(地域連携部)
- ・ワークライフマネジメント推進ワーキンググループを設置するとともに、班単位で業務効率化等を話し合う「カエル会議」を開催。個人の終業時刻から翌日の始業時刻までの間に一定の休息時間を確保する「勤務間インターバル」に関する課題を研究。(雇用経済部)
- ・タイムマネジメント向上のため、毎朝班単位で各職員の業務予定を共有する「朝ミーティング」と、班長等による時間外勤務の再確認を事務局全体で実施。(教育委員会)

今後も各部局における取組を推進するとともに、こうした取組事例に基づき、県庁内各部局への展開を推進します。

(2) 企業への働きかけについて

県内企業における「働き方改革」を進めるため、企業の取組状況に応じたコンサルティングを行う専門家を派遣し、その報告会を開催したところさまざまな成果の発表がありました。

○報告会開催日時・場所 平成29年2月20日(月)14時～17時 津市内

○参加者 約70名(県内外企業、県外自治体)

○発表事例

①「介護施設で、離職者がゼロ」(介護事業)

利用者、職員の満足度を上げるため、密なコミュニケーションや業務の標準化を行った結果、例年あった離職者がゼロとなった。

②「時間あたり付加価値が3倍に向上」(電気工事業)

密なコミュニケーションや情報・知識の共有、業務の標準化など業務効率化に取り組み、時間あたり付加価値額が3倍に向上した。

③「効率化アップにより生産性向上」(製造業)

従業員でチームを形成し、仕事を減らし、時間を有効活用することを目指す中で、業務ロスの削減、品質向上につながった。

④「24時間年中無休のホテル業で、有給休暇取得率がアップ」(宿泊業)

シフト勤務で有給休暇がほとんど取得できないホテル業で、業務のブラッシュアップや平準化を図ることで、有給休暇の取得率が向上した。今後は、長期休暇の計画的取得にも取り組む。

各企業がそれぞれの課題を認識し、それを克服するために工夫することで、従業員のワーク・ライフ・バランスの向上や生産性向上につながっている状況が報告されました。

また、大手金融機関や県庁における取組紹介も行い、地域社会全体で「働き方改革」を推進していこうとする本県の取組に関して、県内外の参加者から評価をいただきました。

引き続き、県内企業が集まる場で、こうした働きやすい職場環境づくりをはじめ、生産性の向上や優秀な人材確保など経営戦略につなげる先進事例、県庁における働き方改革の取組等を紹介し、県内企業への普及や機運醸成を図り、官民一体となって地域社会全体での「働き方改革」の推進をめざします。

2 障がい者雇用

(1) 県内の民間企業における障がい者の雇用状況について

平成 28 年 12 月 13 日に三重労働局から公表された、「平成 28 年障害者雇用状況の集計結果」では、平成 28 年 6 月 1 日現在の県内の民間企業（県内に本社がある 50 人以上規模の企業）における障害者実雇用率は 2.04% で、初めて法定雇用率（2.0%）を上回りました。

- ・ 障害者実雇用率 2.04%、全国 20 位（前年は 1.97%、20 位）

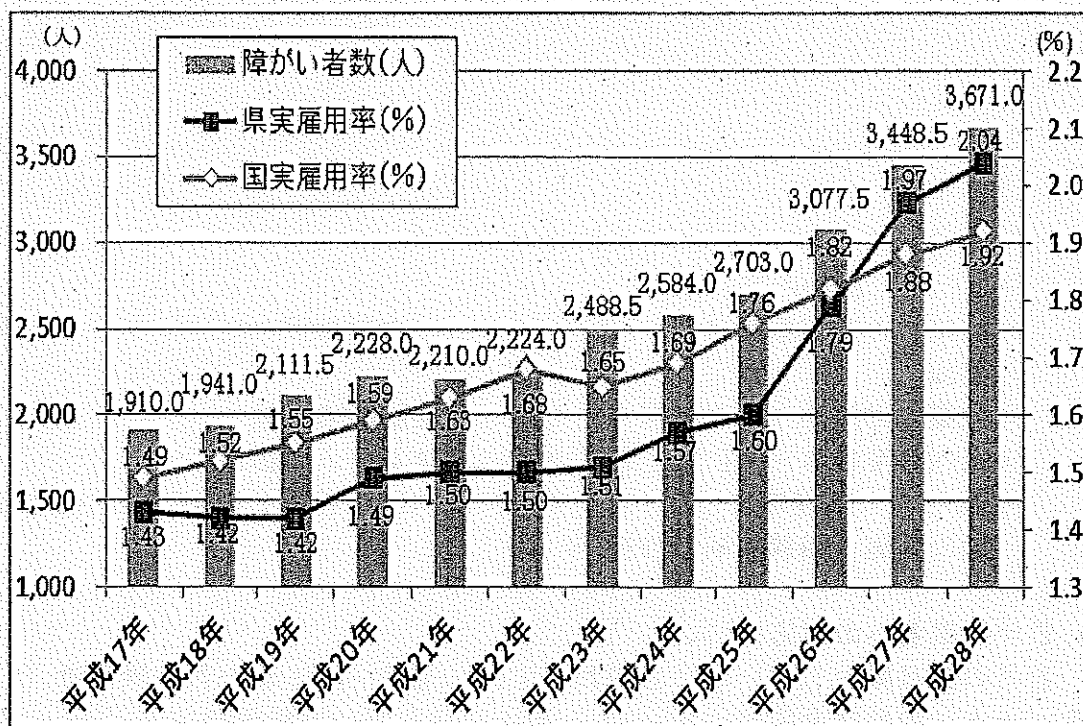
※前年から 0.07 ポイント増加しました。

- ・ 法定雇用率達成企業の割合 60.8%、全国 9 位（前年は 55.7%、18 位）

※前年から 5.1 ポイント増加し（全国 1 位の伸び）、初めて 60% を超えました。

今後も引き続き、三重労働局と強力に連携し、共に策定した「障がい者雇用推進プラン 2017」により、雇用率未達成企業への雇用の働きかけや職場定着支援の強化、離職者が発生した場合の早期補充への支援、平成 30 年 4 月の法定雇用率の改定への対応促進などに取り組みます。

<障がい者の雇用状況の推移>



(2) 三重県障がい者雇用推進協議会の開催

平成 29 年 2 月 1 日に、企業、労働、福祉、行政等の多様な分野の関係者による「平成 28 年度三重県障がい者雇用推進協議会」を開催しました。

<主な意見>

- ・ 障がい者雇用に関する情報発信を強化してほしい。
- ・ 法定雇用率の対象とならない事業所の実態を把握する必要がある。
- ・ 職場定着支援を強化してほしい。

いただいたご意見をふまえ、関係機関等と連携し、障がい者雇用の推進に向けた取組を進めます。

平成 29 年度に、県内企業における障がい者雇用の実態や職場定着の状況、課題等を把握するため、法定雇用率の対象とならない小規模な企業も含めてアンケート調査を実施し、今後の施策に活用していきます。

3 若者の就労支援

(1)「おしごと広場みえ」の機能拡充について

①現在の取組

三重労働局等と連携し、若者の就労支援策を総合的にワンストップで提供する「おしごと広場みえ」をアスト津3階（津市）に設置しています。

〔主なサービス〕

- ・求職者一人ひとりの状況に応じたキャリアコンサルタントによる相談対応
- ・就職前の学生等を対象にした模擬面接、コミュニケーション能力向上セミナー等の開催による就職活動の支援
- ・仕事に対する理解を深めるためのインターンシップのマッチングや企業訪問、経営者との交流イベント
- ・「みえ新卒応援ハローワーク」による求人紹介 等

②機能拡充について

「おしごと広場みえ」の課題について、労働者側と企業側の関係者等から、「若者の希望にマッチした就労と定着促進が進んでいない」、「県内の中小企業とおしごと広場みえとの接点が少ないため企業ニーズが把握できていない」、「利用者数の増加が必要」などのご意見がありました。

（登録者数 H25：1,808人、H26：1,498人、H27：1,574人）

こうした課題解決に向けて、先進的な取組のベンチマーキングや関係者との意見交換等を進めた結果、平成29年度から「おしごと広場みえ」の機能拡充を図ります。

〔新たに取り組む内容〕

- ・求職者の安定雇用に向けた企業に対する人材確保・定着に寄与する事業の実施
- ・企業の求人ニーズを把握するための企業訪問の実施
- ・県内企業のニーズに応じた人財育成プログラムの提供
- ・「おしごと広場みえ」の知名度アップに向けた各種セミナーの開催や広報活動の実施、相談体制の強化 等

(2) 若年無業者への対応について

若者の数は減少しているにも関わらず、15歳から34歳の若年無業者（いわゆるニート）の数は全国で約60万人と高止まりしている状況です。

若年無業者等の就労支援については、ハローワークとの連携が重要であるとともに、福祉機関や教育機関との多分野にわたる連携が必要であることから、国の事業として就労に向けた一体的な支援が行われています。具体的には、全国各地の地域若者サポートステーションにおいて、就労に関する相談やコミュニケーションセミナーなどの自立訓練講座の開催、協力事業所への就労体験が実施されています。

県内には、津市、四日市市、伊勢市、伊賀市の4か所のサポートステーションで、こうしたサービスがワンストップで提供されており、県としても関係者間の連絡調整を図るために「みえ若者就労支援ネットワーク」の運営を行うほか、これらのサービスをより強化するため、就労体験や自立訓練事業等を実施しているところです。

また、サポートステーションの支援を受けた若年無業者を「おしごと広場みえ」のサービスにつなげる取組も行っており、今後も引き続き、国・県が連携して、若年無業者への支援に取り組んでいきます。

(3)「三重U・Iインターンシップ推進協議会」の設置

県内の高校を卒業し大学へ進学する生徒の約8割が県外大学に進学している現状がありますが、民間の調査等の情報によると、県外に進学した本県出身の大学生で、本県での就職を希望する声が多いと聞いています。

このため、県内経済団体、三重労働局、県内大学や就職支援協定締結大学等の参画を得て、「三重U・Iインターンシップ推進協議会」を設置し、県内外の学生等を対象とした地域課題解決型インターンシッププログラムのほか、県内企業に対するインターンシップ受入促進策や大学生の参加促進策等について検討します。

県内企業の魅力を体感でき、自身の就業意識等の向上にもつながるインターンシッププログラムや地域の魅力情報等の発信、地方暮らしによるワーク・ライフ・バランスのとれた働き方の実現を県内外の学生等に提案するなど、県内企業へのインターンシップを促進していきます。

このことにより、地域での働き方に関心を持っていただき、その他の取組と連携しながら、県内企業等へのU・Iターン就職の促進を図ります。

[協議内容]

- ・地域課題解決型インターンシッププログラムについて
- ・受入企業との連絡調整、新規開拓、受入ノウハウの提供について
- ・参画大学等との調整について
- ・県内外大学生への周知方法について
- ・学生に対する参加促進策について
- ・参加学生と受入企業とのマッチング支援について 等

[今後のスケジュール]

- ・平成29年3月15日 第1回推進協議会の設置・開催
- ・平成29年4月～ 関係事業実施（協議会の運営、プログラムの開発、企業への受入れ要請、県内外大学との調整、研修会開催 等）

(3) 「三重県 ICT による産業活性化推進方針（仮称）」＜最終案＞について

1 「三重県 ICT による産業活性化推進方針（仮称）」＜最終案＞の概要（別紙 1 のとおり）

(1) 策定の趣旨

ICT 関連技術の急速な進歩、さらに国においても ICT の活用がこれまで以上に重要な位置付けとなっている中、三重県の産業競争力の強化や少子高齢化、人口減少等社会的課題の解決に ICT を活用していくため、県の取り組むべき方向と対策を策定するものです。

(2) 方針の位置づけ

「みえ産業振興戦略」の基本思想に基づき、ICT を活用して施策を推進するための個別方針です。

(3) 計画期間

平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間とします。

(4) 取組方針

本県の現状、課題から導き出された次の 5 つを取組方針とします。

- I 先導的な企業・取組の推進
- II 事業者の ICT 活用支援
- III 人材の育成と基盤強化
- IV 社会的課題の解決
- V 県による情報発信の強化

2 「三重県 ICT による産業活性化推進方針（仮称）」に対する主な意見と変更点

外部検討委員会、商工会議所、商工会、パブリックコメントからの主な意見及びそれに対する変更点等は下記のとおりです。

(意見)

- ・各項目に明確な数値目標がない。推進のための数値設定、検証のための基準設定を求める。(パブリックコメント)
- ・方針を作成した後、これからの施策を定量的に検証していく必要がある。(外部検討委員)

(変更点)

方針 I～V に、それぞれ目標数値を設定しました。

方針 I：三重県 IoT 推進ラボ（以下、「みえラボ」という）会員によるワーキンググループ（WG）の設置件数

方針 II：みえラボによるセミナー開催回数

方針 III：みえラボによる人材育成イベント開催回数

「三重県オープンデータライブラリ」の登録データ件数

方針 IV：「統合型医療情報データベース」を活用した製薬企業等との共同研究契約の締結件数

ドローンを活用した取組件数

方針 V：県民等による県政情報の拡散件数

(意見)

- ・県内事業者では、ICTの活用というより、パソコンも持っていない、使っていない事業者が多いということを知って欲しい。まずはそういう事業者が使うようにすることを考えて欲しい。(商工会議所)

(変更点)

- ・県内の中小企業・小規模企業の多くが、ICTに関する環境変化に対応していくことが困難になっているという実態をふまえつつ、ICT活用に資する現実的で効果的な対策を講じる、と具体的に記述しました (P. 2)。

(意見)

- ・外部から、ICT企業の誘致も必要である。(外部検討委員)

(変更点)

- ・外資系ICT企業の県内への進出を促す記述を追加しました (P. 19)。

(意見)

- ・プログラム教育を行いたい教える人材がない。(外部検討委員)

(変更点)

- ・みえラボ会員と連携した人材育成講座や小中学生等を対象としたイベント開催の記述を追加しました (P. 29)。

(意見)

- ・資格はないがまた働きたい、どうすれば再就職できるか考えている女性は予想以上に多い。このような再就職を望む女性の活用に事業をあてていくのも一つではないか。(外部検討委員)

(変更点)

- ・ICTを活用し、女性が活躍できる働き方を実践している企業の事例を追記しました (P. 30)。

(その他の変更点)

- ・セキュリティ対策の記述を追加しました (P. 33)。
- ・ドローンの活用推進の項目を追加しました (P. 40)。

3 今後の方針の取扱いについて

ICTによる産業活性化には、行政だけではなく、産業部門の積極的な取組や産学官の連携・協働が必要なため、産学官による評価推進組織を設置するとともに、方針に基づく取組について、県庁内の各課が連携を密にして着実な推進を図ります。

なお、毎年度、進捗状況を評価し、対象期間内であっても必要に応じて取組の見直しを行います。

これまでの県の取組

- 「みえICTを活用した産業活性化推進協議会」設立 (H25.7~)
 - ・氏郷まつりでの実証実験 (アプリ、Facebook Wi-Fi)
- 「ビッグデータ・オープンデータを活用したIT人材育成事業」(H28.1~3)
 - ・アイデアソン開催 (対象:県内高校生、高専生等の若手人材)
 - ・セミナーの開催 (内容:スタートアップ、ビッグデータ)
- 「IoT推進ラボ」への参加 (H28.1)、地方版IoT推進ラボ(みえラボ)の選定 (28.7)

策定の趣旨

- ・スマートフォン、SNS、センサー、AI、ロボット、ウェアラブルなどのICT 関連技術が進歩し、ビッグデータ活用の取組に関心が高まる
- ・「日本再興戦略2016」において、IoT、ビッグデータ、人工知能等を活用した「第4次産業革命」が重要な位置づけ
- ・三重県の競争力強化のため、サービス、ものづくり、観光、農業、ヘルスケア等の産業分野で、県内中小企業等が、ICTを活用した事業活動の革新や、生産性の向上に取り組めるよう、また少子高齢化、人口減少等の社会的課題解決にICTを活用していくため方針をとりまとめる

方針の位置づけ

『みえ産業振興戦略』の基本思想に基づき、7つの戦略(新産業創出、ものづくり、サービス、県内投資促進、中小企業・小規模事業、ひとづくり、域外ネットワーク構築)をICTを活用して推進するための個別方針

対象期間

平成28~31年度

基本的な考え方

赤字部分:

素案からの主な修正事項

- ・「みえ産業振興戦略」における、サービス、ものづくり、観光、ヘルスケアなどの取組方向を戦略的かつ具体的に推進するものとします。
- ・ICTに関する人材育成、公共交通など、「みえ産業振興戦略」の推進に密接に関連する取組の方向も示すものとします。
- ・急速に進展するICT関連技術について、常に最新の情報を入手するとともに、その潮流に的確に対応するための見直しを適宜行うものとします。
- ・県内の中小企業・**小規模企業の多くが、ICTに関する環境変化に対応していくことが困難になっているという実態を踏まえつつ、ICT活用**に資する現実的で効果的な対策を講じることとします。
- ・少子高齢化や人口減少による労働力不足、ノウハウの承継や競争力強化など、課題の解決のためにICTの利活用を効果的に進めることとします。
- ・**ICT活用の推進にあたっては、安全・安心な利活用の観点から、サイバーセキュリティ対策についても同時に検討を進めることとします。**
- ・県民、事業者、行政などの多様な主体の参画による協創の視点で取り組むものとします。

第1章 ICTをめぐる全国の現状と将来像

1 ICTをめぐる全国の状況

- ①スマートフォンの普及による変化
(世帯保有率 9.7%(H22)⇒72.0%(H27) 62.3ポイント増
「パソコン」保有率(76.8%)との差は4.8ポイント(前年度13.7ポイント))
- ②クラウドコンピューティングの普及
(利用状況 33.1%(H25)⇒44.6%(H27) 資本金10億以上の企業は7割超)
- ③IoT/CPSIによる産業構造の変化
(インターネットにつながるモノの数 約158億個(H25)⇒約530億個(H32))

2 ICTの進展による将来像

(経産省 産業構造審議会 「新産業構造ビジョン中間整理」を基に作成)

◆ものづくり革新・流通・小売

製造・物流・販売データの連携による、カスタマイズ製品の安価で迅速な供給

◆ヘルスケア

AIにより認識・制御機能を向上させた医療・介護ロボット等の実装が進み、現場の負担を軽減

◆自動走行・モビリティ

隊列走行の実現により、物流業の幹線輸送効率性が向上

◆農業

販売実績等のデータを利活用し、多様な消費者ニーズにきめ細かく対応した農作物の提供が可能

◆観光

シェアリングやCtoCのマッチングサービスの広がりにより、個人もサービス提供者として観光産業に参画

◆教育

アダプティブ・ラーニング等の進展で、子どもの習熟度等、個に応じた学習が可能に

第2章 本県の現状、課題

1 本県の現状

ICTの活用状況	「HP・SNSによる情報発信」	HP	86.6%
		SNS	25.4%
	「顧客情報、生産情報等の分析」		33.8%
	「センサーによる顧客、生産データ等の収集・分析」		4.1%
	「AI(人工知能)の活用」		0.2%
ICT導入の必要性	「必要と考えており導入・利活用」		38.7%
	「必要と考えているが、導入していない」		24.4%
	「必要と考えてはいない」		37.0%
導入・利活用しない理由			47.4%
	「導入効果がわからない、評価できない」		32.5%
	「コストが負担できない」		24.7%
	「ICTを導入できる人材がいない」		18.3%
	「業務内容にあったICT技術、製品がない」		14.2%
	「適切なアドバイザー等がいない」		8.8%
	「個人情報漏えいのおそれがある」		

2 本県の課題

- ①県内企業のICT、IoT導入に関する理解を高めること
 - ・多くの中小企業・小規模企業で、ICT活用の効果や必要性が十分に認識されていない。
- ②ICTの導入・活用における人材や資金面の確保
 - ・ICTを導入しようとする事業者も、その開発や運用に関する人材が不足している。
- ③ICT関連企業とユーザー企業との連携の必要性
 - ・ICTサービス提供側、サービス利用側の双方の企業連携を促進する必要がある。
- ④セキュリティ確保への懸念
 - ・情報システムの停止、顧客情報漏えい、サイバー攻撃対応などのリスクを避ける必要がある。
- ⑤県行政としてのICTに関する施策の構築
 - ・情報発信、データ分析、オープンデータ化、企業活動支援などの施策を強化する必要がある。

第3章 ICTに関する取組方針

I 先導的な企業・取組の推進

他の企業の見本となる先導的な企業、ICT導入サポート企業、スタートアップ・ベンチャー企業の育成・支援を行うことで、自律的な企業活動を通じた県内企業のICT化を促します。

目標数値: みえラボ会員によるWGの設置件数

(H27年度(現状値): - H28年度(見込): 3件

H31年度(目標値): 8件)

(1) 先導的な取組の促進

- 「三重県IoT推進ラボ(みえラボ)」会員と連携した取組(IoTプロジェクトの推進、事例集作成など)
- ICTビジネスを担う人材育成事業

(2) 財政的な支援

- 中小企業高付加価値化投資促進補助金
- 本社機能移転促進補助金 ○外資系企業アジア拠点立地補助金 ○国の補助金等活用の支援

(3) 技術的な支援

- 3Dプリンタ等の機器を開放

(4) スタートアップ支援

- 「MIEグローバル・スタートアップ・サポート・プログラム」に基づく環境づくりの推進
 - 「熱意あるベンチャー連合」との連携
- <県内企業取組事例>(一部抜粋)
- 旅館・ホテル予約管理システム 女将さん(縹リブネット)
 - フルーツマト植物工場の取組(AZUMA FARM 三重)

II 事業者のICT活用支援

県内の中小企業等が、ICTを導入・活用して事業活動の革新やサービス・生産性の向上を図るため、効果等に対する知見の共有や必要となる支援を、産学官金などが連携して行います。

目標数値: みえラボによるセミナー開催回数

(H27年度(現状値): - H28年度(見込): 3回

H31年度(目標値): 12回)

(1) 知見の共有

- みえラボによるセミナー、事例集・啓発パンフレット作成等
- (2) 販路拡大
- 三重県販経向上計画認定制度での専門家派遣、融資等
- <県内事例>

○ネットショップ番組「キホクニヤ」(みえ熊野古道商工会)

(3) 品質サービス・生産性向上

- 三重県販経向上計画認定制度での専門家派遣、融資等

(4) 人材育成

- みえラボによる人材育成講座等の開催

赤字部分: 素案からの主な修正事項

III 人材の育成と基盤強化

プログラミング等のICT関連技術を持った人材を育成・確保するため、学校現場における情報教育の充実とともに、社会人や求職者のICT関連能力の向上に取り組みます。また、公衆無線LANなどのインフラ整備、県保有データのオープンデータ化、サイバーセキュリティ対策などICT利活用の基盤を強化します。

目標数値: みえラボによる人材育成イベント開催回数

(H27年度(現状値): - H28年度(見込): 3回

H31年度(目標値): 12回)

「三重県オープンデータライブラリ」登録データ件数

H27年度(現状値): 32データ H28年度(見込): 44データ

H31年度(目標値): 80データ)

(1) 人材育成

【学校教育】

- 亀山高校での電子黒板とタブレット端末導入による情報教育
- 名張青峰高校での1人1台タブレット貸与、ICT支援員の常駐
- 学校における情報教育推進、教員のICT指導力研修

<県内企業取組事例>

- 全国高専プロコンでの最優秀賞受賞(鳥羽商船)

【セミナー・職業訓練】

- みえラボによるセミナー、人材育成講座等の開催
 - 津高技でのデジタルに対応した技術の取得やPC操作訓練
- <県内企業取組事例>

- 多様な女性の働き方を提案((縹)プレゼンス)

【その他】

- 人材確保と技術者資質向上のため海外ICT人材との交流
- 三重県プロフェッショナル人材戦略拠点事業
- ICTビジネスを担う人材育成事業

<県内企業取組事例>

- 高専生との「ハッカソン」開催(縹)FIXER)

(2) 基盤強化

【公衆無線LAN】

- 無料公衆無線LAN「Free Wi-Fi-MIE」拡充

【ビッグデータ】

- 地域経済分析システム「RESAS」の普及促進

【オープンデータ】

- 三重県オープンデータライブラリのデータ充実

【セキュリティ】

- 産学官が一体となった安全かつ活力あるサイバー空間実現
- <県内企業取組事例>
- 伊勢志摩サミットでのサイバー攻撃からの防御(縹)FIXER)

IV 社会的課題の解決

農林水産、ヘルスケア、地域交通、エネルギーなどの分野において、進歩したICTを活用することで課題を解決するなど、地域産業の活性化につながる取組を支援します。

目標数値: 「統合型医療情報データベース」を活用した製薬企業等との共同研究契約の締結件数

(H27年度(現状値): - H28年度(見込): -

H31年度(目標値): 2件)

ドローンを活用した取組件数

(H27年度(現状値): - H28年度(見込): 4件

H31年度(目標値): 40件)

(1) 農林水産

- 茶葉トレーサビリティ ○事業者向け個別指導、セミナー等

(2) ヘルスケア

- 「統合型医療情報データベース」を活用し共同研究を推進
- 疾病予防等の製品等を創出する企業間マッチング等

(3) 地域交通

- 三重県公共交通ネットワーク見える化プロジェクト
- GPSを活用したバス運行情報の確認サービス
- 自動走行の取組

(4) エネルギー

- スマートコミュニティの構築に向けた計画づくり支援
- HEMS、BEMS、FEMSの導入支援

(5) 先進自治体との連携

- 「オープンガバメント推進協議会」「IoT推進ラボ」への参画
- スマート農業に関するセミナーの開催

(6) ドローンの活用推進

○包括協定を締結した(縹)VRと連携したドローン活用検討

V 県による情報発信の強化

ユーザー数が多い事業者等と連携を図りながら、SNSや動画等最新ツールを活用した効果的な情報発信に取り組みます。

目標数値: 県民等による県政情報の拡散件数

(H27年度(現状値): - H28年度(見込):

H31年度(目標値): 123,000件)

(1) SNSを活用した情報発信

- Facebook等での情報発信 ○「食旅パスポート」SNS活用

(2) ホームページ、メールマガジンでの情報発信

- 遊び・体験予約サイト「アソビュー」
- 「三重の応援団」入会者にメールマガジンの発信

(3) その他

- QRトランスレーター活用
- トリップアドバイザーと連携した特設サイト
- 「広聴広報アクションプラン」に基づく支援・助言

<県内企業取組事例>

- 「かざすCITY伊勢」 ○Pepperによる三重県の魅力発信

推進体制

産学官による評価推進組織、県庁内の各課と連携を密にして着実に進める。

評価・見直し

毎年度進捗を評価し、対象期間内であっても必要に応じ見直しを行う。

(4) 三重県営業本部の展開について

I 首都圏営業拠点「三重テラス」の運営状況について

首都圏営業拠点「三重テラス」は、伊勢志摩サミット開催後においても、来館者数は引き続き順調に推移しており、2月末までの累計来館者数は2,200,834人となっています。

「三重テラス」の運営に関する総括評価について、アドバイザリーボード等における有識者の意見をいただきながら、これまでの取組の評価や課題、今後の方向性等を最終報告としてとりまとめました。

1 トピックス

(1) 年末年始に対応した企画の実施

ショップでは、福袋、しめ縄、練り物等の三重ならではの迎春商品を販売するとともに、レストランでは、クリスマス限定メニューの提供、伊勢えびの雑煮や三重の地酒のふるまいを実施しました。また、お歳暮ギフトでは、伊勢えび、松阪牛、三重の地酒等96品目を取り揃えたカタログ販売を行いました。

さらに、イベントスペースでは、神宮司廳所有の貴重な伊勢神宮の写真を集めた「神宮写真展」、子ども向けの「冬休みのりもの展」、お菓子や調味料等の特産品のふるまいを実施しました。

これらの取組の結果、年末年始の来館者数は、対前年比で12月が6%増、1月が2%増となっています。

(2) 伊勢志摩サミット開催記念「おかげさま祭」第3弾『三重テラス来館者200万人感謝キャンペーン』の実施

平成28年11月19日に来館者がオープン以来200万人を突破したことを受け、これまでに来館いただいた方々など三重テラスを支えていただいている多くの三重ファンへの感謝の意を込めて、12月1日から30日まで、キャンペーンを実施しました。【参考：(第1弾)「三周年記念感謝祭」(9/22~28)、(第2弾)「秋の収穫感謝祭」(10/22~23)】

【第3弾】「三重テラス来館者200万人感謝キャンペーン」

○ペア宿泊券・特産品プレゼントキャンペーン(12/1~30)

・期間中3,000円以上のお買い物、お食事をしていただいた方の中から抽選で200名様に三重県内ペア宿泊券や三重テラスで販売している各種商品、三重テラス商品券などの賞品をプレゼント。

○200万人達成記念品のプレゼント

・ショップでお買い物いただいた方に、三重テラスロゴ入り平治煎餅をプレゼント(限定：200袋)。

○「お伊勢さん菓子博2017」開催記念「赤福餅」の特別販売(12/26、27)

・赤福餅8個入、12個入を個数限定で販売。

○レストラン特別メニュー「来館者200万人感謝記念コース」や“世界ジェラート大使”による三重の旬の食材を使ったジェラートの提供(12/1~30)。

○竹あかりイベント

・COOL MIEトークライブ“竹あかりサミット”(12/23)

平成28年5月の伊勢志摩サミットの会場などを彩った竹あかりアーティストと知事が、「竹あかり」を通して、人・地域のつながりや環境保全等についてトークを実施(参加者67名)。

・ワークショップ(12/23~25)

三重県産の竹に電動ドリルで穴を開けて「竹あかり」を制作するワークショップを実施(参加者116名)。

・竹あかり展示(12/24~1/5)

竹あかりアーティストが三重テラスの空間を幻想的に演出し、県内で共同制作された作品とともに、三重県産の竹で制作された「竹あかり」を展示。

(3) 「早春大江戸日本橋めぐり アンテナショップスタンプラリー」の実施

三重テラスの発案により、日本橋地域の6県のアンテナショップが連携し、アンテナショップを巡るスタンプラリーを開催しました。

- ・参加県：福島県、富山県、三重県、奈良県、島根県、長崎県
- ・実施期間：平成29年2月4日から2月28日まで
- ・賞品：6館すべてのスタンプを集めて応募された方の中から抽選で、48名に各館提供の特産品をプレゼント
- ・応募総数：2,554件

2 平成28年度の運営状況

伊勢志摩サミットの開催にあわせて、三重テラス全体でさまざまな関連イベント等を実施するとともに、ショップでは、「銘菓街道」と銘打って県内各地の銘菓をシリーズで特別販売し、レストランでは、「松阪牛ローストビーフ丼」等の新規メニューを提供するなど、三重の魅力発信の取組を行った結果、来館者数及び売上額ともに順調に推移しています。

3 「三重テラス」成果指標

「三重テラス」の成果を評価する4つの指標（(1)来館者数、(2)商品開発や販路拡大につながった件数、(3)三重テラスサポート会員数、(4)メディア掲載件数）の状況は次のとおりです。

すべての指標において、目標値を達成しています。

(1) 来館者数

(平成29年2月末現在)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
目標値	11万人	26.4万人	58万人	59万人	60万人
実績値	27.5万人	56.7万人	67.4万人	68.5万人	

(2) 商品開発や販路拡大につながった件数（累計）

(平成29年2月末現在)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
目標値	10件	50件	90件	130件	170件
実績値	38件	67件	113件	189件	

(3) 三重テラスサポート会員数（累計）

(平成29年2月末現在)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
目標値	1,350人	4,490人	7,020人	9,585人	12,185人
実績値	1,359人	4,551人	7,475人	10,760人	

(4) メディア掲載件数

(平成29年2月末現在)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
目標値	30件	30件	30件	30件	30件
実績値	89件	60件	61件	96件	

4 平成29年度の取組

平成29年度においては、これまでの「三重テラス」の取組の成果や課題をふまえ、4つの指標の数値目標の達成と質的な改善をめざし、

- (1) サミット効果を生かした情報発信による集客強化
 - (2) 県内企業のチャレンジ支援
 - (3) 首都圏ネットワークの拡大・強化と連携
 - (4) 戦略的な広報活動の充実
 - (5) 市町・商工団体等関係団体とのさらなる連携
- の運営方針のもとに事業展開を行います。

II 関西圏での取組状況

1 平成28年度取組状況

「関西圏営業戦略」に基づき、効果的な情報発信、観光誘客、「食」の販路拡大支援を柱とした営業活動や、それらの基盤となるネットワークの充実・強化に取り組みました。

(1) 効果的な情報発信

「歴史」、「文化」、「食」に関心をもつ人が、三重のコンテンツの魅力を知り、さらに関心を高めていただくことを目的とした参加型イベント等を実施しました。

また、市町等と連携して、プレスツアーやマスコミキャラバンを実施し、関西圏の報道機関に旬の情報を発信しました。

【主な取組実績】

- マスコミキャラバン（関西圏の報道機関関係者を訪問）
平成28年5月18日 榊原温泉蛍灯PR（他10回）
- プレスツアー（関西圏の報道機関関係者を現地へ案内）
平成28年5月20日 青川峡キャンプ場、農業公園レストラン（他1回）
- 「学んでから旅する歴史講座」（平成28年11月 近畿日本ツーリスト主催）、「熊野古道セミナー」（平成28年10月、12月 近鉄文化サロン阿倍野）等を通して、三重県の観光PR等を実施
- コアな三重ファン講座「伊勢茶を楽しむ～実は碾茶（抹茶）も三重なんです！～」
平成28年11月12日 まちライブラリ@もりのみやキューズモール（大阪市中央区）

(2) 観光誘客

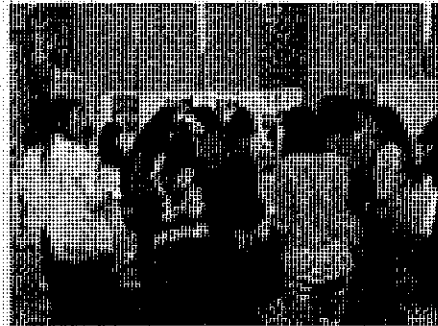
「忍者」、「女子旅」などテーマを明確にしてイベント等に出展し、関係市町等と連携して観光PRを実施しました。また、県内市町等が主体となって取り組む関西圏での観光PRや物産展などを支援しました。

【主な取組実績】

- KIX2016 関空旅博
平成28年6月4日～5日 [関西国際空港]
- トラベルガールズフェスタ2016
平成28年10月24日 [スイスホテル南海（大阪市中央区）]
- 住まいづくり大応援フェア
平成29年3月5日 [花博記念公園ハウジングガーデン（大阪市鶴見区）]



KIX2016関空旅博



トラベルガールズフェスタ2016

(3)「食」の販路拡大

県内で生産されている農林水産品およびその加工品を主体とした県産品について、関西圏の流通事業者、外食事業者等に対して紹介するなど、販路拡大等の支援に取り組みました。

○商談会参加への支援

県内事業者に対して、関西圏の流通事業者や外食事業者等との商談機会を提供

平成 28 年 5 月 20 日 ORA (大阪外食産業協会) との商談会 (大阪科学技術センター)

商談件数：13 件

平成 28 年 11 月 11 日 みえリーディング産業展 2016 での商談会 (四日市ドーム)

商談件数：36 件

○関西圏の「食」のプロ向け生産者訪問等現地ツアー

関西圏でレストラン等を運営する事業者や流通事業者を対象に、県内生産者等への訪問を実施

平成 28 年 6 月 7 日 三重県内生産者ツアー (四日市市、松阪市、鈴鹿市)

平成 28 年 6 月 8 日 三重県内生産者ツアー (鳥羽市、志摩市)

平成 28 年 11 月 18 日 三重県内生産者ツアー (南伊勢町、紀北町)

平成 28 年 11 月 22 日 県内酒蔵訪問等現地ツアー (名張市、伊賀市)

平成 29 年 1 月 24 日 三重県内生産者ツアー (熊野市、御浜町)

○「伊勢志摩サミット開催記念！三重うまいもんフェア～三重の幸を堪能しよう～」

関西圏の企業、三重の応援店舗、スーパー等と連携して、消費者に対する情報発信力が強い報道機関を対象に、三重県食材を活用して開発した新メニューの試食会を開催するとともに、三重県フェアを関西圏において実施しました。また、マスメディアを活用した情報発信に取り組みました。

① 報道機関向け試食会

平成 28 年 9 月 26 日 カゴメ株式会社大阪支店 (大阪市淀川区)

内容：カゴメ株式会社の食材と三重県食材 (伊賀牛、熊野地鶏、みえジビエ (鹿肉)、松阪豚等) をもとに、三重の応援店舗、カゴメ株式会社、株式会社阪急オアシスが開発した新メニューを提供

② 三重県フェア

平成 28 年 10 月 13 日～11 月 19 日 関西圏の三重の応援店舗 16 店舗

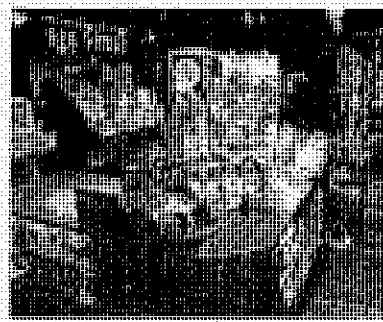
内容：三重の応援店舗 16 店舗においてイチオシの三重県食材を使った海の幸、山の幸を提供するなど三重県フェアを実施

平成 28 年 11 月 10 日～11 日 株式会社阪急オアシス 約 80 店舗

内容：三重県食材 (松阪豚、的矢カキ等) の販売、三重県食材を使ったレシピを紹介



報道機関向け試食会



三重県フェア【株式会社阪急オアシスにて】

③ 関西圏における三重の「食」と観光PR

内容：

- ・「じゃらん」本誌（平成 29 年 3 月 1 日発行）に三重県特集を掲載
- ・大手旅行事業者サイト「じゃらん net」に三重県PR ページを掲載（平成 29 年 2 月 21 日から約 2 ヶ月間）
- ・関西在住の「じゃらん net」会員にメールマガジンを配信

- ・三重の風景写真展として、伊勢市在住のプロカメラマンによる写真展とトークイベントを実施するとともに、「みえ食旅パスポート」や「お伊勢さん菓子博 2017」をPR [平成 29 年 3 月 11 日 αプラザ大阪※ソニーストア大阪（大阪市北区）]

(4) ネットワークの充実・強化

関西連携交流会会員へ会報誌を年 4 回発行するとともに、これまで構築してきた県人会、同窓会とのネットワークを効果的に活用し、三重県の旬の情報を提供しました。また、三重の応援団の登録を進め、コアな三重ファンの拡大に努めました。

2 今後の取組の方向性

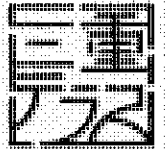
伊勢志摩サミットで三重県の認知度が向上した中、関西圏において、本県の強みである「食」を中心として、「自然」及び「歴史」等を生かした三重県ならではの魅力を複合的に情報発信し、さらなる観光誘客や「食」の販路拡大へつなげていきます。

Ⅲ 「三重テラス」の総括評価

「三重テラス」は、平成 25 年 9 月にオープンして以来、来館者数が 200 万人を超えるとともに、首都圏での情報発信、販路開拓や観光誘客などの面で大きな役割を果たしてきました。施設の不動産賃貸借契約及びショップ・レストランの運営委託契約が平成 29 年度末までであることから、これまでの三重テラスの運営にかかる効果や課題等について検証し、今後の方向性について検討した結果を総括評価（最終報告）としてとりまとめました。

総括評価（最終報告）については、別紙 1、別冊 2 のとおりです。

三重テラスの運営状況について



MIE TERRACE

- ・オープン以来の累計来館者数は、平成29年2月末現在で2,290,834人です。
- ・ショップ、レストラン、イベントスペースにおいて、三重の旬の魅力や季節行事・イベントに対応した情報を発信し、三重への誘客や販路拡大につながる取組を展開しています。

TOPICS

伊勢志摩サミット開催記念・おかげさま祭第3期 三重テラス来館者300万人感謝祭開催

平成29年11月の来館者250万人到達を記念し、12月1日から30日まで、「三重テラス来館者200万人感謝キャンペーン」を開催しました。

竹あかりイベントの開催、赤福餅の特別販売、プレゼントキャンペーン等の多彩な催し、ショップにおける記念品の配布、レストランにおける特別メニューの提供等を実施しました。



竹あかりサミット (12/23)

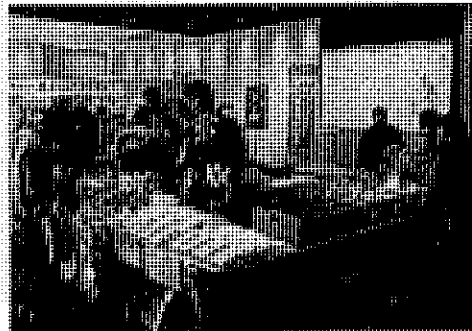


竹あかりワークショップ (12/23~24)

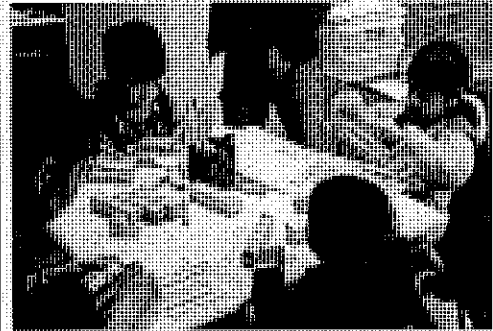
イベントスペース



「桑老石取巻」の様子



○「山・館・屋台行事」ユネスコ無形文化遺産登録記念パネル展覧 (12月7日~11日)
 >登録された市内のまつり「山・館・屋台行事」、「桑老市の「桑老石取巻の祭」行事」、西宮市市の「鳥居神社の輪船行事」、伊賀市の「上野天神祭のダンス」行事」を写真パネルと映像により紹介。【124名来場】



○「お伊勢さん親子侍3517」開催100回目イベント (1月10日~15日)
 >パネル展覧やクイズ出題等による集客の増加、目前にはぜんざいのふるまい、15日には伊勢市出身女性アーティストのミニライブや地ビールの試飲販売により開催地・伊勢市の魅力をPR。【1,237名来場】



○「お伊勢さん親子侍3517」開催100回目イベント (1月10日~15日)
 >パネル展覧やクイズ出題等による集客の増加、目前にはぜんざいのふるまい、15日には伊勢市出身女性アーティストのミニライブや地ビールの試飲販売により開催地・伊勢市の魅力をPR。【1,237名来場】



○「お伊勢さん親子侍3517」開催100回目イベント (1月10日~15日)
 >パネル展覧やクイズ出題等による集客の増加、目前にはぜんざいのふるまい、15日には伊勢市出身女性アーティストのミニライブや地ビールの試飲販売により開催地・伊勢市の魅力をPR。【1,237名来場】



○「お伊勢さん親子侍3517」開催100回目イベント (1月10日~15日)
 >パネル展覧やクイズ出題等による集客の増加、目前にはぜんざいのふるまい、15日には伊勢市出身女性アーティストのミニライブや地ビールの試飲販売により開催地・伊勢市の魅力をPR。【1,237名来場】

TOPICS

ショップ

○土・日・祝日に県内各地の銘菓を特別販売する「銘菓街道in三重テラス」をシリーズ展開

【12月】

▶しめ縄、練り物、丸餅など迎春商品の陳列と正月向けの店頭ディスプレイによる販売訴求

▶「三重テラス来館者200万人感謝キャンペーン」の一環として、赤福餅の数量限定で特別販売(12/26~12/27)

▶外国人来館者向けに、真珠商品の免税販売を開始(12/1~)

【1月】

▶年始における、福袋の販売(5万円、3千円の2種類を用意)

▶あおさのりの収穫期を迎えて、「生あおさ」の限定販売を開始

▶熱燗による日本酒の試飲を実施し、さらなる魅力をPR

▶米・サンフランシスコ発「ダンデライオン・チョコレート」伊勢外宮前うみやまあひだミュージエ店の開店を記念し、伊勢店限定商品の販売を開始

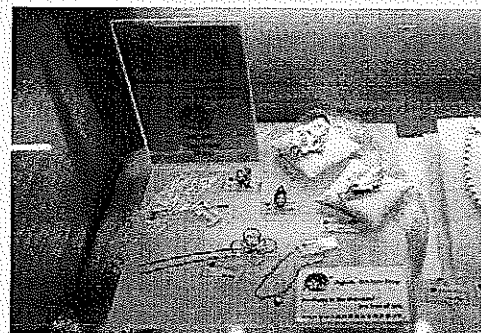
【2月】

▶「プレミアムフライデー in 日本橋」(2月24日~26日)に参加し、福袋を販売

▶熊野のみかん類、横輪いも、房どりトマトなど農産物の訴求強化



年始の店頭ディスプレイ



真珠商品の免税販売



世界ジェラート大使とのコラボレーションによる旬のジェラート

レストラン

【12月】

▶世界ジェラート大使 柴野大造氏とのコラボレーションによる旬のジェラートを提供(三重県登録品種のいちご「かおり野」と温州みかんの2種類)

▶感謝キャンペーンとして「三重テラス来館者200万人感謝記念コース」を提供

▶クリスマス限定のスペシャルコースを提供

【1月】

▶年始における、伊勢えびの雑煮と三重の地酒のふるまい(1/2~1/4)

▶日本橋三越での初売り福袋で「三重テラス食事券」を販売(1/2初日で完売)

▶松阪市のふるさと納税対象商品となった「三重テラスペアお食事券」による松阪特別コースを提供

【2月】

▶「プレミアムフライデー in 日本橋」(2月24日~26日)に参加し、特別メニューとして三重ジビエ料理を提供

DATA

1. 来館者状況

(単位:人)

	25年度計	26年度計	27年度計	H28.4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	28年度計	累計
ショップ	227,855	480,839	569,942	48,913	62,416	50,181	53,989	56,355	54,451	55,975	46,988	53,799	49,303	47,058	579,428	1,857,864
レストラン	17,033	34,317	30,581	2,126	2,620	2,676	3,011	2,954	2,995	2,666	2,596	2,978	2,362	2,081	29,065	110,996
イベントスペース	30,555	51,365	73,733	9,583	6,050	5,440	5,500	8,398	5,220	8,620	4,600	7,250	8,240	7,420	76,321	231,974
合計	275,243	566,521	674,256	60,622	71,086	58,297	62,500	67,707	62,666	67,261	54,184	64,027	59,905	56,559	684,814	2,200,834
一日当たり平均	1,521	1,569	1,852	2,021	2,293	1,943	2,016	2,184	2,089	2,170	1,806	2,134	1,997	2,020	2,063	1,778

2. 売上状況

(税込・単位:千円)

	25年度計	26年度計	27年度計	H28.4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	28年度計	累計
ショップ	60,616	103,695	142,438	11,655	14,398	12,718	10,445	10,637	13,042	11,567	11,248	16,637	11,990	11,445	135,781	442,531
レストラン	46,030	96,513	106,107	7,596	8,598	9,659	10,542	9,859	9,903	9,216	9,354	11,349	8,152	7,592	101,823	350,473
合計	106,646	200,208	248,546	19,251	22,996	22,378	20,987	20,496	22,945	20,783	20,603	27,986	20,143	19,037	237,604	793,004
一日当たり平均	589	555	683	642	742	746	677	661	765	670	687	933	671	680	716	641

* 数値は速報値であり、今後修正が生じる可能性があります。

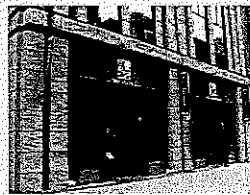
* 端数処理の関係上、合計が一致しない部分があります。

I 首都圏営業拠点「三重テラス」の概況

Iでは、三重テラスの概況として、所在地や運営体制といったプロフィールについて整理しています。

1 所在地等 ※本冊P1

- ・住所: 東京都中央区日本橋室町二丁目4-1
- ・占有: 135.08坪(446.55㎡) (1階 62.70坪、2階 72.38坪)



三重テラス外観

2 運営体制 ※本冊P2

- ・運営主体: 三重県
- ・運営事業者: 株式会社アクアプランネット(松阪市)

II 設置目的

IIでは、本総括評価の目的を述べた上で、首都圏において販路拡大や観光誘客といった営業活動を展開するための拠点として整備した、三重テラスの設置目的について、改めて、基本コンセプトと基本的機能を示しながら整理しています。

1 本報告書（検証）の目的 ※本冊P3

施設の不動産賃貸借契約及びショップ・レストランの運営委託契約が平成29年度までであるため、これまでの三重テラスの運営にかかる効果や課題等について検証し、今後の方向性を検討

2 三重テラスがめざすもの

(1) 設置目的 ※本冊P3

三重の「食」や「観光」、「歴史」、「伝統」、「文化」などさまざまな魅力の効果的な情報発信や、「三重ファン」の積極的な拡大、さらには県産品の販路拡大や誘客の増加をめざすため、首都圏に営業拠点を整備

(2) 基本コンセプト ※本冊P3

- ① 三重の文化にふれてもらうおもてなしの場
- ② 三重への旅のきっかけ、準備を提供する場
- ③ 三重への共感を呼ぶ三重ファンづくりの場
- ④ 三重県民、県出身者などが「自分ごと」として活用できる場

(3) 基本的機能 ※本冊P4

- ① 「食」を提供する機能
- ② 「商品を買っていただく機能」
- ③ 「三重の魅力を体験できる機能」
- ④ 県内への「誘客・集客機能」
- ⑤ 県内企業を支援する「トライアル機能」
- ⑥ 三重に関わる人々を増やしていく「ネットワーク機能」

III 運営状況と評価

IIIでは、三重テラス設置以降の運営状況、目標の達成状況等について整理を行うとともに、来館者や市町・団体等からの評価、アドバイザーボード委員等からの意見を掲載するほか、運営を通じての経済効果等について整理しています。

1 運営状況

(1) 主な指標等の状況 ※本冊P5~7

- ・平成27年度まで4つの成果指標の全てで目標を達成。平成28年度についても既に達成
- ・平成28年11月19日に来館者200万人を達成。特に、サミットの開催地が伊勢志摩に決定した平成27年6月以降、来館者数はほぼ毎月、対前年同月の来館者数を上回って推移し、好調を維持
- ・設置以来の売上額は、ショップが約4億4千万円、レストランが約3億5千万円の約7億9千万円(H29.2末)
- ・固定ファン(リピーター)の確保 53%(H28)

○来館者数 (H29.2末)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
目標値(単年度)	11万人	26.4万人	58万人	59万人	60万人
実績値(単年度)	27.5万人	56.7万人	67.4万人	68.5万人	
実績値(累計)	275,243人	841,764人	1,516,020人	2,200,834人	

○商品開発や販路拡大につながった件数 (H29.2末)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
目標値(累計)	10件	50件	90件	130件	170件
実績値(累計)	38件	67件	113件	189件	

○三重テラスサポート会員数 (H29.2末)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
目標値(累計)	1,350人	4,490人	7,020人	9,585人	12,185人
実績値(累計)	1,359人	4,551人	7,475人	10,760人	

○メディア掲載件数 (H29.2末)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
目標値(単年度)	30件	30件	30件	30件	30件
実績値(単年度)	89件	60件	61件	96件	
実績値(累計)	89件	149件	210件	306件	

(2) 機能別の運営状況(ショップ) ※本冊P8~10

- ・季節や歳時と連動させ、常時約1,300点の商品を品揃え

(3) 機能別の運営状況(レストラン) ※本冊P11~14

- ・伊勢えびや牡蠣、松阪牛など旬や郷土色を生かしたメニューを提供

(4) 機能別の運営状況(イベントスペース) ※本冊P15~19

- ・「食」や「観光」、「歴史」、「伝統」、「文化」等の三重の魅力を首都圏の方々にPR。イベントスペースを活用した情報発信は、三重テラスの大きな特徴かつ強み
- ・設置以来のイベント件数: 654件、稼働率: 89.6%(H29.2末)



ショップ
(伊勢志摩サミットありがとうキャンペーン)



COOL MIEスペシャルトークライブ

首都圏営業拠点「三重テラス」総括評価（最終報告）の概要について（2/3）

(5) 情報発信の状況 ※本冊P20～22

- ・これまで首都圏でのメディア（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌）掲載実績は306件（H29.2末）
- ・Facebookの「いいね！」の件数は20,968件。自治体アンテナショップの中で最多（H29.2末）

(6) 事業者支援の状況 ※本冊P23～25

- ・商品開発（51件）、商品ブラッシュアップ（58件）による販売促進（H29.2末）
- ・テストマーケティング（85件）によるトライアル機能の強化（H29.2末）

(7) 県内への観光誘客の取組状況 ※本冊P26～28

- ・「みえ旅案内所」を設置し、みえ旅パスポート（2,601冊）、みえ食旅パスポート（1,560冊）を発給
- ・また、多岐にわたる三重県への旅行相談に対応（H27:77件/月、H28:135件/月）（H29.2末）
- ・2階イベントスペースで、誘客促進につながるイベントをこれまでに約130回開催（H29.2末）

(8) ネットワーク拡大の状況 ※本冊P29～33

- ・個人会員の「三重の応援団」（4,061名）、法人会員の「三重の応援企業」（84社）、県産品を取り扱っている「三重の応援店舗」（113店）を制度化し加入を促進（H29.2末）

2 来館者や関係者からの評価

(1) お客様や県内事業者等からの評価

（来館者） ※本冊P34～37

- ・「三重テラスを通じて三重県の魅力を感じた人」の割合 … 91.4%（H28）
- ・「三重テラスを通じて三重県に行ってみたく感じた人」の割合 … 98.7%（H28）等

（市町・団体等） ※本冊P38～40

- ・「三重テラスは、首都圏で事業を始めるきっかけとして重要な役割を果たしている。」
- ・「イベントを通じて、首都圏在住の町出身者と新たなつながりを築くことができた。」等

（県内事業者） ※本冊P41～43

- ・「三重テラスへの出品を契機として首都圏で営業を行い、都内JR駅での商品販売につなげることができた。」
- ・「百貨店だと売れ筋中心となるが、三重テラスだとそれ以外の商品も育ててもらえる。」
- ・「三重テラスにはショールームの役割がある。旅行会社が、観光客に提供する土産品の選定のため三重テラスに来店され、当社商品が選ばれた。また、陳列されている当社商品を見て仕入れたいとの申し出を受けたこともある。」
- ・「首都圏のバイヤーや小売店がショップで当社商品を見た後、また2階イベントで茶器の実演やワークショップをした後、商談がこれまでに5件以上あり取引も成立した。」
- ・「ショップ店長から当社商品を1/4カットにした食べきりサイズのラインナップを増やしてほしいなどの提案をいただいた。実際に挑戦し出品したところ、売上増につながった。」等

（日本橋関係者） ※本冊P44

- ・「三重テラスは、地域の行事への関与が突出しており、シンパシーを感じる。」等

（有識者） ※本冊P45～46

- ・「一般に来館者数や売上は、オープンから時間が経過すると減少すると言われる中で増加させている。他県と比較して成功していると言える。」
- ・「日本橋は理にかなった出店である。三重県が有する伝統、文化、格式、本物性は日本橋とうまく連携できる要素である。三重県のアイデンティティが十分に発揮されている。」等

(2) 全国調査での位置づけや専門機関・専門誌からの評価 ※本冊P47～48

- ・他県からの評価（日経グローバル調査）として、三重テラスは「気になる」部門で3位、「展示が上手」部門で2位、「見習いたい」部門で3位と、上位にランキング（H28.3）

(3) アドバイザリーボード委員からの主な意見 ※本冊P49～53

- ・「三重テラスが事業者にとって気軽にチャレンジできる場であることが大事である。」
- ・「イベント運営において質の高い情報を発信され、後発アンテナショップのモデルケースとして注目されるなど、成果指標の数値だけでなく質的な面においても評価できる。」
- ・「三重テラスの存在意義とは、例えば、県内事業者の販路拡大の場、三重県の知られざるモノやコトを紹介できる場、お客様の立場から言えば三重のモノが常に手に入れられる場、ということである。単に来館者数を増やせば良い売上を伸ばせば良いということではなく、そのような価値を常に忘れないよう取組を進めていただきたい。」等

3 費用対効果 ※本冊P54～56

(1) 費用

- ・平成25年度から平成28年度までに要した費用の総計は、約7億7,147万円（平成25年度から平成27年度までは決算ベース、平成28年度は12月補正予算ベース）

(2) 経済効果

- ・平成25年9月から平成28年12月までに顕在化した経済効果は約30億5,100万円
- ・まだ顕在化していないもの、5年先まで見据えた将来的な経済効果は約19億1,900万円。あわせて約49億7,000万円と推計

(3) 費用対効果

- ・これまでに顕在化した効果として3.95倍（約4倍）の経済効果、5年先まで見据えた将来的な効果まであわせた場合は約6.4倍の経済効果があると推計

	項目	直接経済効果	間接経済効果（波及効果）
顕在化した経済効果	ショップ	4.19億円	1.36億円
	レストラン	3.35億円	1.63億円
	観光誘客	1.66億円	2.32億円
	販路拡大	0.27億円	0.09億円
	雇用効果	0.50億円	0.76億円
	納付金	0.15億円	-
計 30.51億円	ファシリティ メディア効果	2.67億円	-
		計 12.79億円	計 17.72億円
5年先まで見据えた 将来的な経済効果	観光誘客	3.97億円	5.54億円
	販路拡大	1.18億円	0.39億円
	雇用効果	-	3.68億円
計 19.19億円	新規顧客売上	3.35億円	1.08億円
		計 8.50億円	計 10.69億円
合計 49.70億円			

委託先：株式会社ブランド総合研究所による推計結果

4 課題

(1) 魅力的な営業拠点づくり ※本冊P57～58

- （ショップ） ・産地の旬を感じる商品の発掘や販売機会の増についての検討などが必要 等
- （レストラン） ・三重の魅力や印象づけるメニュー開発、産地を身近に感じられるメニュー展開が必要 等
- （イベントスペース） ・1階ショップ・レストランとの連携取組に引き続き取り組むことが必要 等

(2) おもてなし、ホスピタリティの向上 ※本冊P58

- ・お客様志向で良い時間・空間を提供するため、スタッフ間のコミュニケーションをさらに促進していくことが必要 等

(3) コアな三重ファンのさらなる増加と連携強化 ※本冊P58

- ・これまでネットワーク拡大を主にめざしてきたが、今後、連携強化にも注力していくことが必要 等

(4) 質の高い情報発信 ※本冊P58～59

- ・コアな三重ファンを通じて、口コミやSNSなどによる三重の魅力の発信の機会を増やしていくことが必要 等

(5) 販路拡大につながる事業者支援 ※本冊P59

- ・引き続き、商品のブラッシュアップ支援、テストマーケティング、県内事業者の販路拡大のチャレンジ支援など、事業者支援の視点からフォローアップに努めることが必要 等

(6) 観光誘客の促進 ※本冊P59

- ・三重への旅ごころを誘うような観光関連のイベントを引き続き実施していくことが必要 等

(7) ネットワークの拡大と強化 ※本冊P59

- ・日本橋地域との関係強化に向け、周辺施設、地域の団体等とのさらなる連携に取り組んでいくことが必要 等

(8) 県の費用負担の軽減 ※本冊P59

- ・運営事業者が県に納付する納付金の見直しをはじめ、運営管理費や事業活動費の効率的な執行、国費の活用など、県の費用負担の軽減について検討していくことが必要

Ⅳ 今後の方向性

Ⅳでは、「Ⅲ 運営状況と評価」をふまえ、今後予測される環境変化等も加味した上で、本総括評価における検証結果をまとめています。

1 首都圏での営業活動において今後予測される環境変化

(1) ますます集積を重ね、存在感を高める首都圏（東京） ※本冊P60～61

- ・総人口に占める首都圏人口の割合はこれからも増加するとの予測。
- ・特に、東京には、約63万の事業所、約26万社の会社企業が立地。また、全国の卸売業・小売業の商品販売額の33.8%が集中。ビジネスの拠点、商取引の拠点として日本経済を牽引。
- ・また、東京は、高度に発達した鉄道網をはじめ、バスや飛行機の路線乗り入れなど、全国から人が集まり、人が行き交う交通の要衝。人々の活発な移動や往来は、モノやコト（情報、文化等）の交流も促進
- ・さらに、多くのメディアも集積。なかでも東京の放送局をキー局とするテレビネットワークは大きな影響力を有し、キー局から発信された記事やニュースは、瞬時に全国隅々に行き届き、多くの人の認知に至る。
- ・人口や経済の集積、交通や交流、情報発信の拠点など、首都圏（東京）は、その存在感をますます高める傾向にある。

(2) 首都圏（東京）に世界からの注目が集まる機会の到来 ※本冊P61

- ・2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた動きが本格化。東京都の試算によれば、経済波及効果は、都で約1兆6,700億円、他の地域においても約1兆2,900億円と試算。
- ・また、政府は2020年に訪日外国人4,000万人をめざす方針。今後、海外からの関心も高まる。
- ・全世界からの注目が我が国に集まるこの機会は、ビジネスチャンスであり、世界に向けて情報発信を行うチャンス
- ・東京オリンピック・パラリンピックとは、東京のみに限定されるものでなく、これを利用し地方の魅力を世界に発信していくことが重要。地方にとってもPRを行う絶好の機会が到来。
- ・一例として、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックの後、平成28年10月に実施されたメダリストパレードでは、2階イベントスペースが絶好の見学場所として注目を集め、生中継も含めて多くの首都圏メディアが取材。三重の情報発信につなげることができた。



(3) 日本橋地域のブランド価値の向上 ※本冊P62～64

- ・現在、日本橋地域では、かつての江戸における賑わいを取り戻し、伝統と革新が共存する新たなまちづくりをめざす「日本橋再生計画」が進行中。都内でも注目される都市機能と商業機能を高度に集積させた地域として、まち全体のブランド価値の向上が図られる構想。
- ・再開発に伴い、従来の老舗百貨店顧客層に加え、流行や情報に対する感度の高い30～40代の女性のほか、周辺オフィスワーカーや観光旅行者など幅広い客層が往来を重ねると予測。
- ・また近年、日本橋地域では、自治体アンテナショップの出店が相次ぎ、一大集積地を形成。他県との連携は知名度と情報発信力を高めるチャンスであり、今後の集客面においてもプラスに働く。

2 今後の営業活動の方向性 ※本冊P65

- ・三重県の営業活動は、首都圏・関西圏・海外等を重点的な地域として、県産品や観光等の魅力や価値を広く情報発信することによって、国内外から多くの共感を呼び、魅力ある地域として三重の認知度を高めていくことをめざしている。
- ・今後の営業活動の方向性として、前記「1」でも触れたように、首都圏は最重要視していかなければならない地域。特に、世界からの関心が我が国に集まる2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、伊勢志摩サミットで注目された、三重の食や観光、歴史、伝統、文化など三重の本物の魅力を、再び、世界に向けて発信していく絶好のチャンス。
- ・この大きな節目の年に合わせ、他県も情報発信を強化してくることが予想される中で、首都圏での営業活動を一層強化していくため、その足がかりとなる営業拠点が有する機能を従来にも増して発揮していくことが必要。

3 検証結果のまとめ ※本冊P66～72

- ・これまで三重テラスでは、設置目的や基本コンセプトを実現するため、首都圏での情報発信、販路開拓、観光誘客、三重ファンへの積極的な拡大などをめざした運営を実施。
- ・オープンした平成25年度は、店づくりはどうあるべきなのか、2階のイベントスペースを活用しての情報発信は他県にも先例となる取組が少ない中でどのように実施していくべきなのか、来館者数が月に3万人台が続いた際もどのようにしたらお客様に来ていただけるのかなど、黎明期としてのさまざまな課題を乗り越え運営に改善を重ねてきた。伊勢志摩サミットの開催決定以降は、その効果もあり、徐々に運営が軌道に乗り、情報発信等の営業活動も効果的なものになりつつある。
- ・オープンから約3年5か月が経過した今、以下のような三重テラスの実績について、指標や経済効果等を数値で示すとともに、数値では表しづらい市町や事業者等からの評価については、項目別にポイントを整理し、本冊においてまとめた。

- ・ 成果指標など主な指標等の達成状況からの評価
- ・ 市町や事業者など県内からの評価
- ・ 経済効果
- ・ 日本橋地域（老舗事業者、周辺施設等）からの評価
- ・ 来館者からの評価
- ・ 有識者からの評価

これらの検証結果をふまえ、「平成30年4月以降も三重テラスの運営を継続するべきである。」というのが、アドバイザーボードの結論である。

【検証結果】

- ・ 三重テラスでは、4つの成果指標など主な指標等を達成するとともに、費用対効果の面においても約6.4倍の経済効果が確認できた。
- ・ また、三重テラスができたことによって、首都圏の人々が三重の魅力に触れる機会が増え、三重に旅行する際の「入口」としての役割が増すとともに、県内の生産者や事業者が首都圏に向けて、情報発信や販路拡大を図る際の「出口」ともなり、三重テラスは首都圏の営業拠点として欠かせない存在となっている。
- ・ 伊勢志摩サミットのレガシーを生かすとともに、2020年（平成32年）に開催される東京オリンピック・パラリンピックなどビッグイベントの機会を生かし、これまでも増して首都圏において三重の魅力を強力に発信していくため、三重テラスは平成30年度以降も首都圏営業拠点として引き続き必要であると考えます。
- ・ なお、東京オリンピック・パラリンピックの翌年（平成33年）には、三重とこわか国体が開催される。首都圏では三重テラスが中心となり、三重の魅力を発信することが効果的であり、次回検証は、これらの取組結果を加味した上で行うことが必要であるため、次期運営期間についても5年間（平成30年度～平成34年度）とすることが適当と考えます。

4 三重テラスがめざすべき方向性

- ・平成30年4月以降、三重テラスは、ステージ2（平成30年度～平成34年度）としてさらなるステップアップを図るため、来館者数の増加など量的な面での実績に加え、来館者の満足度向上など運営の質も高めていくことが必要。
- ・そこで、ステージ2では、以下のめざすべき方向性により、チャレンジングに取り組んでいくこととする。

(1) 効果的な情報発信 ※本冊P73～74

(2) 三重テラスのブラッシュアップ ※本冊P74～76

- ・ 体感できる三重テラス
- ・ 往来の変化に応じた集客
- ・ 2階イベントスペースのさらなる活用
- ・ 魅力的な店づくり
- ・ 新メニュー、新商品の開発
- ・ おもてなしの向上
- ・ 国内外からの誘客増のきっかけづくり
- ・ ネットワークによる三重テラスの活用
- ・ 文化の発信、交流拠点

(3) さらなる販路拡大 ※本冊P76

(4) ネットワークの強化と協創 ※本冊P77

(5) 「三重県中小企業・小規模企業振興条例」について

「三重県中小企業・小規模企業振興条例」(以下「条例」という。)の施行(平成26年4月1日)から約3年となり、条例に基づいて実施している各施策のこれまでの取組状況や成果・課題、今後の取組方向について報告します。

1 条例制定の趣旨及び特徴

中小企業・小規模企業は、県内企業数の99.8%、雇用の88.7%を占め、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している重要な存在ですが、国際的競争の激化や、人口減少社会の到来などの社会・経済構造の変化への対応など、課題が山積しています。

このため、時代変化に対応した支援を迅速かつ的確に実施することを目的に、条例を平成26年4月に施行し、地域の実情や企業の特徴等を生かした中小企業・小規模企業の振興に向けた施策を推進してきました。

[基本理念]

- ・ 中小企業・小規模企業の主体的な努力を促進すること
- ・ 地域社会の維持・形成に寄与している役割の重要性を鑑みること
- ・ 小規模企業に対してきめ細かく支援すること
- ・ 関係機関、大企業、県民と連携・協力すること

[主な特徴]

- ・ 国に先駆けて「小規模企業支援」を明確化(小規模企業振興基本法 H26.9 施行)
- ・ 「みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会」を県内5地域に設置
- ・ 「三重県版経営向上計画」認定制度、「三重のおもてなし経営企業選」を創設
- ・ 人材育成・確保、資金供給、創業及び第二創業、事業承継、販路開拓、海外展開に関する施策など中小企業・小規模企業に関する具体的施策を明示

2 三重県版経営向上計画

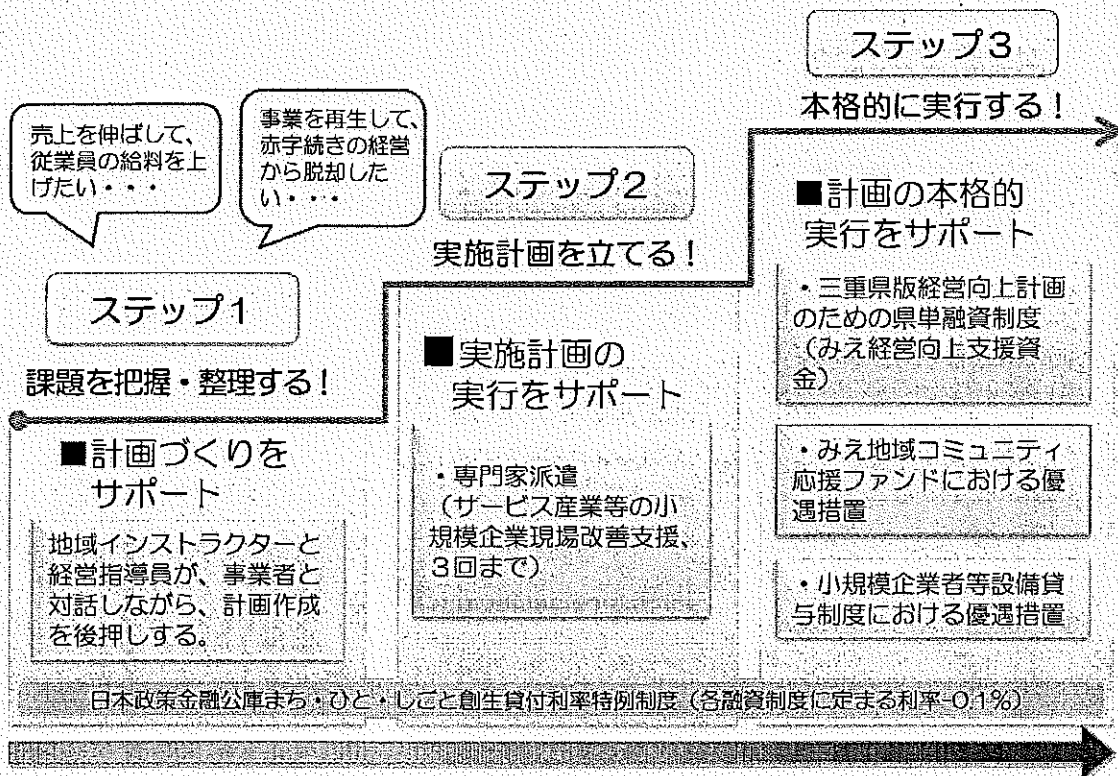
「三重県版経営向上計画」は、中小企業・小規模企業の主体的な努力を促進するため、三重県独自の認定制度として、条例第16条に基づき平成26年度に創設しました。

これまで、当制度の活用を促進するため、計画策定支援の推進体制の構築等に加えて、認定手続きや優遇措置等の改善に努めてきました。

制度の運用後、約3年となることから、認定企業に対するアンケート調査等により計画の活用度や経営向上に対する貢献度などを確認し、今後の取組方向について検討を行いました。

(1) 趣旨・目的等

中小企業・小規模企業の成長と県内経済の活性化を図ることを目的に、中小企業・小規模企業における経営向上に対する意欲を引き出し、挑戦を後押しするなど主体的な努力を促進するため、多様な中小企業・小規模企業が発展段階に応じて策定する計画を認定する制度です。



(2) 取組状況

ア 推進体制の構築

「三重県版経営向上計画」制度の普及や活用を促進するため、公益財団法人三重県産業支援センターにおいて、県内5地域に地域インストラクターを配置し、商工会・商工会議所の経営指導員等とともに、計画の策定支援やブラッシュアップ、フォローアップを行う体制を構築しました。

イ 支援策と活用実績

認定企業を対象とした支援策については、専門家派遣によるフォローアップのほか、融資、補助金等に優遇措置を講じ、計画の実現を支援してきました。

【主な支援策】

(平成29年1月末時点)

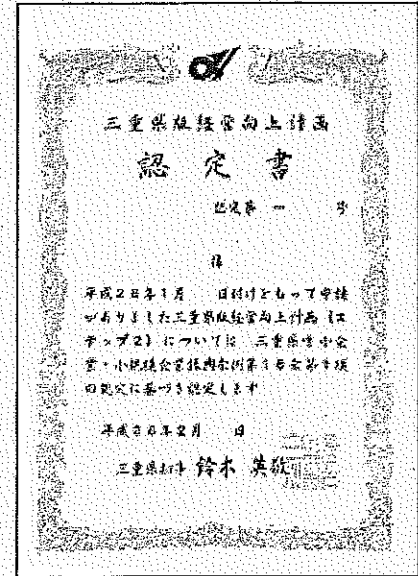
区分	支援内容	対象	実施時期	活用件数等
経営指導	専門家派遣（無料 3回）	ステップ 2、3	H26～	115社 300回
融資等	みえ経営向上支援資金（低利資金）	ステップ 3	H26～	5件
	小規模企業者等設備貸与制度（割賦損料率の軽減優遇措置）	ステップ 3	H27～	1件
	まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度（各融資制度に定める利率-0.1%）【日本政策金融公庫】	ステップ 1～3	H28～	8件
補助金・助成金	みえの食関連サービス産業等経営向上支援事業費補助金	ステップ 2、3	H27	33件
	サミット宿泊施設経営向上支援補助金【伊勢志摩サミット三重県民会議】	ステップ 2、3	H28	30件
	みえ地域コミュニティ応援ファンド（審査項目への加点等優遇措置）	ステップ 3	H26～	10件
	営業活動支援助成金【三重県農林水産物・食品輸出促進協議会】	ステップ 1～3	H28～	23社 50回

(注) 実施主体が三重県以外は、【 】内に特記

ウ 認定手続き等の改善

制度創設以降、県内5地域に設置された「みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会」における意見やワーキンググループによる検討結果をふまえて、認定手続き等の見直しや改善を随時実施し、柔軟な運用に努めてきました。

- ・申請時における納税証明書を省略し、添付資料を軽減（平成26年度～）
- ・専門家派遣の対象を当初ステップ2の認定企業のみであったところ、ステップ3の認定企業まで拡大（平成26年度～）
- ・計画認定書の書式を、通知文書形式から賞状形式に変更（平成27年度～）



三重県版経営向上計画認定書

(3) 認定実績

ア 年度別認定件数（平成29年2月末時点累計）（単位：件）

区分	ステップ1	ステップ2	ステップ3	計
平成26年度	52(47)	105(94)	9(7)	166(148)
平成27年度	48(48)	234(209)	11(11)	293(268)
平成28年度	32(25)	234(199)	5(5)	271(229)
計	132(120)	573(502)	25(23)	730(645)

(注)()内は、小規模企業数で、内数

イ 地域別認定件数（件：平成29年2月末時点累計）（単位：件）

区分	北勢	中南勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州	計
ステップ1	20	39	18	8	47	132
ステップ2	200	126	172	36	39	573
ステップ3	10	6	6	3	0	25
計	230	171	196	47	86	730

ウ 業種別認定件数（件：平成29年2月末時点累計）（単位：件）

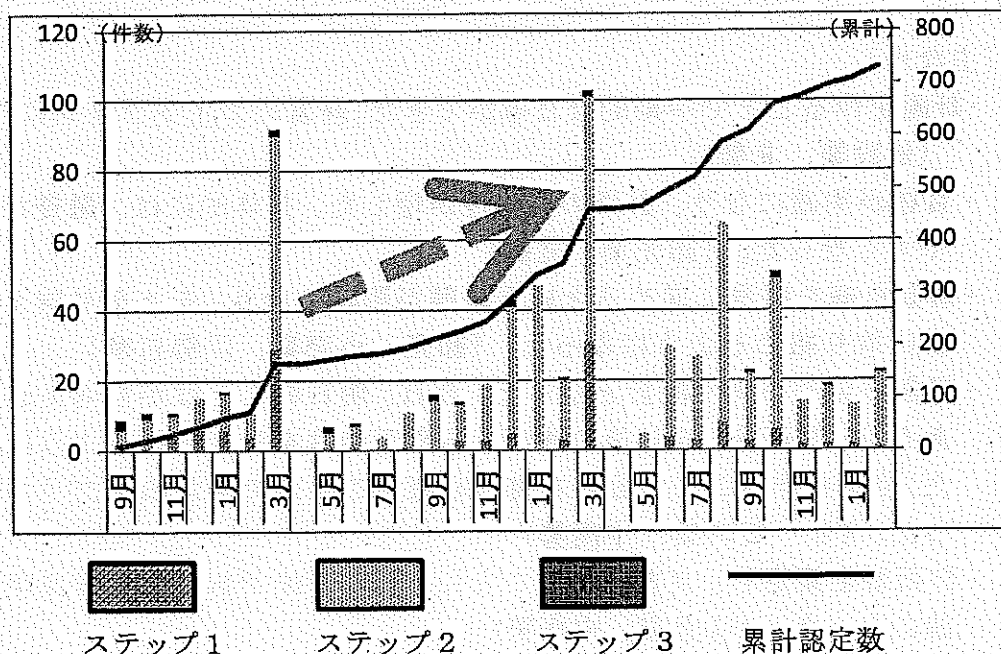
区分	ステップ1	ステップ2	ステップ3	計
農業、林業、漁業	9	17	0	26(3.6%)
建設業、鉱業等	7	48	2	57(7.8%)
製造業	29	125	11	165(22.6%)
情報通信業	0	2	0	2(0.3%)
運輸業、郵便業	0	4	1	5(0.7%)
卸売業、小売業	40	132	6	178(24.4%)
宿泊業、飲食サービス業	21	164	3	188(25.8%)
その他サービス業	26	81	2	109(14.9%)
計	132	573	25	730(100.0%)

（注）小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にはなりません。

（4）取組の成果

ア 年々増加する認定数

- ・「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の目標件数（年間200件）を上回るなど、地域へ普及しつつあります。（平成27年度293件、平成28年度271件（2月末時点））
- ・伊勢志摩サミット開催を契機に、新たに経営向上計画の策定に取り組む意欲のある中小企業・小規模企業が大きく増えています。（平成28年6月～11月認定件数210件（対前年同期比2.9倍））



イ 認定企業の約9割が小規模企業、さまざまな業種の活用

- ・認定企業の約9割が小規模企業であり、新たに経営向上に向けた計画策定と実践に取り組む小規模企業が増加しています。
- ・農林漁業 26 件、鉱業・建設業 57 件、製造業 165 件、卸売・小売業 178 件、宿泊・飲食業 188 件のほか、情報通信、生活関連、医療福祉等のサービス業等、さまざまな業種で活用が進んでいます。

ウ 三重県商工会青年部連合会による主体的な活動

三重県商工会青年部連合会では、平成 27 年度から青年部員による「事業所 P R 情報作成フォーマット」作成の取組を始めました。

フォーマットは三重県商工会青年部連合会のスローガンである「次世代につなぐ商人の絆」を体現すべく作成されたものであり、企業理念や経営方針、強みや弱み、地域環境や地域資源など自らの事業所についてしっかり考え、見つめ直すことで気付きや発見が生まれ、事業所の情報発信やアピールにつなげることなどを目的としています。

この取組を広げ、「三重県版経営向上計画」の作成にも活用していくなど主体的な動きが見られるようになってきました。

エ 経営向上への意欲、具体的成果

【ヒアリング調査の実施】

平成 26 年度の認定企業を訪問し、平成 28 年 8 月から 9 月にかけてヒアリング調査を実施しました。

〔主な声〕

- ・計画を作ることで中期的な目標ができた。経営のガイドラインになる。
(建設業、北勢)
- ・目標が明確になり、計画の実効性が増した。具体的には、融資が受けやすくなった。(卸売業、北勢)
- ・事業承継を円滑に進めるという課題が明確になり、先々を見据えて経営に取り組めるようになった。(卸売・小売業、伊勢志摩)
- ・経営を見つめ直す機会となった。今日、明日のことばかり考えがちであるが、3年後、5年後の伸びしろや可能性を考えられるようになった。時間を作ることで会社を見つめ直すことができたのがプラスであった。(サービス業、中南勢)
- ・計画書を策定し、文書化することにより、曖昧であった経営課題が明確になった。(造園業、中南勢)

- ・これまで目を向けていなかったこと、例えば地域のニーズなどのデータや情報を手元に得ることができた。(運送業、中南勢)
- ・バイヤーとの会話や、情報(自社商品がどういう位置づけか等)を得ることができ、外部進出のきっかけにもなったので、「三重県版経営向上計画」に取り組んで良かった。(飲食業、中南勢)

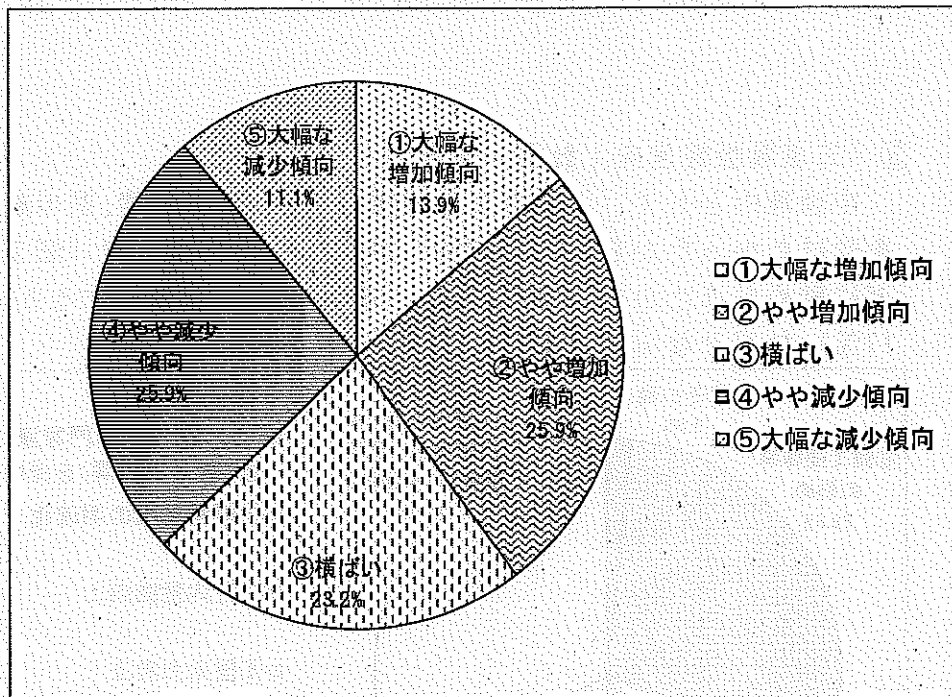
【アンケート調査の実施】

平成26年度認定企業を対象に経営状況等を把握し、今後の制度運用の改善に役立てるため、平成28年10月から11月にアンケート調査を実施しました。(対象：160社、回答：112社)

【主な結果】

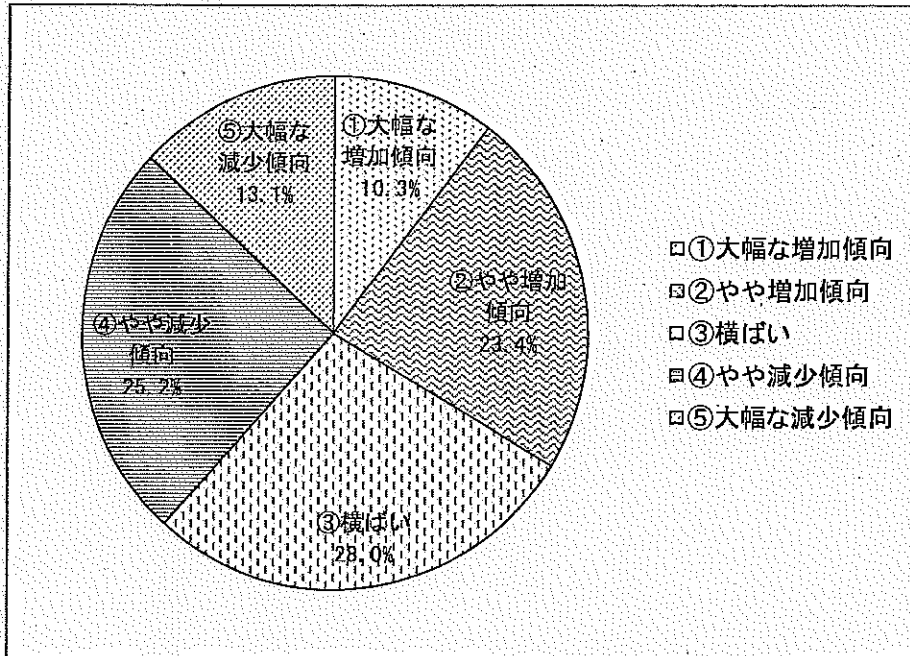
①売上高(直近期末とその1期前を比較した状況)

売上高が増加傾向にある認定企業は全体の約40%、増加傾向及び横ばいは全体の約63%を占めています。



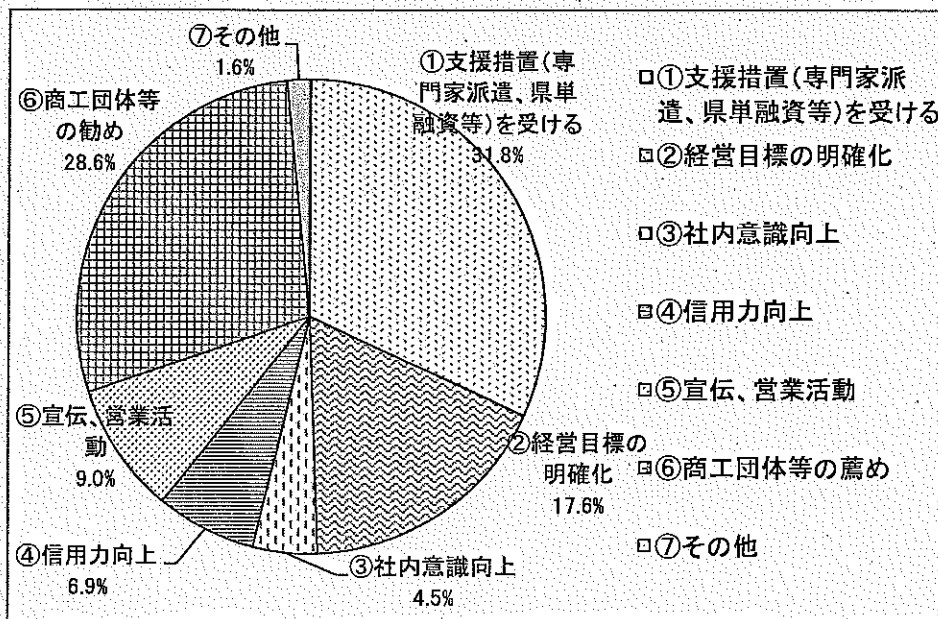
②営業利益（直近期末とその1期前を比較した状況）

営業利益が増加傾向にある認定企業は全体の約33%、増加傾向及び横ばいは全体の約62%を占めています。



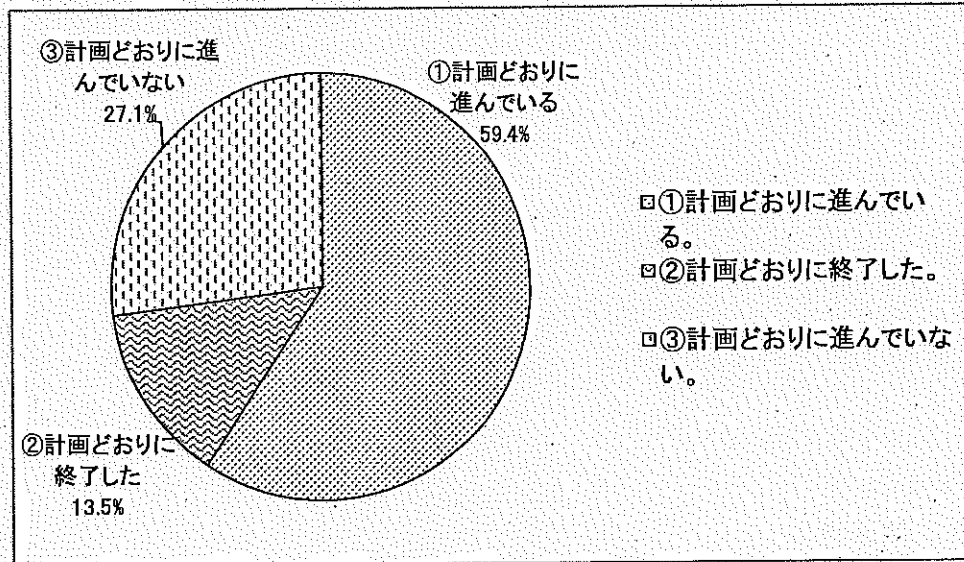
③「三重県版経営向上計画」を申請した理由

申請理由として、「さまざまな支援措置（専門家派遣、県単融資等）を受けたかったから」（約32%）が最も多く、次いで「商工団体などに勧められたから」（約28%）、「経営目標を明確化するため」（約17%）などとなっています。



④「三重県版経営向上計画」の進捗状況

「計画どおりに進んでいる」(59%)及び「計画どおりに終了した」(14%)が、全体の約7割を占めています。今後、「計画どおりに進んでいない」企業へのフォローアップが重要です。



- ①計画どおりに進んでいる。
- ②計画どおりに終了した。
- ③計画どおりに進んでいない。

【三重県版経営向上計画認定企業の取組事例】

ギフトショップの選択と集中 ～ランキング獲得とステップアップ～

- ◇背景◇ ネット販売開始も、当初は苦戦
- ◇支援◇ ステップ3認定 専門家派遣実施
- ◇取組◇
良品も、顧客の目に触れなければ売れない
→ 売れ筋(出産ギフト)への選択と集中
- ◇成果◇

楽天リアルタイムランキング1位獲得!

- ◇さらに◇ 出産祝いランキング(H28.2)
・クチコミ等によりランキング上位が常態化
・大手メーカーから正規販売店認定を取得
・月販が800倍まで拡大 ⇒ 売上の柱に成長

おむつケーキ



一升餅



防災機器メーカーの販路開拓 ～高い技術力を活かした実売の確保～

- ◇背景◇ 自動開錠装置(防災倉庫)のニーズ
- ◇支援◇ ステップ3認定 販路開拓支援
- ◇取組◇
電源不要で自動開錠する地震開錠ボックス※
シリーズにスマホで操作可能な新製品を追加
→商品化とともに販路開拓に注力
・リーディング産業展での技術PR
・防災展示会等に出展
- ◇成果◇

**地震開錠ボックスシリーズ累計売上
1,000台突破!**

地震開錠ボックス SM



※ クエイクセンサー(電気、電池を使わずに地震の揺れを検知するセンサー)を搭載した自動開錠装置

(5) 課題

ア フォローアップ（成果の把握）

「三重県版経営向上計画」では、中小企業・小規模企業の負担を軽減するため、国制度の「経営革新計画」とは異なり、目標とする付加価値額の設定や毎年度の経営状況の報告などを求めています。このため、経営指導員等による個々の企業の成果把握と情報共有が重要です。

イ ステップアップにむけた改善

「ステップ3」の認定件数が全体の3.4%、25件であり、多くの中小企業・小規模企業が「ステップ2」に留まっています。「みえ中小企業・小規模企業推進協議会」等の場でも、「審査期間が長い」、「経営革新計画と比べてもハードルが高い」、「インセンティブの向上が必要」等の意見がありました。今後、「ステップ3」にチャレンジする中小企業・小規模企業の増加を図るため審査の改善や優遇措置等の検討を進める必要があります。

ウ 推進体制

制度創設以来、「三重県版経営向上計画」の普及と策定支援のため、県内5地域に「地域インストラクター」を配置し、経営指導員等とともに取り組んできました。

今後は、中小企業・小規模企業に対する伴走型支援に取り組む商工会、商工会議所の経営指導員等が主役となって、「三重県版経営向上計画」の普及、策定支援、認定後のフォローアップに取り組むことが求められています。

(6) 今後の取組方向

「三重県版経営向上計画」は、中小企業・小規模企業の経営向上に向けた有効なツールとなっており、商工団体及び公益財団法人三重県産業支援センターと連携して、中小企業・小規模企業への一層の普及を図るとともに、「三重県版経営向上計画」の策定を引き続き支援していきます。

認定企業に対しては、計画の進捗状況を把握し、計画実現に向けたアフターフォローを行うなど、経営向上に向けた支援に取り組んでいきます。

今後の推進体制については、公益財団法人三重県産業支援センターの地域インストラクターを軸とした推進体制から、商工団体の経営指導員や平成28年度から導入した経営支援員が主体となる推進体制に移行します。

また、平成29年度から従前の小規模事業資金に特別枠（みえ経営向上支援扱い）を設けるなど、インセンティブの充実を図るとともに、ステップ3の認定促進に向けた取組を進めます。

3 三重のおもてなし経営企業選

「三重のおもてなし経営企業選」は、条例第 22 条に基づき創設された三重県独自の表彰制度で、県内に主な事業所があるすべての業種の中小企業・小規模企業が対象です。

(1) 趣旨・目的等

県内には、優れた経営を実践している魅力的な中小企業・小規模企業がたくさん存在しますが、その魅力があまり知られていません。このため、「社員・地域・顧客」への「おもてなし」を実践する経営によって成長を遂げている中小企業・小規模企業を「三重のおもてなし経営企業」として顕彰し、これらの中小企業・小規模企業の情報発信とともに、優れた経営モデルを県内企業に広めていこうとするものです。

<参考>「三重のおもてなし経営」とは、

- (1) 社員の意欲と能力を最大限に引き出し
- (2) 地域・社会との関わりを大切にしながら
- (3) 顧客にとって高付加価値で差別化された製品やサービスを提供している

という、社員、地域、顧客の三者への「おもてなし」を実践する経営です。これにより、過度の価格競争に陥ることなく、地域において事業の継続的発展が期待できる経営モデルと位置づけています。

(2) 取組状況

「三重のおもてなし経営企業選」への応募企業のうち、平成 26 年度は 7 社、平成 27 年度は 4 社、平成 28 年度も 4 社を選定しました。受賞企業に対しては以下のような支援を行っています。

- ・みえリーディング産業展において表彰するとともに、招待出展(無料)を行いました。
- ・学生団体「ガクレポ」により、若者視点から受賞企業の魅力を掘り下げる取材を行い、このレポートを活用して受賞企業の紹介パンフレットを作成し、産業関係者等に配布しました。
- ・この表彰制度の意義や受賞企業の取組について、組織経営や人材活用に関心を持つ方々を対象に紹介する「三重のおもてなし経営フォーラム」を開催しました。(平成 29 年 2 月 17 日 三重県総合文化センターで開催。参加者 70 名。)
- ・受賞企業の情報発信を SNS で随時行っているほか、四日市大学経済学部と連携した受賞企業の経営者による連続講座の開催や、マスコミ等からの「優れた三重県企業」の紹介依頼に対して受賞企業の紹介を行いました。

(3) 表彰実績

(平成 26 年度受賞企業：7 社) ※応募 14 社

所在市町	企業名	表彰概要
桑名市	エイベックス株式会社(多度工場)	「人を大切にする経営」の方針のもと、ものづくりが好きな人材を、男女、専攻、国籍の区別なく採用。社員同士が教え合う「共育会」など人材育成に力を注ぎ、若い社員を中心に事業規模を順調に拡大している。 (輸送用機器製造業)
東員町	株式会社みつわポンプ製作所	化学薬品、泥水、海水等に対応可能な特殊用途のポンプを自社特許に基づき開発・製造。厳しい使用環境下での高耐久性、メンテナンスの充実により顧客の支持を得て、堅実に事業を展開している。(一般機械器具製造業)
菰野町	株式会社佐野テック	社員の団結・協調と家族の幸せ、地域貢献、顧客満足の3つの理念を柱に、地域に開かれた「カイゼン見学会」の開催を通じ、顧客に対するおもてなし、日常のあらゆる業務の改善に取り組む文化を醸成し、顧客から繰り返し仕事を得られる関係を構築している。(金属製品製造業)
松阪市	株式会社イセオリ	「お客様に喜ばれる製品を作ろう」の企業方針のもと、高機能材織物を、自社で保有する一貫加工システムを駆使し迅速に対応。新素材開発にも積極的に取り組み、高付加価値化を実現している。(繊維工業)
伊勢市	株式会社山口工務店	社員への経営哲学(フィロソフィ)の浸透を徹底し、顧客満足達成のための行動の判断基準を個々の社員に確立。新たな住宅ショールームの開設を機に一層の顧客サービス、地域への貢献をめざしている。(建築業)
志摩市	志摩環境事業協業組合	地域の環境保全に貢献することを基本理念に、業界他社に先駆けてさまざまな装置、システムを導入。業界のイメージ及び社員の働く意欲、職業倫理の向上に取り組み、し尿の収集運搬から浄化槽、下水道の維持管理などへ事業の多角化を進めている。(廃棄物処理業)
志摩市	株式会社山下組	地域住民から親しまれる存在となるよう、さまざまな取組を実施。社員の資格取得を奨励し、責任ある仕事を任せて成長を支援。社員の幸せと地域への貢献のため、適切な工程管理などで、取引先も含め少しでも多くの利益を上げることが徹底している。(総合建設業)

(平成 27 年度受賞企業：4 社) ※応募 5 社

所在市町	企業名	表彰概要
亀山市	有限会社 ギルドデザイン	「遊び心の実現と幸せの実感」という理念で、オートバイ部品やスマートフォンケースの製造を実施。個人のアイデアの具現化や商品化が社員のやりがいにつながるため、多能工化への支援や作業標準書の作成、技術向上のための製造設備の開放など、理念実現への取組を行っている。また、顧客の声を商品に反映させ、顧客満足の向上にも取り組んでいる。(金属製品製造業)
津市	株式会社 クラユニ コーポレ ーション	「会社と社員がともに成長」、「社会になくってはならない企業」、「常に改善」をめざすことを理念に、「ユニフォームが働く人を笑顔にする!」をテーマとして、全社でのミスやグッジョブの共有、社長へ直接意見を言える機会の創出、CS 委員会による顧客ニーズ収集や自社製品への反映などのほか、地元業者への発注、職場体験の受け入れ等を行っている。(業務用衣料品製造販売業)
松阪市	株式会社 尾鍋組	「人々が幸せを感じられる社会づくりに貢献する」を基本理念に、社員の資格取得支援や報奨金制度、育児介護休暇制度を制定し、職場環境改善、社員の意欲や満足度向上につなげるとともに、災害時の公共土木工事や、地盤改良技術「エコジオ工法」の全国事業展開における代理店宿泊研修を地元施設で行い、過疎化・高齢化が進む地域に貢献。(建設業)
伊勢市	株式会社 みなみ製 麺	「今がベストではない」という理念で、日常的な業務改善活動や、全社員が、製造、配達をローテーションで携わることによって顧客とのコミュニケーション図り、伊勢うどん製造元では全国初の ISO2200 を取得。より良い伊勢うどんの製造、顧客が喜ぶ製品作りを通じて社員の成長を促すとともに、地元小学校での出前授業を行うなど、地域社会への貢献も行っている。(食料品製造業)

(平成 28 年度受賞企業：4 社) ※応募 5 社

所在市町	企業名	表彰概要
菰野町	株式会社 鹿の湯ホ テル	客室の全面リニューアルや常に時代に合わせたサービス提供、行事や物産展への出展など地元菰野町の魅力発信に積極的に取り組むことでリピート客を増やしている。また、地元へ愛着のある若者（高卒生）の採用や、インバウンド対応のための研修を行うなどの人材育成にも力を入れている。（旅館業）
津市	おぼろタ オル株式 会社	“一度使ったら手放せない”との顧客評価を励みに、伝統ある「おぼろ染、ガーゼ織」を軸としたものづくりを行っており、県内地域資源とのコラボによる商品開発を進めている。また、“現在”より“将来”の事業と社会環境に視点を置き、雇用確保や働きやすい職場環境への継続的改善や人材育成に取り組んでいる。（繊維工業）
伊勢市	株式会社 コムデッ ク	「出社したくなるオフィス」をめざし、オフィス設備の充実やクラウドを活用した働き方改革を進めている。社内での人的依存・場所依存の脱却を進め、多様な働き方を可能にした結果、雇用受入れ可能な人材の幅を広げることができ、顧客企業の問い合わせや社員教育・引き継ぎに要する時間コストの削減も可能にした。（情報通信業）
伊勢市	株式会社 マスヤグ ループ本 社	菓子製造、酒類製造、高齢者生活支援サービスの異業態をまとめる立場として、「働く人の人生の幸福の実現」を経営理念とし、全社における各委員会活動を通じた地域との連携や「理念トーク集」を用いた社員研修等に注力。地域の人たちに安心して勤めてもらえる会社、そして長く続く会社を目指している。 (菓子・酒類製造、高齢者支援事業の持ち株会社)

(4) 取組の成果

受賞企業からは次のような評価をいただいています。

- ・今回応募した理由は、「社員のプライドのため」である。以前は「し尿処理」という職業を蔑視する風潮があり、社員もコンプレックスを抱いていた。「我々の職種でもこのような賞がとれる」ということで、社員には胸を張って会社の一員だと思ってほしいと考えた。今回の受賞は、より一層の社員のやる気につながり、賞にふさわしい行動をしなければと、一人ひとりの行動に緊張感をもたらした。
- ・「外部から認めてもらえれば、社員が自分の仕事に自信を持ち、モチベーションアップにつながるのでは」という思いから応募した。受賞を社員に伝えたときには歓喜の声があがった。地域のまちづくり協議会の広報誌にも取り上げられ、周辺地域の各家庭に回覧された。自社の取組が認められたことを、地域の方々に知っていただくきっかけになった。
- ・受賞後は、社外からの反応が大きく、取引先からお祝いの花がたくさん届き、知名度の高さを感じた。

このように、受章企業の知名度向上、社員のモチベーション向上などの成果が生まれています。

(5) 課題

応募企業の事務的な負担を減らすため、選考方法を検討する必要があります。また、応募者数を増やすために、当制度の趣旨等をさらに情報発信していく必要があります。

(6) 今後の取組方向

平成 28 年度の受賞企業の情報発信と、平成 29 年度の応募促進の広報を効果的に組み合わせて、中小企業・小規模企業と県民の関心をより高める PR を行っていきます。また、審査方法の改善などで、小規模企業からも応募しやすい制度に改善するよう内容を検討します。

4 みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会

「みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会」は、地域の関係機関（市町、商工団体、金融機関、教育機関等）が一堂に会して、地域の実情に応じた中小企業・小規模企業の振興について協議する場として、平成26年度から県内5地域に設置しました。

構成機関の実務責任者で構成する分科会やテーマ毎のワーキンググループを設置し、地域課題解決に向けた具体的な取組の検討に努めました。

（1）趣旨・目的等

「みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会」は、地域の実情に応じた中小企業・小規模企業振興を具体的かつ計画的に推進するため、中小企業・小規模企業が抱える課題の把握及び解決策の検討等を行うとともに、地域課題解決に資する具体的な取組の支援を目的としています。

（2）取組状況

ア 協議会・分科会の開催

【北勢地域意見概要】（協議会3回、分科会5回）

- ・創業支援事業計画の認定を受けている市町や、創業支援組織のある市町が多いため、その共通課題として創業支援に取り組むべきである。
- ・新たなビジネスを生み出すには、意欲のある経営者が集まってネットワークを構築することが大切であり、異業種の交流促進が有効。
- ・観光の面においては、特に広域で幅広く考えるべきであり、段階的に地域の連携を進めていく必要がある。
- ・新しい課題として人材不足が目立ってきている。人材確保対策を希望する。
- ・関西圏の大学との連携は、良い取組だと思うが、北勢地域は、中部圏、名古屋圏に近いので、その点も考慮していただきたい。
- ・商工会議所の指導員でない職員にも、企業の経営指導の負担がかかっている。

【中南勢地域意見概要】（協議会3回、分科会3回）

- ・「三重県版経営向上計画」への積極的な取組を後押しするため、計画認定に係るメリットを充実していただけると嬉しい。
- ・南勢地域における連携は観光を共通テーマにしてはどうか。観光産業は県外から人が来るし、地域の産業振興にもなる。

- ・地域課題やテーマを絞り込み、協議会ではその課題について何ができるかを検討するような場にすべき。
- ・農家とタイアップした六次産業化も必要である。

【伊勢志摩地域意見概要】（協議会3回、分科会5回）

- ・販路開拓のために事業者間で連携し、オール伊勢志摩での取組が必要である。
- ・観光地のほか、名古屋、大阪といった人口の多いところで売り込む取組が必要である。
- ・地域として外国人観光客への対応を進めることが重要である。商店街での語学研修の支援を検討してはどうか。
- ・市町、商工団体、金融機関等多くの支援施策があるが、個々の中小企業・小規模企業に届けられるよう、伴走型の支援が必要である。
- ・伊勢志摩サミットの成果を一過性に終わらせないよう、今後も誘客や販路拡大等の業種が頑張り、他の業種にも経済効果を波及させることが必要である。

【伊賀地域意見概要】（協議会3回、分科会3回）

- ・伊賀地域では、現在、創業支援組織がないため、伊賀地域全体で創業支援体制を構築することが必要である。
- ・商圏である関西方面への販路拡大、県外物産展等への積極的な取組が必要である。
- ・安定就労によって人が増え、人材確保もできる等、さまざまな課題が解決に向かう。安定就労の確保が最大の課題である。
- ・農業をするために伊賀に移住してくる人もいるが、それらの人を支援する体制づくりが必要であり、農商工連携等について検討する場合には、農協等関係団体の参加が必要である。また、農業の六次産業化も必要である。

【東紀州地域意見概要】（協議会3回、分科会3回）

- ・市場規模が縮小しており、地域外へものを売っていく取組が求められている。地域産品の高品質化、高速道路を生かした北勢地域との連携などを具体的に検討していきたい。異業種交流会は一つの手法である。
- ・商工会議所と商工会について、2市3町間での連携を進め、東紀州が一体化できるようにしたい。
- ・ネット販売、クラウドファンディングなどの新しい手法も検討する必要がある。
- ・支援制度は多くあるため、中小企業・小規模企業に対し、積極的に周知していくことが重要である。
- ・経営計画書を作成できる企業は少ないため、経営指導員等の組織の強化に引き続き力を入れてほしい。

イ ワーキンググループにおける個別課題解決への取組

【各地域ワーキンググループ開催・検討状況】

(平成 29 年 2 月末現在)

地域	名称	開催回数	検討概要
北勢	地域内連携 WG	5	街道を切り口に中小企業・小規模企業の振興、商店街の活性化、観光、人材育成など複合的な地域内連携の取組について検討
	創業・事業承継 WG	3	創業後の事業継続に向けたフォローアップなど、地域内で連携して、創業支援における課題とその解決に向けた検討
中南勢	三重県版経営向上計画検討 WG	2	「三重県版経営向上計画」認定制度の運用改善について検討
	金融施策 WG	1	県の金融制度に関する情報提供とその活用について検討
	地域課題検討 WG	7	地域内で連携して取り組む地域課題解決の具体策の絞り込みを検討
伊勢志摩	販路拡大 WG	11	各市町域で取り組んでいる、物産展、商談会など販路拡大の取組をオール伊勢志摩で行うことを目指した検討
伊賀	創業支援体制 WG	3	伊賀地域全体で創業者の支援をしていくために、行政区域を越えた創業支援体制の構築に向けた検討
	関西販路開拓 WG	3	関西へ向けた販路拡大、伊賀地域のブランド化等の検討
東紀州	販路拡大 WG	6	県外及び県内他地域への販路拡大を見据え、複数の市町・団体での複合的な取組をめざした検討

【北勢地域】

○地域内連携ワーキンググループ

平成 27 年度は、お木曳行事と連動したお菓子文化の発信に取り組む事業や、北勢地域の特産品である都まんじゅうや東海道及び伊勢街道に点在する自慢の餅を一堂に集め、新たな需要の掘り起しにつなげる事業を市町や商工団体、事業者が広域的に連携した取組として初めて実施しました。

参画メンバー：各商工会議所・商工会、三重県よろず支援拠点、県

平成 28 年度は、四日市港への豪華客船の寄港に合わせた接岸場所での物産販売について、北勢地域で連携し、PR を実施しました。また、四日市商工会議所と菰野町商工会が連携し、宿泊外国人旅行者の周遊を促すことで経済活性化を図るため、多言語版観光案内パンフレット及び外国人ウェルカムステッカーを作成しました。

<事例：街道を活用した広域連携事業の実施>

●よっかいちお菓子フェスタ「東海道筋の美味しいもん×四日市宿のおもてなし文化のクロスオーバー」(よっかいちお菓子まつり実行委員会)

実施日 平成 27 年 5 月 24 日 (日)

実施場所 四日市市表参道スワマエ

内 容 東海道筋のお菓子文化の魅力を発信するため、和洋菓子の即売市やお菓子作り体験、抽選会等のイベント開催

出店企業 18 社 (津市 1 社、四日市市 10 社、桑名市 1 社、鈴鹿市 3 社、亀山市 1 社、菰野町 2 社)

※中小企業・小規模企業地域課題解決プロジェクト支援費補助金を活用

<事例：街道を活用した広域連携事業の実施>

●祝！お木曳&伊勢志摩サミット 三重を餅でつなぐ 餅街道 in くわな商工まつり (桑名商工会議所)

実施日 平成 27 年 10 月 24 日 (土)・25 日 (日)

実施場所 桑名市八間通り

内 容 新たな需要の掘り起しと餅文化を後世に伝えるため、都まんじゅうや餅菓子のセット販売、桑名特産品の展示・販売等

出店企業 都まんじゅう 30 社、餅街道 14 社、桑名特産品等 29 団体

協働団体 4 商工会議所 (四日市、桑名、鈴鹿、亀山)、北勢商工会広域連合、桑名商工会議所青年部、三重県商工会議所青年部連合会、桑名市菓子業組合、桑名市観光協会、桑名市物産振興協会

※中小企業・小規模企業地域課題解決プロジェクト支援費補助金を活用

<事例：四日市港に寄港する豪華客船の活用>

●日本丸の寄港に伴う乗船客をターゲットとした露店の出店、地元食品等の展示販売

実施日 平成28年10月30日(日)
実施場所 四日市港霞ヶ浦南埠頭24号岸壁
出店事業者 9事業者
取扱商品 茶、酒、あられ、しぐれ、黒にんにくカレー、マコモ商品(マコモ麺等)、はちみつ、米、大豆、みそ等
協働団体 四日市商工会議所、菰野町商工会、朝明商工会

<事例：外国人をターゲットとしたおもてなしと街の活性化>

●多言語化した観光案内マップ等の作成

内容 多言語化(英語、中国語(簡体字))した観光マップを作成するとともに、ウェルカムステッカーを作成し、外国人を快く迎える店舗へ配布

実施時期 平成28年度～

協働団体 四日市商工会議所、菰野町商工会

※中小企業・小規模企業地域課題解決プロジェクト支援費補助金を活用

○創業・事業承継ワーキンググループ

北勢地域において、創業・事業承継における効果的な連携方策について具体策を検討しました。

参画メンバー：各商工会議所・商工会、信用保証協会、三重県事業引継ぎ支援センター、三重県よろず支援拠点、県

[検討結果]

・創業支援に関わる連絡会議(情報共有等)

行政、金融機関、商工団体等の関係者が一堂に会する、みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会分科会・ワーキンググループの場を活用する。金融機関等の現場の担当者にも知っていただくため、必要に応じて、金融機関と商工団体、市町と商工団体といった会合をワーキング的に設定することで対応する。

・創業者のアフターフォローの仕組み(A市で支援し、B市で開業する場合における連絡・協力方法等)

現在も弾力的な連携が行われているが、より効果的な方策がないが必要に応じて検討していく。

- ・創業支援の担当者（窓口）名簿
事務局（県）で関係機関へ照会・作成し、新年度に更新を行うこととする。（対象は、北勢地域の商工会議所・商工会、三重県信用保証協会、日本政策金融公庫、市町）
- ・創業支援のPR
効果的な手法をワーキンググループで検討する。（創業塾等のスケジュールを集約し、金融機関等への周知依頼等）
- ・創業者交流会
広域で実施することが有効かという点も含め、継続議論。（「スタートアップ予備軍交流会」については、全県レベルで平成 28 年度に開催）

【中南勢地域】

○三重県版経営向上計画検討ワーキンググループ

「三重県版経営向上計画」の認定企業が次のステップに進めるよう課題を検討し、制度に反映しました。

参画メンバー：各商工会議所・商工会の経営指導員等、公益財団法人三重県産業支援センター、県

〔検討結果〕

- ・納税証明書添付を省略するなど添付資料を軽減
- ・専門家派遣の対象について、当初はステップ2の認定企業のみを対象としていたが、ステップ3の認定企業まで範囲を拡大
- ・認定証を事務文書形式から賞状形式に変更し、認定の満足度が向上
- ・補助金・助成金、金融支援、設備貸与等の各面で優遇措置の拡大

○金融施策ワーキンググループ

市町・県の金融支援制度に関する情報交換・意見交換を行いました。

参画メンバー：各市町、県

この結果、大台町において平成27年度から日本政策金融公庫の創業資金などに対する利子補給補助制度の新設に至りました。(制度新設にあたっては、県の「県・市町連携型金融支援補助金」を活用)

○地域課題検討ワーキンググループ

中南勢地域の地域課題解決のための広域的な取組について検討しています。平成28年度からは、各商工会議所・商工会をメンバーに加え、事業承継に関する勉強会などを開催しています。

参画メンバー：各商工会議所・商工会（H28年度～）、各市町、県

<事例：事業承継勉強会の開催>

●事業承継勉強会「事業承継の事例を学ぶ」

ア 実施日 第1回 平成28年12月19日(月)

第2回 平成29年2月2日(木)

イ 実施場所 三重県吉田山会館内会議室(両日とも)

ウ 内 容

第1回 事例紹介(津北商工会)

三重県事業引継ぎ支援センターから説明

・事業承継の現状及び取組状況について

・後継者人材バンクについて

・事例紹介、支援にあたってのポイント等

意見交換等

第2回 事業承継のケーススタディ

(三重県事業引継ぎ支援センター)

事業承継ガイドラインについて(情報共有)

意見交換等

【伊勢志摩地域】

○販路拡大ワーキンググループ

平成 27 年度は、伊勢志摩地域及び近隣地域の商工団体や中小企業・小規模企業が連携し、自慢の逸品を集め、地域外からの来客も見込める場所において、アンテナショップを初めて開設するとともに、テストマーケティングを実施しました。

平成 28 年度は、伊勢志摩地域及び近隣地域の商工団体や伊勢志摩の食材及び加工品を扱う中小企業・小規模企業が連携し、まずは県内の大消費地である四日市を足掛かりに販路拡大を目的とした商談会を開催しました。

参画メンバー：各商工会議所・商工会（中南勢地域 2 商工会を含む）、
県

<事例：大集客地での期間限定アンテナショップの開設>

●伊勢志摩地域アンテナショッププロジェクト	
ア 実施日	平成 28 年 2 月 27 日（土）・28 日（日）
イ 実施場所	（伊勢神宮）内宮前おはらい町通り
ウ 内 容	中小企業・小規模企業が開発した商品のアンテナショップを開設（伊勢志摩サミット応援事業）
エ 商 品	食品、お菓子、お酒、飲料等
オ 参加団体	商工会議所（伊勢、鳥羽）、商工会（多気町、明和町、玉城町、小俣町、度会町、大紀町、南伊勢町、志摩市）、志摩・度会商工会広域連合
カ 成 果	中小企業・小規模企業自らが対面販売や試食提供を行うことで、商品のブラッシュアップや中小企業・小規模企業の販売力向上に結び付けるとともに、この取組を通じて地域の情報発信や新たな需要の開拓にもつながり、地域の商工団体同士の連携をより密にすることができた。
※中小企業・小規模企業地域課題解決プロジェクト支援費補助金を活用	

<事例：伊勢志摩地域の食材、加工品を集めた商談会を四日市市で開催>

●美味しい伊勢志摩 商談会 in 四日市！	
ア 日 時	平成 29 年 1 月 24 日（火）10 時～16 時
イ 会 場	四日市商工会議所 1 階ホール
ウ 主催団体	商工会議所（伊勢、鳥羽）、商工会（多気町、明和町、玉城町、小俣町、度会町、大紀町、南伊勢町、志摩市）、志摩・度会商工会広域連合
エ 協力団体	四日市商工会議所
オ 成 果	個々の出展企業の商談スキルがブラッシュアップされ、今後 40 件近くの新規取引が期待されています。
※中小企業・小規模企業地域課題解決プロジェクト支援費補助金を活用	

【伊賀地域】

○創業支援体制ワーキンググループ

平成 27 年 8 月 29 日に、県内で初めて広域連携による創業支援組織「伊賀流創業応援忍者隊」を立ち上げました。

参画メンバー：各商工会議所・商工会、信用保証協会、公益財団法人三重県産業支援センター、各市、県

<事例：広域連携による創業支援組織の立ち上げ>

●伊賀流創業応援忍者隊の設立

- ア 参加団体 名張市、伊賀市、上野商工会議所、名張商工会議所、伊賀市商工会、津・伊賀商工会広域連合、ゆめテクノ伊賀、三重県信用保証協会、日本政策金融公庫津支店、公益財団法人三重県産業支援センター、県
- イ 事務局 伊賀市商工会
- ウ 活動実績 ・広域連携による創業（希望）者の支援
・創業スタートアップセミナー（平成 27 年 8 月）で、「伊賀流創業応援忍者隊」開設の紹介
・参加団体による情報共有会議の開催（平成 27 年 11 月、平成 28 年 7 月）

○関西販路開拓ワーキンググループ

三重県関西事務所を交え、関西方面への販路開拓、農商工連携によるブランド化等に向けた情報交換を行うとともに、中小企業・小規模企業のニーズ調査に取り組みました。今後は、調査結果を基に、中小企業・小規模企業の販路拡大に関するスキル向上を目的に、商談会のための勉強会等を開催していきます。

参画メンバー：各市、各商工会議所・商工会、公益財団法人三重県産業支援センター、県（関西事務所を含む）

【東紀州地域】

○販路拡大ワーキンググループ

地域内で需要が減少していく中、県外及び県内他地域への販路拡大に向けて検討を進めました。

参画メンバー：各商工会議所・商工会、公益財団法人三重県産業支援センター、県

〔検討概要〕

- ・東紀州の物産をリストアップし、カタログ（パンフレット）を作成するなど、情報を提供していく（他地域へ物産を売り込んでいくツールとしての活用も検討する）ことが必要ではないか。
- ・卸問屋との連携が他地域への販路拡大に有効ではないか。

<事例：卸売業との連携による他地域への販路拡大>

●卸売業者と東紀州地域事業者とのプレ商談会の開催

ア 実施日 平成28年1月18日（月）

イ 実施場所 三重県尾鷲庁舎内会議室

ウ 内 容 東紀州地域の中小企業・小規模企業の県外及び県内他地域への販路拡大に向け、中部エリア有数の食品卸売業者の商品仕入れ担当者とのプレ商談会を実施

エ 参加企業 7社

オ 成 果 一部の中小企業・小規模企業については、卸売業の内覧会出展、卸売業の取引先への提案、メーカー訪問商談等へつながるとともに、全ての中小企業・小規模企業について自社の商品改良等への気づきとなった。また、東紀州地域の商工団体や中小企業・小規模企業が連携して、地域で開催する初めての商談会となった。

(3) 取組の成果

県内5地域に設置した各地域の協議会において、「みえ県民カビジョン」の設定目標などを共有するとともに、県の事業や取組のほか、商工関係団体等や市町が実施した関連施策の取組状況と課題を共有し、評価・助言などのチェックを行い、次年度からの施策の改善・充実につなげています。

また、テーマ毎にワーキンググループを設置し、地域課題解決のための具体策を検討することで、行政区域を越えた連携の機運を高め、地域発の自主的な取組（プロジェクト）につながりました。

(4) 課題

地域協議会において、次の課題が明らかになってきました。

- ・協議会で施策に対する評価・助言を受けることとしているが、その評価・助言がどのように施策展開に反映されたか見えにくい。（主な施策の改善・充実の事例は次頁参照）
- ・ワーキンググループの活動をさらに活発化させる必要がある。
- ・条例及び条例に基づく施策がまだまだ浸透していないという意見が強く、さらにPR方法を改善する必要がある。

【主な施策の改善・充実の事例】

意見	改善状況
<p>関西圏の大学との連携は、良い取組だと思うが、北勢地域は、中部圏、名古屋圏に近いので、その点も考慮していただきたい。(北勢地域)</p>	<p>○関西圏の大学との就職支援協定を中部圏へ拡大 (平成 28 年 2 月 8 日～平成 28 年 8 月 22 日) 立命館大学、近畿大学、龍谷大学・龍谷大学短期大学部、同志社大学、関西大学 (平成 28 年 10 月 17 日～平成 29 年 2 月 9 日) 愛知学院大学、中部大学、愛知大学</p>
<p>創業支援事業計画の認定を受けている市町や、創業支援組織のある市町が多いので、共通課題として創業支援に取り組むべきである。(北勢地域)</p>	<p>○スタートアップ支援の強化 ・「MIE グローバル・スタートアップ・サポートプログラム」の策定 ・チャレンジマインド醸成教育の実施 ・スタートアップ支援講習会の開催 ・スタートアップ予備軍発掘・ネットワーク化 等</p>
<p>「三重県版経営向上計画」への積極的な取組を後押しするため、計画認定に係るメリットを充実していただけると嬉しい。(中南海勢地域)</p>	<p>○計画認定のインセンティブ向上 ・専門家派遣の対象範囲拡大(ステップ2のみ→ステップ2・3)(平成 26 年度途中～) ・小規模企業者等設備貸与制度における割賦損料率の優遇(平成 27 年度～) ・みえの食関連サービス産業等経営向上支援事業費補助金(平成 27 年度) ・伊勢志摩サミット三重県民会議「サミット協力宿泊施設経営向上支援補助金」(平成 28 年度) ・日本政策金融公庫「まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度」(平成 28 年度～) ・三重県農林水産物・食品輸出促進協議会「営業活動支援助成金」(平成 28 年度～) ・小規模事業資金【みえ経営向上支援扱い】(平成 29 年度～(予定))</p>
<p>市町、商工団体、金融機関等多くの支援施策があるので、個々の中小企業・小規模企業に届けられるよう、伴走型の支援が必要である。(東紀州地域ほか)</p>	<p>○経営支援員の職位創設 ・平成 28 年度～平成 30 年度にかけて「補助員」、「記帳専任職員」を「経営支援員」へ移行(キャリアアップ) ・経営支援員は、経営指導員に準じて小規模事業者等の伴走型支援(巡回指導等を含む)を実施 ※平成 29 年 1 月末時点移行人数：19 人</p>

(5) 今後の取組方向

引き続き、条例の趣旨・目的や条例に基づく支援施策等について、中小企業・小規模企業や関係団体をはじめ、県民に対して広く周知するとともに、PR方法を改善します。

また、協議会を通じて、施策の改善につながった事項やワーキンググループの活動における他地域の取組を情報共有することで、地域課題解決のための具体策の企画・検討を充実させ、一層の活発化につなげていきます。

5 まとめ

条例による各施策は、中小企業・小規模企業に効果的に活用されており、一定の成果がありました。しかしながら、その成果は個々の中小企業・小規模企業に留まっており、地域全体を巻き込むような動きまでには至っておりません。

中小企業・小規模企業の振興には間断のない継続的な取組が必要です。

今後とも、協議会を通じて、地域課題や経済情勢の変化に応じたきめ細かな支援、効果的なPRや利便性の向上について、市町や商工団体、金融機関等と連携して検討していきます。さらに、それらの検討結果を施策に反映させ、中小企業・小規模企業の振興、県内経済の発展や県民生活の向上につなげていきます。

(6) 第27回全国菓子大博覧会・三重（お伊勢さん菓子博2017）について

1 菓子大博覧会の概要

全国菓子大博覧会は、1911年（明治44年）に東京で「第1回帝国菓子飴大品評会」が開催されて以来、ほぼ4年に1度開催されてきた、100年以上の歴史がある日本最大級のお菓子の博覧会であり、三重県では初めて開催されます。

本年4月21日（金）から5月14日（日）まで24日間、第27回全国菓子大博覧会・三重（愛称：お伊勢さん菓子博2017）が、県営サンアリーナ及びその周辺において、開催されます。

2 各施設の準備状況

1月から県営サンアリーナ周辺において、パビリオンの建設が開始されており、現在、建築物の設営を進めているところです。パビリオンの引渡しは、3月末の見込みであり、4月以降に工芸菓子の搬入や会場内の装飾等が順次行われる予定です。

主なパビリオンの展示・出店の内容は、次のとおりです。

(ア) 展示出展施設の概要【みる】

① お菓子のテーマ館

- ・ 県内和洋菓子職人100名以上が創作する巨大工芸菓子の展示（歌川広重「伊勢参宮宮川の渡し」10m×5.5m）
- ・ 県内7校の高校生・専門学校生が制作する三重の食材をテーマとする工芸菓子の展示

② 全国お菓子であい館

- ・ 全国各地のお菓子を約2,500点展示し、お菓子と地域との関わりを紹介

③ お菓子の匠工芸館

- ・ 全国の菓子職人が制作した工芸菓子を集めて174点展示（史上最高）

(イ) 営業出店施設の概要（販売）【かう】

④ 全国お菓子夢の市

- ・ 三重県をはじめとする全国のお菓子約1,800商品の販売
- ・ 県特産品「あおさ、伊勢茶、柑橘類」を使用した新商品のコーナーを特設
- ・ 県内の高校生が発案したレシピをプロが商品化したお菓子の販売

(ウ) 営業出店施設の概要（飲食）【たべる】

⑤ おかげ茶屋

- ・ 県内外の老舗菓子店6社が共同出店する菓子博限定の和カフェ

⑥ aiaicafe（アイアイカフェ）

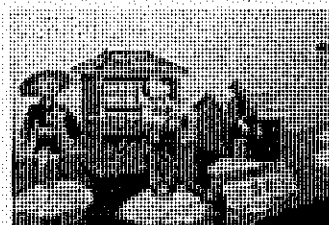
- ・ 県内大手企業が出店する洋カフェ

⑦ お茶席（三重県茶道協会）

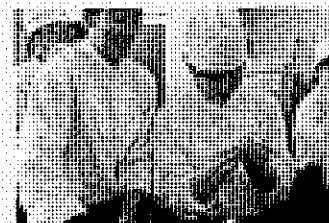
- ・ 三重の抹茶茶器による抹茶（伊勢茶）の提供

⑧ フードコート・いせおもてなし街道

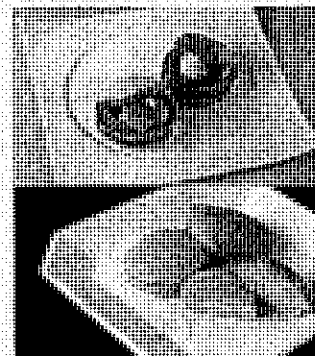
- ・ 三重のグルメを味わうことができる食事処



巨大工芸菓子「伊勢」



食材による創作の菓子



伊勢白福茶と鳥取高生抹茶
雑穀レシピによるお菓子



お茶席イメージ図

(エ) 催事施設の概要

⑨ いせ舞台

- ・各都道府県菓子工業組合によるPRイベント及びお菓子のサンプル配布
- ・県内22市町による観光物産の紹介や郷土芸能の披露

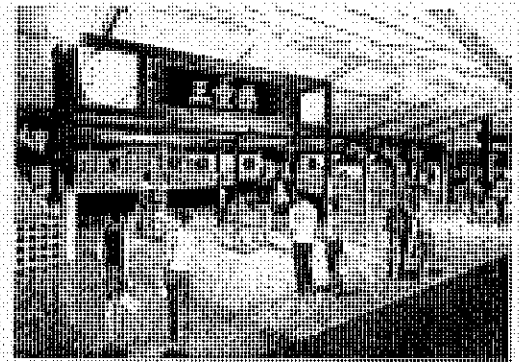
(オ) その他の見所

⑩ お菓子にぎわい夢横丁

- ・大手菓子メーカー8社が出展(店)し、菓子博オリジナル商品の展示・販売や参加型イベントを実施

⑪ 三重おかない館

- ・三重県内の観光情報のPR
- ・県内大手菓子メーカー3社による企業PR展示



三重おかない館イメージ

2 開催までの広報の取組

開催まで、菓子博実行委員会と協力しながら、博覧会の知名度の向上と気運醸成を図ります。

(菓子博までに行う予定の主なPRイベント)

- 3月中旬～下旬 菓子博ウィークにおける各種イベントでのPR (3/21～26)
近鉄企画切符の販売開始
- 4/15 (土) 平成29年度県民の日記念行事でのPR
- 4/20 (木) 内覧会
- 4/28 (金)～5/7 (日) 「'17食博覧会・大阪」でのPR

(その他の広報媒体を使った主なPR)

- ・スポットCM及び各種新聞広告の実施
- ・三重県広報を活用したPR

3 開催期間中の渋滞などの交通対策について

(ア) 来場者用駐車場について

会場となる県営サンアリーナ内の駐車場が、菓子博会場として使用され、自家用車の駐車ができないことから、県営サンアリーナ周辺に、想定される来場台数に対応できるよう最大5,660台の来場者用駐車場を確保します。

(イ) 伊勢二見鳥羽ラインの無料開放等について

博覧会開催前となる平成29年3月11日(土)から、伊勢二見鳥羽ラインを全線無料化し、同時に菓子博会場となる県営サンアリーナ前の「朝熊東IC」を開放します。

並行して、最初の大規模イベントである菓子博が、近隣生活者の負担軽減や周辺道路の交通の安全性、伊勢志摩地域への誘客促進などの無料開放によるさまざまな効果を妨げることのないよう、伊勢市と連携して渋滞緩和などの交通対策に取り組めます。

「お伊勢さん菓子博 2017」

会場イメージ図（施設概要）

みる

たべる

⑩お菓자에ぎわい夢横丁
菓子博オリジナル商品の展示・販売や参加型イベント
江崎グリコ
ブルボン
カルビー
不二家
明治
森永製菓
ロッテ
山崎製パン
※「物販店舗」において、障がい者施設団体が菓子などを販売

①お菓子のテーマ館
歌川広重「伊勢参宮官川の渡し」の巨大工芸菓子（幅約10m×奥行約5.5m）
県内7校の高校生・専門学校生の工芸菓子展示
四日市農芸高等学校
久居農林高等学校
相可高等学校
明野高等学校
三重調理専門学校
ユマニテク調理製菓専門学校
伊勢調理製菓専門学校

②全国お菓子であい館
全国各地のお菓子を展示（6ブロック）約2,500点

③全国お菓子の匠芸館
全国の工芸菓子174点を展示（史上最高）

⑪三重おいな館
県の観光情報と企業PR
県観光局
伊勢志摩観光コンベンション機構
井村屋
おやつカンパニー
赤福

⑤おかげ茶屋
菓子博限定の和カフェ
赤福（三重）
神戸風月堂（兵庫）
俵屋吉富（京都）
つちや（岐阜）
花園万頭（東京）
両口屋是清（愛知）

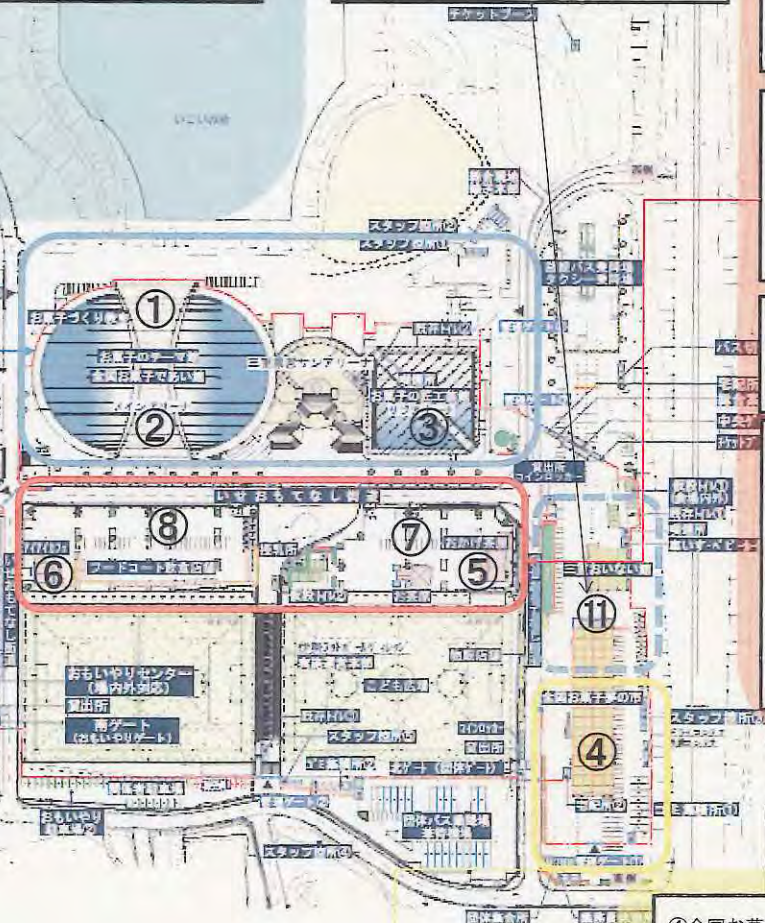
⑥aiaicafe（アイアイカフェ）
井村屋グループが出展する洋カフェ
菓子博限定オリジナル商品
「アンナミラズ」チーズケーキ
「ジュヴォー」生ロカイユ

⑦お茶席（三重県茶道協会）
三重の抹茶茶器による抹茶（伊勢茶）の提供

⑧フードコート・いせおもてなし
街道
伊勢うどん
てこね寿司
さんま寿司
松阪牛丼
四日市とんてき
地ビール ほか

⑨いせ舞台
各都道府県菓子工業組合によるPRイベント
県内22市町の観光物産の紹介や郷土芸能の披露
※4月21日に開会式を行います。（詳細は未定）

開催日	市町	内容(予定)
4/22(土) 午前	志摩市	ゆるキャラの観光PRと郷土芸能(じゃこっぺ踊り、恵利原の早餅つきなど)
午後	四日市市	未定(予定の開催上12月に決定予定)
4/23(日) 午前	福野町	ゆるキャラと市民による観光PRと伝統芸能(備前大鼓)
午後	特産市	未定(予定の開催上12月に決定予定)
4/25(火) 午後	伊賀市	観光・物産PRとゲーム(忍者じゃんけん)
4/29(土) 午前	鳥羽市	観光PRと郷土芸能(鳥羽踊り、丸見水車大鼓など)
午後	津市	未定 唐人踊り等の伝統芸能検討中
4/30(日) 午前	名張市	未定
午後	松阪市	具体的内容は12月予定化後、新踊り、しよんがい音頭、しよんがいソーラン検討中
5/3(水-祝) 午前	明和町	観光PRと明和町マスコットキャラクター「めい娘」の歌・ダンス、舞、太鼓
午後	多気町	高校生レストラン、多気町スイーツマップの紹介、伝統芸能披露
5/4(木-祝) 午前	玉城町	未定
午後	伊勢市	伝統芸能(伊勢音頭、木遣り、能楽(仕舞、狂言))、観光物産紹介など
5/5(金-祝) 午前	亀山市	伝統芸能(心形刀洗武楽型)とおはやし・太鼓等の郷土芸能、團扇の紹介など
午後	桑名町	かんこ踊り、鼓太鼓等を計画中
5/8(土) 午前	桑名市	未定
午後	大紀町	未定
5/7(日) 午前	南伊勢町	町長挨拶、観光物産PR、太鼓演奏、マゴロ杯ショー(試食できる)
5/13(土) 午前	尾鷲市	観光PRと郷土芸能(太鼓披露など)
午後	飯浜町	未定
5/13(土) 午後	紀北町	ゆるキャラと市民による観光・物産PRと郷土芸能(地元の大鼓)、ゲーム大会
5/14(日) 午前	紀宝町	ゆるキャラと市民による観光・物産PRと郷土芸能



④全国お菓子夢の市
お菓子の販売（約1,800種類）
県の特産品「あおさ、伊勢茶、柑橘類」を使用した新商品の特設コーナー設置
県内高校生の発案レシピによる新商品の販売

かう

(7) 企業誘致の推進について

1 平成28年度の取組実績について（平成29年2月末現在）

企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、成長産業の設備投資、マザー工場化や研究開発機能の強化など高付加価値化につながる設備投資を促進するとともに、外資系企業の誘致や本社機能の県内への移転、拡充などに取り組みました。

また、ものづくり基盤技術の高度化や付加価値の高いサービスの提供などに取り組む県内中小企業による設備投資への支援を行いました。

平成28年度の進出（投資）決定状況等については、次頁のとおりです。

(1) 成長産業の設備投資、高付加価値化につながる設備投資の促進

積極的な誘致活動の結果、「食」、ライフイノベーション、高度部材など成長が見込まれる分野に係る投資、県内工場のマザー工場化や研究開発機能の強化に係る投資が決定するなどの成果がありました。

(2) 外資系企業の誘致

外資系企業ワンストップサービス窓口の設置、外資系企業に対する補助制度の拡充（オフィス開設費用に対する補助の創設）を行ったほか、市町や独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）など関係機関と連携して誘致活動を実施しました。

その結果、神奈川県に日本法人の本社を置く外資系企業が、営業拠点とロジスティックセンター（物流拠点）を四日市市及び川越町に開設したほか、スペインに本社を置く自動車プレス部品世界最大手の外資系企業が、日本初進出となる工場を松阪市に立地することを決定しました。

(3) 本社機能移転等の促進

地域再生法に基づく地域再生計画「三重県企業拠点強化（本社機能移転等）促進プロジェクト」に伴う特例措置や、本県独自の支援制度である「本社機能移転促進補助金」などを活用して、本県への本社機能の移転や、県内での本社機能の拡充を促進してきました。

その結果、京都府に本社を置く企業が、本社を四日市市に移転したほか、愛知県に本社を置く企業が、研究開発部門を桑名市に移転することを決定しました。

(4) 中小企業の高付加価値化支援

県内中小企業の競争力を強化するため、ものづくり基盤技術の高度化に資する設備投資や、付加価値の高い集客・交流施設の設備投資に対して、「中小企業高付加価値化投資促進補助金」による支援を行いました。

その結果、基盤技術の高度化、生産性向上による競争力の強化につながっています。

2 今後の取組について

今後とも、市町や関係機関と連携を密に図りながら、効果的な誘致活動を実施するとともに、県内企業の再投資や事業拡大を促進するため、操業に関する規制の合理化や法手続きの迅速化など、操業環境の向上に向けた取組を進めます。

これらの取組により、企業による県内への投資を促進し、さらなる地域経済の活性化や雇用機会の創出を図ります。

○平成28年度に進出(投資)が決定した事例

平成29年2月末現在

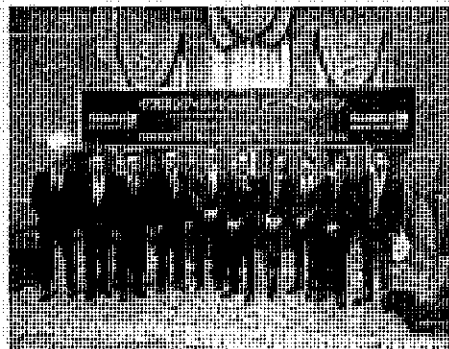
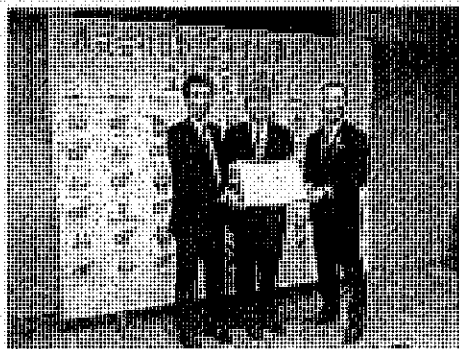
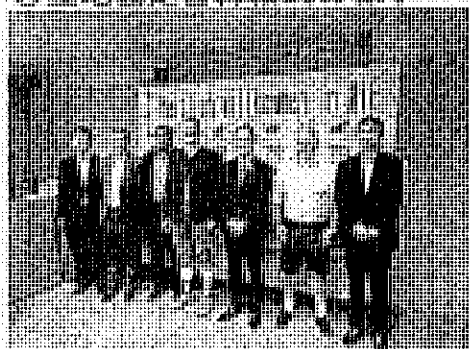
分野等	立地場所	投資内容	
成長産業	食	津市	新市場(点心・デリ事業)の開拓
		松阪市	水素添加レシチン(化粧品などの工業用乳化剤として使用)の製造
		東員町	食品海苔の加工及び製造(※)
	ライフ	松阪市	医薬品(酸化マグネシウム(便秘薬)など各種錠剤)の製造
			医薬品(ジェネリック)の製造、品質管理
	高度部材	津市	デバイス製品(圧力検知機能付きタッチセンサー)の製造
		四日市市	化学品(特殊界面活性剤)の製造
			半導体向け化学薬品(超高純度洗浄液)の製造
			半導体(NANDフラッシュメモリ)製造
	伊賀市	次世代工具に用いる高品質合金の製造	
マザー工場化	四日市市	化学品(不織布)の製造に係る設備投資	
	鈴鹿市	自動車関連部品(ギア、シャフト)の開発、製造(※)	
	玉城町	プリンター、複合機用サプライ製品の製造	
研究開発	四日市市	研究開発機能の強化(化学)(2件)	
外資系企業	四日市市 /川越町	自動車部品の納入、品質管理・営業活動窓口(※)	
	松阪市	自動車用プレス部品の製造(※)	
	名張市 /伊賀市	自動車用部材(チェーン等)の開発、製造	
	本社機能移転	四日市市	リチウムイオン電池材料開発企業の本社移転(京都府から)(※)
その他	津市	労働者派遣業、有料職業紹介及び業務請負	
		エアゾール、発泡向け等の脱臭LPGの充填及び販売	
	鈴鹿市	食品包装資材(ラップフィルムの紙管)の製造(※)	
	いなべ市	工作機械の製造	
	多気町	非構造用合板(フロア台板、内装用合板、塗装型枠合板)の製造(※)	

※印は新規進出案件

○「平成28年度中小企業高付加価値化投資促進補助金」採択企業

カテゴリー	実施場所	事業内容
製造業	津市	植物栽培用のLED照明のLサイズ基板実装の設計、製造
	伊勢市	配電盤等の製造に係る金型プレス加工機、クレーン等の整備
	桑名市	化学精製品の生産受託に向けた量産専用抽出装置の導入
	鈴鹿市	高精度、短納期を可能とする工作機械の導入
		高付加価値コンパウンド材料を生産する設備の導入
	いなべ市	高張力鋼板を使用した大型プレス部品を内製化するための設備投資
次世代製品の自働一貫生産ライン構築		
サービス業	鈴鹿市	体験イベントを通じた集客交流を図るとともに、県産品を活用した商品の販売を実施

○立地協定書締結式の様子



(8) 観光振興の取組について

観光振興については、「三重県観光振興基本計画」に基づき、「観光の産業化のさらなる推進戦略」、「伊勢志摩サミット開催等の好機を生かした誘客戦略」、「利便性・快適性に優れた人にやさしい観光の基盤づくり戦略」の3つの戦略により取組を進めています。

1 平成28年の県内延べ宿泊者数等

平成28年の本県の延べ宿泊者数は、約1,002万5千人(対前年比106.0%)で、伸び率は全国2位となり、過去最高を記録した平成25年(約969万人 確定値)を大きく上回り、初めて1千万人の大台を超えました。うち外国人延べ宿泊者数は、約36万2千人となり、平成26年比219.4%と大幅な伸びを記録した平成27年と比較すると7.7%減少したものの、過去2番目となっています。なお、G7構成国の宿泊者数は、前年比147.4%と大きく増加しています。また、平成28年の伊勢神宮(内宮及び外宮)参拝者数は、約874万人(対前年比104.3%)で過去4番目、うち外国人参拝者数は、約11万人(対前年比112.2%)で過去最高となりました。

延べ宿泊者数、外国人延べ宿泊者数は、観光庁「宿泊旅行統計調査(速報値)」によるものであり、例年6月末に確定値が発表され、数値は確定時に数万から十数万程度増減する可能性があります。

2 国内誘客

(1) 首都圏等からの誘客

(ア) みえ旅プロモーション・誘客促進事業

伊勢志摩サミット開催を契機に、三重ファン・リピーターの新規開拓や再来訪促進等による消費拡大、観光地としてのローカルブランディングの確立を目的に、JR東海と連携し、首都圏等から伊勢志摩地域への旅行商品の造成(販売目標:10,000件)や販売促進イベント、雑誌への記事出稿を実施しました。また、三重県の強みである「食」や「食文化」等、三重ならではの魅力発信と誘客促進を一体的に展開するため、Webで影響力のあるブロガー(6人・8ルート)やユーチューバーによる情報発信(1月末時点の再生回数約69万回)、SNSを活用した写真投稿キャンペーン(1月末時点の投稿数8,252件)等を展開しました。

(イ) 観光マッチング交流事業

県内の観光関連事業者等が、大都市圏の旅行会社のニーズに合わせ、具体的な旅行商品化に向けた情報発信を行うとともに、今後も継続的な営業活動を行うためのネットワークの構築を目的に、「三重県観光マッチング商談会」を平成28年11月に関西圏(旅行会社8社、観光関連事業者16者参加)及び中京圏(旅行会社8社、観光関連事業者14者参加)で開催しました。

また、全国への効果的な情報発信につなげるため、平成29年2月に、観光誘客に積極的に取り組む市町等とメディアのマッチングを行う「三重県観光マッチング交流会」を首都圏営業拠点「三重テラス」で開催し、「体験」・「絶景」・「食」をテーマに、現地でしか知り得ない、新たな三重の魅力を発信しました(メディア38名(延べ数)、14市町参加)。

参加者からは、「現地まで情報収集に行くことが難しいため、商談会はありがたい（旅行会社）」、「生の情報やより深い情報を得ることができて良かった（メディア）」、「メディアのニーズを知ることができた良い機会だった（県内市町）」等の感想があり、現在、現地視察を行うなど、具体的な旅行商品化や記事化に向けた取組を行っています。平成29年度は、開催場所や回数を増やすなど取組の拡充を図ります。

（2）観光地域づくりの推進

（ア）日本版DMO創設支援

「日本版DMO」の創設に向けた取組について、平成28年7月に株式会社Verde大台ツーリズム、8月に伊勢まちづくり株式会社、一般社団法人鳥羽市観光協会、一般社団法人志摩スポーツコミッション、平成29年1月に菟野町観光協会が「日本版DMO」候補法人として登録されました。各法人の自主財源確保のため、Web閲覧者の属性（地域、年代、性別等）やモニターツアー参加者・来訪者アンケート等、各法人が自ら客観的データを収集・分析する手法の確立に向けた支援とともに、招き猫絵付けや伊勢うどんづくり等の体験メニュー（伊勢市）、有名自転車メーカー等と連携したレンタサイクル（志摩市）など、地域資源を生かしたモデル事業の展開を支援しています。あわせて、県内各地の観光地づくりを推進するために必要な「全県的な役割・機能を有するDMO」の創設について、みえ観光の産業化推進委員会内に設置した検討部会で検討しています。

（イ）教育旅行誘致

平成28年4月にジュニア・サミットが北勢地域を中心に開催されたことをふまえ、そのレガシーを生かした展開や、北勢地域の強みである「環境」と「産業」をテーマに、「課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び」（アクティブ・ラーニング）を目的とした、これまでにない新たな視点での教育旅行誘致の取組を地域と一体で展開しています。

メインターゲットを訴求力の高い「専門高校（工業高校、商業高校）」とし、これまでに企業訪問等で本県へ訪れた学校の実績等を基に地域を絞り込み、誘致活動を行います。これにより、宿泊・飲食等による直接的な経済効果を生み出すだけでなく、学校の専攻内容にあわせた独自のアクティブ・ラーニングを提供することで、北勢地域が持続的に訪問先として選ばれるような取組を展開します。

平成28年度は、県内受入体制の現状を把握するため、県内事業者及び宿泊施設に対する調査を実施するとともに、誘致に向けたモデルルートの作成、県外学校に対する訪問調査等を実施するなど、北勢地域への教育旅行誘致に向けた基盤づくりに取り組んでいます。また、平成29年度は、訪問調査結果を検証したうえで、地域が一体となった誘致活動を本格的に進めます。

3 海外誘客

(1) 富裕層及び欧米からの誘客

伊勢志摩サミット開催を契機に、欧米メディア等からの取材が増加するなど、本県への関心が高まっている好機を生かし、従来のアジアを中心とした重点国・地域に加え、富裕層や、G7をはじめとした欧米諸国を対象とした誘客に取り組んでいます。

(ア) 現地レップ（代理人）の設置

新たに、台湾及びフランスにおいて、県に代わって誘客活動を行う現地レップ（代理人）を設置し、現地旅行会社へのセールスや市場調査等きめ細かなプロモーション活動を行うことで、新たな富裕層や欧米からの誘客及びインセンティブツアーの誘致促進を図っています。

(イ) 海外の富裕層を対象とした誘客の取組

富裕層の誘致に関しては、平成28年11月に志摩市で、県内観光関係事業者等を対象に、今後の海外富裕層の旅行者誘客に向けたプロモーション戦略や受入環境整備の参考としていただくため、海外富裕層誘致セミナーを開催しました。これは、日本政府観光局（JNTO）や富裕層を対象とした国際的な旅行商談会であるILTM（※）の事務局との共催による日本初のセミナーです。セミナーでは、高級リゾートホテルからの参加もあり、非常に有意義であったとの声をいただいています。

また、本年2月には、海外の富裕層向け旅行会社・メディアを対象としたファミトリップ（メディア8社、エージェント13社参加）の実施や商談会（「ILTM Japan2017」）に参加し、情報発信、商品造成等を図りました。

（※）ILTM(International Luxury Travel Market)：世界で最も権威があると言われる富裕層向け旅行商談会

(2) 台湾からの教育旅行誘致

平成28年1月に締結した高雄市との国際交流促進覚書に基づき、同年10月に海洋教育に取り組んでいる高雄市の教育旅行視察団29名を受け入れ、桑名市、志摩市、伊賀市等を視察いただき、今後の受入について協議しました。先月の知事の台湾訪問においても、知事と高雄市教育局長が面談し、今年、高雄市から三重県へまず4校の教育旅行が実施予定となるなど、教育旅行による交流拡大について合意したところです。平成29年度は、受入先となる市町とも連携し、受入態勢づくりをはじめ、台湾からの教育旅行誘致及び交流促進に取り組んでいきます。

(9) 伊勢志摩サミット終了後の取組について

1 伊勢志摩サミット記念館（仮称）について

(1) 伊勢志摩サミット記念館（仮称）の整備

伊勢志摩サミット開催を記念し、サミットの概要や使用された調度品・県産材等の紹介を行うことなどにより、サミットのレガシー（資産）を次世代に引き継ぐ場として、伊勢志摩サミット記念館（仮称）（以下「記念館」という。）を賢島駅2階に設置します。オープンは、平成29年5月下旬の予定です。

詳細は、別紙1のとおりです。

(2) 愛称の募集

記念館の正式名称（伊勢志摩サミット記念館（仮称））とは別に、愛称の募集を2月8日（水）から3月8日（水）まで行いました。審査のうえ、4月下旬に愛称を発表する予定です。

(3) 内覧会、オープン時の式典の実施

記念館のオープン時に、式典を実施する予定です。また、オープン前に、関係者への内覧会を実施する予定です。

2 伊勢志摩サミット開催記念・三重の魅力再発見キャンペーン

サミットやジュニア・サミットの開催を契機に再発見された三重の魅力ある食、文化、産業、観光スポットなどの観光資源を広くPRするとともに、サミット後の観光振興を図るため、伊勢神宮やミキモト真珠島など、サミットゆかりの地を巡る「ミステリーツアー」を12月から2月にかけて実施しました。合計799名にご参加いただき、参加者に対して、「#みえ食旅」SNS写真投稿キャンペーンやトリップアドバイザーへの口コミ投稿など、SNS等を通じた三重の情報を積極的に発信するよう促しました。

また、旅行パンフレット等の媒体を活用し、サミットゆかりの三重の魅力ある観光資源の情報発信を行いました。

詳細は、別紙2のとおりです。

3 伊勢志摩サミット・アーカイブ事業

伊勢志摩サミットのレガシーを三重の未来に生かすため、サミットを契機として活躍されている県民の皆さんの具体的な取組事例を収集、整理したうえで、インタビュー撮影等を行い、取組事例や映像のアーカイブを作成しています。

作成したアーカイブについては、県ホームページへの掲載や、SNSにより情報発信するほか、他部局と情報を共有し、さまざまな分野・場面で活用することで、さらなる県民の皆さんの活躍につなげていきます。

【対象とする取組】

- ・サミットに関わった方々（サミットで活用された県産品の生産者、サミットや関連事業の参加者、サミット協賛・応援事業者等）のサミット後の取組
- ・直接サミットに関わらなかった方々がサミットを契機に新たに始めた取組

4 今後の推進体制

伊勢志摩サミット推進局は3月末をもって廃止しますが、雇用経済部に新たに次長（ポストサミット・国際戦略担当）を配置し、引き続き、ポストサミットの取組を全庁的に推進するとともに、「伊勢志摩サミット三重県民宣言」の周知を図っていきます。

庁内の推進体制である三重県伊勢志摩サミット推進本部は、引き続き設置します。

なお、伊勢志摩サミット三重県民会議については、県民会議事業がすべて完了した後、適切な時期に総会で決算審議し、解散手続きを行う予定です。

伊勢志摩サミット記念館（仮称）について

1 設置目的

伊勢志摩サミット開催を記念し、サミットの概要や使用された調度品・県産材等の紹介を行うことなどにより、サミットのレガシー（資産）を次世代に引き継ぐ場として、伊勢志摩サミット記念館（仮称）（以下「記念館」という。）を設置します。

2 設置場所

賢島駅2階（約295.7㎡ 別紙1－2参照）

3 オープン時期

平成29年5月下旬（予定）

4 基本機能

伊勢志摩サミットの概要を写真、映像、現物等で展示するとともに、賢島を起点とした周遊観光のための情報発信機能や次世代を担う子どもたちの学びの場を創出する機能を有するものとします。

また、来訪者に飲食及び物販を記念館や記念館と一体的に整備する喫茶スペースで提供することにより、駅及び記念館利用者の利便性を満たす空間を創出します。

5 記念館の整備及び運営

(1) 記念館の整備

記念館の設置に係る整備（賢島駅2階改修工事及び内装・展示設営等）は、伊勢志摩サミット三重県民会議（以下「県民会議」という。）が実施し、その費用は県民会議が負担します。

(2) 記念館の運営

記念館の運営は、志摩市が実施し、その費用は志摩市が負担します。

運営にあたっては、賢島駅2階の記念館設置箇所を近鉄（近鉄グループホールディングス株式会社、近畿日本鉄道株式会社等、近鉄グループ企業について、いずれもすべて「近鉄」と表記。）から志摩市が借り受けます。

記念館の休館日、開館時間及び入館料については、以下①～③のとおり準備を進めており、志摩市の「伊勢志摩サミット記念館の設置及び管理に関する条例」案の成立をもって正式に決定する予定です。

①休館日

原則年中無休

②開館時間

午前9時から午後5時まで

③入館料

無料

6 記念館の概要（案）

（1）展示内容

サミット当日の雰囲気を感じていただくため、サミットで実際に使用した円卓や贈呈品等を展示するとともに、国際メディアセンターアネックスで使用された部材（檜柱、木製簾、木製黒壁）を記念館において使用します。

また、リピーターの確保を図るため、企画展示も行います。

（展示例）

- ①誘致活動に関する写真パネル展示
- ②誘致決定時の写真パネル展示
- ③首脳等身大記念写真等パネル展示
- ④首脳会議用円卓・椅子の実物展示
- ⑤公式記録の展示（写真パネル、動画）
- ⑥観光情報の発信
- ⑦首脳等への贈呈品等の実物展示
（カップ&ソーサー、文箱&真珠付ボールペン、コアウツドの置時計等）
- ⑧サミットで使用された食材等の写真パネル展示
- ⑨県民によるおもてなしの様子写真パネル展示

（2）体験型展示の充実

子どもたちにとって記念館が学習機会の場として魅力的なものとなるように、例えば、首脳会議用円卓・椅子に触れていただき、サミットの雰囲気を体感していただくなど、体験型要素を取り入れた展示の充実を図ります。

（3）飲食・物販

県民会議、近鉄、志摩市の三者間でその具体的な運営方法等について調整中です（飲食については近鉄に担っていただきます）。

7 設置期間等

（1）設置期間

日本における次期サミットの開催年まで設置することとし、その後の対応については当該設置期間の終了までの間に、県民会議、近鉄、志摩市の三者間で利用状況等を勘案し決定します。

（2）県民会議資産の承継

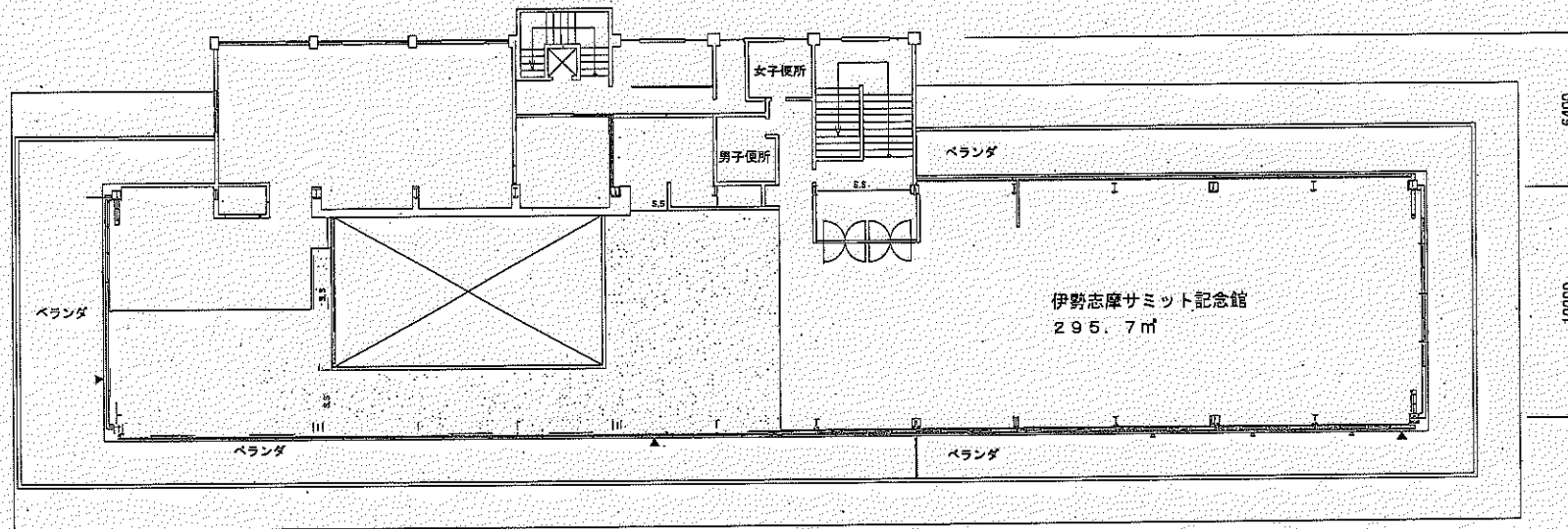
県民会議の資産は、県民会議解散時に三重県に引き継ぐことを検討しています。その場合、記念館閉館時における賢島駅2階の原状回復義務もあわせて三重県に引き継がれることになるため、議決いただくことが必要と考えています。

8 階段昇降機の設置

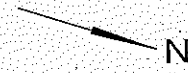
記念館へのエレベータの設置について、県民会議、近鉄、志摩市の三者間で検討を行ってきましたが、設置には賢島駅の大規模改修工事が必要であること等から、階段昇降機（車椅子ごと階段昇降可能なタイプ）を設置します（オープン後、年内に設置見込）。

9 今後のスケジュール（予定）

- ・ 3月下旬：内装・展示案検討終了、賢島駅2階改修工事完了
- ・ 4月上旬：内装・展示設営着手
- ・ 5月下旬：内装・展示設営完了、記念館オープン



4250	4250	4250	4250	4250	4250	4250	4250	4250	4250	4250	4250	4250
8,500		12,750				12,750				12,750		8,500
55,250												



賢島駅 2階

伊勢志摩サミット開催記念・三重の魅力再発見キャンペーン

1 目的

サミットやジュニア・サミットの開催を契機に再発見された三重の魅力ある食、文化、産業、観光スポットなどの観光資源を広くPRするとともに、企画ツアーなどを通じた具体的な集客により三重の魅力を体験・体感し、積極的に発信してくれるファンづくりを行うことで、サミット後の観光振興を図ります。

2 実施方法

企画提案コンペを実施し、「株式会社JTB中部津支店」へ業務を委託
(契約期間) 平成29年2月28日まで

3 実施内容

(1) 情報発信

JTBグループ発行の旅のフリーペーパー「感動十景」に、横山展望台や乾杯用酒盃で活用された四日市萬古焼など、サミットに関連する三重の観光資源の魅力を紹介するための記事を掲載しました。中部エリアの鉄道駅や道の駅などで7万部を配布し、またWEBサイトにおいて掲載するなど、三重の魅力について広く情報発信を行いました。

(紹介内容)

- ・横山展望台 ・相差かまど ・ミキモト真珠島 ・伊勢神宮
- ・四日市公害と環境未来館 ・四日市夜景クルーズ ・四日市萬古焼
- ・伊賀くみひも ・松阪もめん手織りセンター ・三重県立熊野古道センター
- ・美し国の旬な食 (日本酒、あおりふぐ、浦村かき)

(2) 企画ツアー

伊勢神宮やミキモト真珠島など、サミットゆかりの地を名古屋や大阪から1泊2日で巡る「ミステリーツアー」を企画し、JTBの旅行商品「旅物語」や新聞などで募集を行い、12月から2月にかけて合計799名にご参加いただきました。

また、JTBの旅行商品「旅物語」において、サミット開催にご協力いただいた宿泊施設の紹介を行いました。

(ミステリーツアーの訪問先)

- ・伊勢神宮 (内宮) ・せんぐう館 ・神明神社 (石神さん)
- ・横山展望台 ・志摩観光ホテル ザ クラシック (庭園)
- ・ミキモト真珠島 ・松阪農業公園ベルファーム

(3) 参加者への対応

「ミステリーツアー」の参加者に対し、「みえ食旅パスポート」を配布するとともに、「#みえ食旅」SNS写真投稿キャンペーンやトリップアドバイザーへの口コミ投稿など、SNS等を通じた三重の情報発信を促しました。

(参加者からの主な意見や感想等)

- ・ 普段の旅行では行けないところなどにも行けてよかった。
- ・ 各所で案内人からの説明がありよかった。
- ・ サミット関係の会場や横山展望台、ミキモト真珠島は、内容が充実しておりよかった。
- ・ 「みえ食旅パスポート」はとてもよかった。
- ・ ミキモト真珠島でもう少し時間が欲しかった。

(10) 包括外部監査結果に対する対応について

①平成 28 年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
Ⅲ (5) 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター		
1. 平成 24 年度包括外部監査からの改善状況について(指摘)		
<p>平成 24 年度包括外部監査において、低利用の状況改善に向けた活用方針の策定が意見として出されているが、旧来の貸館事業が営まれている。平成 30 年度に新名神高速道路菰野インターチェンジ(仮称)の設置が予定され、周辺環境の改善が見込まれることから、こうした環境変化によるニーズを活かして低利用の状況を改善するため、どうすべきかを検討すべき時期に来ている。</p>	<p>平成30年度に完成予定の新名神高速道路菰野インターチェンジ(仮称)など、周辺環境の改善を見定めながら、企業による事務所利用の可能性など、空きスペースも含めた施設全体の有効活用について検討を進めていきます。</p>	
2. 稼働率の改善について(意見)		
<p>現状の貸館事業について、一般の県民にとっては、三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターの存在が身近に感じられず、その存在に対する認識が乏しいのではないと思われる。認知度を高めるべく民間の広報力の活用も含めた積極的な情報発信を行い、対外的な広報活動の充実を図るとともに、情報収集を行い利用可能性のある団体等への働きかけを行うなどの施策を検討するのが望ましい。</p>	<p>三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターの稼働率改善に向けて、展示会・商談会等で担当者が企業ブースの戸別訪問を行ったほか、県内企業の支援施策に関する説明会など機会をとらえて広報を行います。</p> <p>今年度は、ドローンに関する講習会を毎月定期的で開催いただくなど、新たな利用者が増え、稼働率ならびに使用料収入に改善がありました。</p> <p>次年度においては、過去に利用があった団体やイベント運営会社への働きかけ、公益財団法人国際環境技術移転センター(ICETT)や三重県環境学習情報センターなど周辺施設との連携等により、稼働率のさらなる改善に取り組んでいきます。</p>	
3. 備品管理について(指摘)		
<p>備品について現物確認を実施した結果、管理台帳には掲載しているものの、固定資産管理シールが貼られていないものや、管理台帳に掲載されておらず、固定資産管理シールも貼られていないために所属が判明しないものがある。備品を適切に管理し、その所在を明確にするために固定資産管理シールの貼付を徹底することが必要である。</p>	<p>現地で台帳と備品の照合を行い、管理台帳に掲載されているものについては、物品標示票の貼付を行いました。また、掲載されていないものについても、管理台帳への掲載を行うとともに、物品標示票の貼付を行いました。</p> <p>適切な備品管理を行うため、今後は毎年定期的に台帳と備品の照合を徹底いたします。</p>	

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
III (6) 三重県立津高等技術学校		
1. 職員会議等の議事録の作成について (意見)		
<p>職員会議のように定期的に行われる会議の結果については、情報の整理及び共有のため、議題だけでなく質疑内容・結論も含めた議事録とするのが望ましい。その上で議事録は出席者に回覧し、作成者の誤認等があれば必要に応じて修正し、後日誤解等が生じないようにするのが望ましい。なお、平成28年度9月分より議事録の作成は改善されており、情報共有も図られていた。</p>	<p>平成28年度9月以降に開催した職員会議について、議題だけでなく質疑内容・結論等も含めた議事録を作成し、各職員に回覧するとともに、回覧後の議事録を共有ファイルに保存、職員に周知することで、情報共有を図っています。</p>	雇用経済部
2. 施設整備に関する要望について (意見)		
<p>校内に現状、売店や自動販売機が存在せず、課程修了時におけるアンケートにおける生徒の要望から平成28年12月を目途に設置予定であるとのことであった。当該要望は過去から継続的に存在しており、メリット・デメリットの把握を適切に行い、追加的な要望部分についても結果として生徒及び施設として利益を享受される様な案件については積極的な検討及び実施対応が望まれる。</p>	<p>自動販売機について、平成28年12月に校内に設置しました。また、建築後48年が経過する教室棟をはじめとした施設の老朽化が進む一方、予算状況が極めて厳しい中で、訓練生の要望にこたえるべく優先順位をつけて、施設の改善等に当たってきました。今後もより一層、訓練生満足と施設運営の両面で効果的な案件について、積極的な検討及び実施対応に取り組みます。</p>	雇用経済部
3. パンフレット等への広告掲載の検討について (意見)		
<p>高等技術学校における収入については、授業料の他には主なものとしてはセミナー受講料が存在するが、その他の収入については、自販機設置に係る利用料が見込まれるのみである。高等技術学校については、収入を拡大する手段の一つとして例えば広告・バナー収入の確保ということが考えられる。高等技術学校のHP上における広告先の募集やバナーの掲載等、公平性の高いものについては一度検討されたい。高等技術学校の設置目的として収入拡大は一義的な目標ではないが、今後、上記の様な追加収入を得て施設魅力の向上をするための投資の財源とするという長期的な視点も踏まえて検討することが望ましい。</p>	<p>訓練生の就業先が広告先となることは、公平性に課題があり整理が必要ですが、さまざまな方法で収入の拡大を図ることは重要であり、自動販売機設置にとどまらず、引き続き、公平性の高いものについて検討を行い、多様な収入の確保に取り組みます。</p>	雇用経済部
4. 申請書における記入不備 (指摘)		
<p>学校運営に係る各種申請書について査閲した結果、授業料減免申請書に申請日付の記載漏れが見受けられた。適切な記入管理に留意されたい。</p>	<p>各種申請書の受付時には、必ず主務者、副務者の2名体制で確認することとし、適切な管理を行います。</p>	雇用経済部

<p>5. 能力開発セミナーについて（意見）</p> <p>高等技術学校においては、通常の履修課程の他に、在職者向けの能力開発セミナーを実施している。現状は学生のセミナー受験生の人数の把握はできているものの、セミナー受験生の内結果として高等技術学校へ入学した生徒がどの程度いるのか等の把握は行っていない。現状においても入校生の増加に対する対応は実施されていると考えられるが、その対応が実績に基づいたものとなるように分析や把握を行うことを検討されたい。</p>	<p>新規高等学校卒業者を主な対象とした普通課程の入校生確保に向け、従来から高校生向けセミナー開講時に、募集案内の配布やオープンキャンパスへの参加促進等を実施していますが、その成果についての検証を進めるため、今後は、分析や把握を行い、活動が成果に結びつくよう効果的なPRに努めます。</p>	<p>雇用経済部</p>
<p>6. 学校内倉庫への私物の保管（指摘）</p> <p>機械制御システム科の倉庫において、職業訓練指導員の私物であるタイヤを数本発見した。早急に撤去するべきである。このほか、同倉庫内ですでに使用していないものの、除去処理を行わず備品管理台帳に記載されたままになっている物品を発見した。使用する可能性のない備品については、適切な手続きを経て適時に処分し、備品管理台帳からも削除する必要がある。また、敷地内西の二階建て実習棟の二階部分南側屋上に設置されている木造倉庫内を視察したところ、所有者不明の楽器及びパソコンが発見された。留意する必要がある。</p>	<p>職業訓練指導員の私物は、実地監査終了後直ちに撤去し、このような公共施設の私的利用が発生しないよう、職員に対し注意、指導しました。</p> <p>また、使用する可能性がない備品で、廃棄されず備品管理台帳に記載状態にあるものについては、平成28年11月末にすべて廃棄手続きを完了し、同台帳から削除しました。</p>	<p>雇用経済部</p>
<p>17. 在籍者からの預り金の取扱いについて（指摘）</p> <p>在籍者個人が使用する教科書、作業服、工具等にかかる費用については、在籍者個人から各年度初めに所定の金額を各受講科、各年次別に各職業訓練指導員が管理する銀行口座に振り込み、そこから在籍者がそれぞれ購入した教科書、作業服、工具等に関する費用を支出する処理を行っている。適切に支出されていることが確認できたものの、支出に係る証憑の整理に方法が統一されておらず、また、通帳の管理及び支出については各職業訓練指導員がそれぞれ一人で行っていた。相互牽制効果が機能するよう体制を整備するとともに、受取利息の精算等、証憑のない支出についてはその経緯を詳細に記録すべきである。</p>	<p>平成28年11月1日に「訓練生からの預り金取扱い要領」を定め、預り金の口座名義を総括責任者の本校教頭にするとともに、通帳の管理及び支出については、校内決裁を経て実施することとしました。また、支出にかかる証憑を統一し、収入・支出の際、上席の者に決裁を受けることとし、収支計算書の作成、収支計算書の検査を実施することとしました。</p>	<p>雇用経済部</p>
<p>8. 在籍者からの預り金から発生した受取利息の取扱いについて（意見）</p> <p>在籍者から授業料以外の経費として徴収した預り金のうち、残額については募集要項にもあるように、卒業時もしくは退校時に返還する手続きを取っている。発生した受取利息の取扱いについて各職業訓練指導員によって取扱いが異なっている。教育委員会所管の三重県立の諸学校でのこのような生徒からの預り金に係る利息の処理について確認したところ、卒業生への分配ということを行わず、次年度もしくは新規入学者の口座に繰り越していく処理を行っているとのことであった。今後、高等技術学校においてもこのような方法を検討する必要があると考える。</p>	<p>平成28年11月1日に「訓練生からの預り金取扱い要領」を定め、年度末に預り金を清算することとし、清算に伴う余剰金は最小限に留め、次年度に繰り越すこととしました。</p>	<p>雇用経済部</p>

9. 書類の取扱いについて（指摘）

平成 25 年度入学者の預金通帳の閲覧を試みたところ、職業訓練指導員が独断で廃棄しており確認することができなかった。預金通帳が学校運営上必要となる書類であるという認識を高等技術学校内で周知徹底するとともに、職業訓練指導員が各自で管理することは避けるべきである。

平成 28 年 11 月 1 日に「訓練生からの預り金取扱い要領」を定め、預金通帳も含め収入及び支出に係る書類を 5 年間保存するようにしました。さらに、預り金の口座名義を総括責任者の本校教頭とし、一括管理する体制としました。

雇用経済部

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
II (16) 三重県営サンアリーナ		
1. ライフサイクルコストを考慮した設備の更新について (意見)		
<p>例えば吸収式冷温水機はサンアリーナが平成6年に開業した時から使用されており、すでに20年以上、使用されている。吸収式冷温水機の税法上の法定耐用年数は15年であることから、当該設備はかなり老朽化していると思われる。</p> <p>法定耐用年数が経過していても必ずしも設備が使用不能となるわけではないが、修繕のための費用もたびたび発生していることから、更新について検討すべき時期が到来していると考えられる。更新することにより修繕費が減少すると考えられるため、結果的にライフサイクルコストを低く抑えられる可能性もある。</p> <p>また、現在普及している最新の設備の方が高効率であり、更新することにより水光熱費を低減させる効果も期待できる。</p> <p>単年度予算の制約があることは理解できるが、県は指定管理者と協力し、資産のライフサイクルコストを最少化するようなファシリティマネジメントに努めていただきたい。</p>	<p>(県営サンアリーナ) 日々の巡視・点検により設備を常に最適な状態に保ち、可能な限り長寿命化を図ります。また、保全上必要な大規模修繕の実施に向けては、適宜、県と協議をします。</p> <p>(雇用経済部) 県財政が厳しく、資産のライフサイクルコストを意識した大規模修繕は実施困難な状況にあることから、日々の巡視・点検や補修などにより、可能な限り施設・設備の長寿命化に努めるよう働きかけます。また、今後も利用者の安全・安心の観点から、緊急性・必要性の高いものを優先とした修繕等を実施していきます。</p>	<p>県営サンアリーナ</p> <p>雇用経済部</p>
2. アンケート調査について (意見)		
<p>ホームページから電子アンケートによる調査を実施している。平成27年度には大会・催事者向けアンケートを1回、県民向けアンケートを2回実施し、県民向けアンケートについては、第1回は13件、第2回は6件の回答があった。</p> <p>回答者には抽選でトレーニング室10回利用券を送付するなど、回答者を増やすための方策を講じているものの、回答件数が多いとはいえない状況である。</p> <p>施設の運営に役立てるためには、より多くの回答を入手することが望ましく、そのためにはサンアリーナの利用者に対して直接アンケートを配付し、回答を求めることも効果的と思われる。アンケートの実施方法をより多様化するよう検討することが望ましい。</p>	<p>(県営サンアリーナ) 施設貸出手続き時の書面アンケートと、大規模集客が見込める自主事業イベント時の書面アンケートの2種類の調査を新たに実施し、回答数の向上に努めます。</p>	<p>県営サンアリーナ</p>

<p>3. 小口現金の出納業務について（指摘）</p> <p>現在指定管理者である株式会社スコルチャ三重の経理機能は、伊勢市観光文化会館に集約されており、サンアリーナ側では、伝票を起票した後、経理に送って出納帳等が作成される。このため、日々の出納業務が、帳簿記録に反映されるまでに時間を要し、現金在高と照合すべき帳簿残高が直ちには判明しない。</p> <p>現在指定管理者側において月初と月央に照合を行っており、日々の入出金による差異は認識されていないということであるが、少なくとも手許現金残高については、サンアリーナの業務担当者においても日々の入出金業務終了時点で、手許現金残高表を作成し残高を確認できる体制とする必要がある。</p>	<p>（県営サンアリーナ） 手許現金残高表を新たに作成し、日々の小口現金残高（券売機を除く）を確認し、日々の手許現金残高を常時把握できる体制にします。</p> <p>（雇用経済部） 定期実地調査でのヒアリングを徹底するなど、資金管理事務が適切に行われるよう指導します。</p>	<p>県営サンアリーナ</p> <p>雇用経済部</p>
<p>4. 小口現金の残高について（指摘）</p> <p>サンアリーナでは小口現金用の金庫として、大金庫、夜間用金庫、ショップ用金庫（レジ含む）、両替用金庫の4つを運用している。</p> <p>当該小口現金の管理について経理規程運用細則においては以下のとおり規定されている。「第22条2項 小口現金は各管理施設ごとに管理するものとし、それぞれの小口現金の残高は、施設利用料等の売上金及び使用見込額を除き三十万円を超えないように管理し、それを超える場合は、入金伝票により随時入金処理を行うものとする。」</p> <p>第22条4項 管理施設内に券売機等を設置する場合には、別途小口現金を釣銭として機械内に保管できることとする。その場合の残高は1台あたり二十万円を上限とする。」</p> <p>現在上記第22条4項にある券売機は2台あることから、この上限は400千円であり、規程上の残高の上限は、合計で700千円ということになる。</p> <p>しかし上記の規定にも関わらず、平成28年3月末の残高は1,246千円であり、往査日現在（平成28年8月12日）でも現物をカウントしたところ1,006千円であった。</p> <p>売上入金等業務上の都合により、一時的に残高が大きくなるのはやむを得ないが、小口現金は日常業務に必要な水準とすることが望ましく、規定による現金残高に収まるよう務めていただきたい。</p>	<p>（県営サンアリーナ） 新たに導入する手許現金残高表により、手許現金額を把握しながら入金作業を適切に行うことで、経理規定に沿った現金残高水準以内に保ちます。</p> <p>（雇用経済部） 定期実地調査でのヒアリングを徹底するなど、資金管理事務が適切に行われるよう指導します。</p>	<p>県営サンアリーナ</p> <p>雇用経済部</p>
<p>5. 領収書管理について（指摘）</p> <p>現在領収書には50枚綴りの市販のものが使用されている。使用済の綴り及び未使用の綴りを確認したところ、以下の事項が認められた。</p> <p>①未使用の綴りが複数あり、それらにはすべて社印が押印されていることから、使用可能な状態であるものと認められる。</p> <p>②連番は各冊ごとに一律に1～50番が付されており、個別の牽連性はないため厳密な意味での連番管理は行われていない。</p> <p>①の状態にあるのであれば、社印を押印した綴りを紛失するリスクが生じることから今後は台帳作成により綴りごとに管理番号を付して管理を行う必要がある、その上で②に関しては、連番は通し番号を付す必要がある。</p>	<p>（県営サンアリーナ） 各冊の牽連性を明らかにするため、通し番号を付与した連番管理を行うよう改善します。また、押印済の領収書については、施錠した書庫に保管し、必要時に開錠して使用します。</p> <p>（雇用経済部） 定期実地調査でのヒアリングを徹底するなど、資金管理事務が適切に行われるよう指導します。</p>	<p>県営サンアリーナ</p> <p>雇用経済部</p>

6. 後納申請における料金収受対応等のマニュアル化について（指摘）

サンアリーナにおいては、施設利用料金について、利用規則【4. 利用料金納入】にて利用料金後納申請書を基に、料金の後払いを認めている。

後納処理されているものの内、支払に滞りのある項目について確認した結果、1件の利用者について長期滞留（平成22年度発生）していることが見受けられた。

利用料合計残高：703千円

監査日時点（平成28年8月12日）残高：163千円

返済予定額：20千円（月）

実際返済額：5千円（月）

上記については、適時にモニタリングや返済条件の変更等の措置が取られているが、現状スコルチャ三重において後納申請における料金収受対応等のマニュアル（類する規程を含む）については存在しないため、利用料金の滞留が発生した場合の会社としての措置及び対応が明確ではない。担当者レベルで現状は適切に対応できていると考えられるが、属人的な処理や判断となりかねない。

また、当該債権管理状況を会計上示すための経理規程等も明記が存在しないため、現状長期滞留債権にも関わらず貸倒引当金等の必要な手当てがなされていない。

そのため、今後後納に係る後納申請における料金収受対応等のマニュアル及び債権管理に関する規定等を整備し、それに基づいた対応を徹底する必要がある。また、経理規程においてこれらを評価するための項目を追加する必要がある。

その他、1年程の滞留ではないが、処理誤り等で数か月後納支払が遅れているものも散見された。支払・入金は確実なものではなくてはならず、後納処理については一時的ではあるが、支払・入金不能となるリスクが存在するため、今後利用料金後納申請書が適切な事由及び適切な書式で認可される事を含め管理の徹底が必要である。

（県営サンアリーナ）

原則として対象を官公庁及び公的団体や施設の継続的利用者などに限定するとともに、申請許可確認を担当マネージャーと総括責任者が行うなど、施設利用料の長期滞留が発生しないような取組を行っていますが、それらに加えて、今後は「後納申請における料金収受対応等のマニュアル」や「長期滞留未払料金の管理に関する経理規定を含めた社内規定」を整備します。

（雇用経済部）

利用料金の滞留を防止するため、「後納申請における料金収受対応等のマニュアル」や「長期滞留未払料金の管理に関する経理規定を含めた社内規定」が整備されるよう指導します。

県営サンアリーナ

雇用経済部

<p>7. 自主事業の実施結果及び評価の具体化について（意見）</p> <p>スコルチャ三重においては、指定管理事業の他に自主事業も積極的に実施しており、平成27年度においては31回のイベント開催を実施している。これは施設の活性化のみならず、利用者や施設満足度、ひいては施設全体の魅力を高める上で評価される取り組みであると考えられる。しかし、当該自主事業のイベントは、その計画段階及び実施段階においては十分なされているが、イベント結果の振り返りやその評価について明記されている資料等は存在しない。</p> <p>自主事業においては、事業計画を策定し、実際に事業を行い、最終的には事業の評価を行う事により、想定していた効果を適切に得られたか、事業としての存続可能性（今回のみのイベントとするのか否か）はあるか、事業に係る収支と収支以外の効果のバランスはどうか等を総合的に判断し、その判断経緯と用いた指標を文書化しておくことが有用と考えられる。文書化することで、担当者等が交代した場合に過去における自主事業の結果やその判断過程を把握することもできる。また、今後自主事業を実施する際のベンチマークとして活用することも期待できる。</p> <p>今後は、自主事業の実施においては指定管理施設の魅力を高める事、及び指定管理事業の障害とならない事が求められるため、複合的な観点からの評価を行うことが望ましい。</p>	<p>（県営サンアリーナ） 新たに自主事業評価表のフォーマットを作成し、自主事業毎の評価を行います。各自主事業の終了時に作成し、記録として保管することで、以降の自主事業計画立案の検討材料として活用します。</p> <p>（雇用経済部） 自主事業におけるイベント結果の振り返りや評価を文書化し、次年度以降の事業に生かしていくよう働きかけていきます。</p>	<p>県営サンアリーナ</p> <p>雇用経済部</p>
<p>8. 各種申請書の資料不備について（指摘）</p> <p>サンアリーナの利用に関連する利用者からの申請書について通査した結果、以下の資料にて不備や記入誤りのまま承認されている資料が見受けられた</p> <p>①三重県営サンアリーナ利用変更許可申請書 申請者押印漏れ</p> <p>②三重県営サンアリーナ施設利用料金減額申請書 申請日記入漏れ、行事名称記載漏れ、割引・減免措置適用申請利用入力漏れ</p> <p>③利用料金後納申請書 後納事由記入漏れ</p> <p>なお、利用料金後納申請書については、利用規則【4. 利用料金納入】に認可される場合において以下の様に記載されている。</p> <p>「指定管理者は、利用料金後納申請書を審査し、やむを得ないと認めた場合にはこれを承認します。」</p> <p>これは後納処理が例外的な処理であるのと同時に特別な事由の記載を要求しているものであるため、利用規則にて継続利用者の特例を設ける、もしくは毎回確実に後納申請書を入手し審査する形にすべきである。</p> <p>利用料金減額申請書については、申請日の記入が無い場合等は申請資料として適切ではないことから、今後留意されたい。</p>	<p>（県営サンアリーナ） 適正な審査に務めるため、申請書の審査手続きに関するマニュアルを作成し、全職員に周知するとともに、定期的に審査状況のチェックを行っていきます。</p> <p>（雇用経済部） 定期実地調査でのヒアリングを徹底するなど、施設利用に関する書類手続きが適切に行われるよう指導します。</p>	<p>県営サンアリーナ</p> <p>雇用経済部</p>

②平成 27 年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
VII 公益財団法人三重県産業支援センター		
1. 未収金・求償権の報告について（意見）		
<p>小規模企業者等に対する設備貸与事業及び設備資金貸付事業における未収金並びにベンチャー企業支援事業における求償権については、回収困難な債権が発生している。個々の債権は台帳等による個別管理が行われ、また債権の回収状況等は報告資料により県及び支援センター内で共有されているものの、報告資料に記載されている情報では、債権の償却等今後の処理を行うための資料としては十分なものとはいえない。</p> <p>したがって、債権の償却等の処理を行うに際して、処理方針の参考となる情報も記載し、判断根拠が明確となる資料とすることが望ましい。</p>	<p>（公益財団法人三重県産業支援センター） 回収状況等の報告書を作成する際に「今後の方針」等の項目を追加し、今後の方向性も読み取れるよう変更を行いました。</p> <p>（雇用経済部） 債権の償却等についての判断根拠が明確となるような資料の作成を要請した結果、回収状況等の報告書を作成する際に「今後の方針」等の項目を追加し、今後の処理方針の参考となる情報を記載した資料に変更されたことを確認しました。</p>	<p>公益財団法人三重県産業支援センター</p> <p>雇用経済部</p>
2. 実績報告書の入手について（指摘）		
<p>「みえ農商工連携推進ファンド助成金交付要領」では、助成対象事業完了後の実績報告書について、4月10日までに提出するよう定めている。</p> <p>しかし、平成27年4月10日が提出期限とされている実績報告書のうち、監査を実施した8月11日時点で未提出のものが2件あった。</p> <p>支援センターは助成事業者に督促を行っているとのことであるが、期限を大幅に超過しているため、速やかに実績報告書を提出させるべきである。</p>	<p>（公益財団法人三重県産業支援センター） 監査実施後、事業者へ督促し、未提出であった実績報告書が提出されました。</p> <p>引き続き、実績報告書が提出期限内に提出されるよう、事業者に対して周知を図っています。</p> <p>（雇用経済部） 今後も公益財団法人三重県産業支援センターと連携し、事業者のフォローアップに努めるとともに、助成事業終了後の事業者の責務についてもあわせて意識啓発を図っていきます。</p>	<p>公益財団法人三重県産業支援センター</p> <p>雇用経済部</p>

3. 実績報告書の活用について（意見）

助成事業者は原則として平成 30 年度までは毎会計年度終了後に実績報告書を提出することが求められている。実績報告書を閲覧したところ、助成対象事業の売上が伸びていない企業も散見された。助成による効果が得られていないと考えられることから、助成終了後においても継続的なフォローが重要と思われる。

この点につき、支援センターでは、実績報告書に基づいて助成事業者に連絡しているとのことであり、助成事業者へのきめ細かい支援を行おうとする支援センターの姿勢を高く評価したい。

しかし、助成事業者に連絡した際の情報について、日常的な事務処理を含めた全てが文書で残されている訳ではないことから、助成事業者の状況が必ずしも網羅的に保存されていない。支援センターの現在の担当者は状況を把握していると思われるが、仮に担当者が異動した場合にも助成事業者の情報をもれなく引き継ぐことができるよう、助成事業者の情報を蓄積するため、文書として記録することが望ましい。

この点につき、支援センターでは、データベース型のツールを有しており、現時点ではコーディネーターのみが当該ツールを活用し、企業情報をデータベース化した「企業情報カルテ」を作成しているとのことである。既にこうした優れた仕組みが構築されていることから、コーディネーター以外の職員においても積極的に活用することが望ましい。企業情報カルテに企業情報を蓄積し、情報を見える化・一元化することにより、職員の異動に備えるとともに、企業支援の様々な局面において情報を活用していただきたい。

（公益財団法人三重県産業支援センター）
 ファンドの申請書類や実績報告書等の一連の書類、採択事業者への日常的な事務処理等については、企業毎のファイルに情報を蓄積し、課内で利用しています。

また、応募企業の企業支援情報については、企業情報カルテに登録し、センター内で情報の蓄積、共有を図っています。

さらに、センター内での支援企業の情報共有や、企業情報カルテのさらなる効果的な活用を検討するため、企業連携会議を開催しています。

（雇用経済部）

企業支援情報の蓄積や企業情報の見える化・一元化による情報のさらなる有効活用について、引き続き働きかけを行っていきます。

公益財団法人
 三重県産業支援センター

雇用経済部

4. 高度部材イノベーションセンター事業の運営について（意見）

高度部材イノベーションセンター（AMIC）は、入居者企業は共益費を負担するものの、その他の使用料は無料である。平成 26 年度では 14 の企業が入居している。

AMIC の行った入居者企業に対し今後の取組みの参考とするため運営アンケート（平成 26 年度）では、使用したことがないと回答した会社が 2 社であるなど、利用状況にかなりの濃淡が生じていると思われる。仮に利用に積極的でない会社が入居を続けているとするならば、目的に照らして、各企業の具体的なニーズを掴んだ上でそれとマッチする県内企業及び公的研究機関の紹介を行い、多様な連携によりシナジー効果の発現を目指すという本来の目的が失われる可能性がある。可能な限り状況を把握し、場合によっては既入居者企業に対し、より積極的な企業との交替を促す等企業間等の発展的な交流が展開できるよう働きかけていくことが望ましい。

（公益財団法人三重県産業支援センター）

平成 28 年 3 月に、外部委員を招へいし、研究室・入居企業募集方針の検討を含めた、AMIC 利活用向上のための意見交換会を開催しました。

意見交換会で得られた意見を基に、新規入居企業募集方針に加え、既入居企業の実績評価に基づく入居継続の判断基準案について、現在検討中です。（平成 29 年度前半での成案化を目標）

また、入居企業間の交流を深め、多様なシナジー効果を促すため、入居企業による意見交換会に加え、中部電力（株）川越火力発電所、同社技術開発本部等の合同見学会を実施しました。引き続き、入居企業同士の相互工場訪問等を企画していきます。

（雇用経済部）

入居企業間で多様な連携による発展的な交流ができるよう、AMIC へ働きかけた結果、新たな企業の入居があり、企業間の発展的な交流が図られています。

さらに新たな企業の入居が図られるよう、引き続き働きかけを行っていきます。

公益財団法人
三重県産業支
援センター

雇用経済部

5. PR ホール運用について（意見）

AMIC では PR ホールを一般に有料で貸出しており、さらに希望者にはパーソナルコンピュータ（以下、「PC」という。）、プロジェクター、マイク、スクリーンを無料で貸出している。

「利用に関する運用規定」によれば、一般利用の場合、料金は 1 時間当たり 110 円（共益費相当額）とかなり安価に設定されている。この料金で PC、プロジェクター、マイク、スクリーンの利用による消耗を見込むと、一般を対象とした貸出しであるにも関わらず、AMIC に実質的な損失が生じることになり、その負担が、産業支援センターの目的に見合うものかどうか疑念が生じる。適切な料金設定について再度検討することが望ましい。

（公益財団法人三重県産業支援センター）

ホールの貸出のみを目的に整備されたものではない PC やプロジェクター等の備品に関する消耗を見込んだ料金設定について、類似の調査事例は見当たりませんでした。

適切な料金設定についての検討を行いました。多様な連携・交流による研究開発の促進等の拠点施設といった AMIC の趣旨や、PR ホールは企業から AMIC が無償で借り受けていること、一般へのホールの貸出のみを目的に整備されたものでない備品であること等、経緯と性質から現状の料金設定を継続したいと考えています。

公益財団法人
三重県産業支
援センター

6. 固定資産の現物管理について（指摘）

現在固定資産については現物の管理について規定が作成されていないため、棚卸しが行われていない。現場を視察したところプロジェクターやモバイルPCが持出し利用されており、AMICでも同様の状況である。当該資産については固定資産台帳上では10万円以上のものしか記載対象とならないので、現状では台帳に記載されている資産と記載されていない資産が混在している状況になっている。評価・計測機器をはじめとする台帳に記録のある資産の管理は良好であるが、台帳記録対象でなくても、少なくともプロジェクターやモバイルPCのように業務において持ち出されるもので、ある程度の金額のものについては、会計上の必要性とは別に、資産管理上の観点から適切に現物管理すべきである。

今後はAMIC保管分も含めて、全体での保有数を把握し、現物を特定できるよう明示した上で、責任部署において適正な管理をする必要がある。

（公益財団法人三重県産業支援センター）
従前から台帳記録の有無を問わず、業務で持ち出すプロジェクターやモバイルPCなどは、パソコン上で貸出の予約管理を行なっておりますが、これに加え、現物の動きを確認しながら貸出を整理する「貸出返却簿」を新に作成し、管理を行っています。

公益財団法人
三重県産業支援センター

7. 中期経営計画における目標の設定及びモニタリングについて（意見）

支援センターは、平成25年度から平成27年度を対象とした中期経営計画を平成25年3月に策定し、県内産業の振興・発展に寄与すべく取り組んでいる。支援センターが実施する各事業の具体的な計画の中では、各年度における目標としてファンド助成件数や自立型中小企業の創出件数等が掲げられ、さらに「目指す姿」として支援先の売上高の増加額や雇用の創出人数等が示されている。

当該中期経営計画の各指標の達成状況は良好であり、理事会にも適時に報告されている。

しかし、最終的にはアウトカムの実現を目指していることから、アウトカムの達成状況についても理事会に報告することが望ましい。ファンド助成件数等の各年度における目標設定が、アウトカムの達成にどの程度有効であるか、理事会がモニタリングすることは重要であると思われる。

また、中期経営計画には、支援センターの財政状態や経営成績に関する指標は盛り込まれていないが、財政状態や経営成績は産業支援センターの課題の一つと考えられるので、次期中期計画における指標を検討することが望ましい。

（公益財団法人三重県産業支援センター）
平成28年度に策定した中期経営計画（計画期間：平成28～31年度）においては、業務量を示す定量的なアウトプット指標と、利用者の満足度をアンケートにより調査するアウトカムの指標を設定しています。

経営状況等に係る指標については、その検討を行うため、他県の状況を情報収集しました。

決算については、理事会でも報告しており、経営状況等に係る指標の報告についても、今後、理事会等の意見も頂戴しながら検討を進めていきます。

（雇用経済部）
中期経営計画における目標設定及びアウトカムの達成状況が明確となる指標や、適切な経営指標の検討について働きかけを行いました。その後、平成28年に策定された中期経営計画において、アウトカムの指標が設定されています。適切な経営指標の検討については、引き続き、働きかけを行うとともに、検討状況を把握していきます。

公益財団法人
三重県産業支援センター

雇用経済部

	<p>8. 理事会における理事の出席状況について（意見）</p> <p>理事会は理事 17 名定数で構成されており、平成 26 年度の理事会（書面によるものは除く）における理事の出席者数は、第 1 回：11 名、第 2 回：13 名である。</p> <p>理事会は、理事にとって、自らの職務の執行に関して意見を述べる重要な機会である。</p> <p>このため、定足数を満たすだけでなく、全理事に出席の上発言の機会を確保できるように努力されることが望ましい。</p>	<p>（公益財団法人三重県産業支援センター）</p> <p>他県の状況や理事会の活性化等の観点から、平成 28 年 6 月に定款を変更し、定数を「10 名以上（20 名以内）」としたところです。</p> <p>現在、12 名の理事のもとで運営しており、平成 28 年度の理事会の開催状況等（1 月末現在）は下記のとおりです。</p> <p>開催回数：3 回</p> <p>理事の出席者数：第 1 回（6/9）17 名中 11 名 第 2 回（8/8）12 名中 8 名 第 3 回（10/21）12 名中 11 名</p> <p>また、ご出席をいただけない理事につきましては、議事の事前及び事後の説明等を行い、ご意見をお聞きしています。</p>	<p>公益財団法人 三重県産業支 援センター</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">- 85 -</p>	<p>9. 予算の補正・流用について（指摘）</p> <p>「会計処理規程」によれば、「理事長は、予算の補正を必要とするときは、補正予算を作成して理事会に提出し、その承認を得なければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、事後において理事会に報告し、了承を得なければならない。この場合において、事業計画の変更を伴う時は、事業計画の変更についても同様とする。」とされている。</p> <p>平成 26 年度の場合、平成 27 年 3 月に事業ごとに補正予算が組まれ、理事会において承認されていた。また、平成 25 年度においても平成 26 年 3 月に開催された理事会において補正予算の承認が行われていた。つまり、補正予算は事後的な承認となっている。前述のとおり、「会計処理規程」においては、やむを得ない理由がある場合には事後的な承認を許容しているが、事前に承認を得ることが原則である。</p> <p>予算については補正の他、流用についても会計処理規程に定めがあり、「事業担当者は、事業の実施に当たり、各事業の予算の勘定科目間において流用し、また勘定科目を設定する必要があるときは、会計責任者の決裁を受けなければならない。」とされているが、実務上、3 月に行われる予算の補正で承認を受けているとのことである。なお、会計責任者は常務理事とされている。</p> <p>今後は会計処理規程に基づき、流用の手続を用いて適時に承認を受けるように実務を変更すべきである。</p> <p>また、補正予算について原則どおり事前に承認を受けるよう実務を改善することが必要である。</p> <p>なお、流用の決裁権限については、必要な統制と実務的な利便性のバランスを考慮した上で、金額に応じて適切に委譲することも考えられる。</p>	<p>（公益財団法人三重県産業支援センター）</p> <p>今年度の補正予算については、6 月に開催した第 1 回理事会において事前承認を得ているところです。今後も補正予算の承認については事前承認を得るようにします。</p> <p>また、予算の流用については、会計システムの運用や事務の効率等も考慮した実務の変更とともに、会計処理規程の改正に向けた作業に着手しています。</p> <p>（雇用経済部）</p> <p>予算の補正・流用について適切な事務が行われるよう指導し、その後、平成 28 年度補正予算について、6 月開催の理事会で事前承認を受けていることを確認しました。</p> <p>予算の流用については、効率的で円滑な事務処理や会計処理規程の改正を含めた検討をふまえ、適切な事務が行われるよう引き続き指導していきます。</p>	<p>公益財団法人 三重県産業支 援センター</p> <p>雇用経済部</p>

<p>10. 特定資産に係る要領の整備について (意見)</p> <p>平成 26 年度決算において退職給付引当資産 35,521 千円等の特定資産が貸借対照表に計上されている。</p> <p>特定資産については、日本公認会計士協会が公表している「公益法人会計基準に関する実務指針 (その 2)」に、目的、積立ての方法、目的取崩の要件等を定めた取扱要領を作成することが望ましいとされているが、支援センターにおいては取扱要領が作成されていない。</p> <p>ファンド積立資産等の国による定めのあるものを除き、特定資産の取扱要領を作成し、その積立や取崩が恣意的に行われることのないよう、取扱いを明確にしておくことが望ましい。</p>	<p>(公益財団法人三重県産業支援センター)</p> <p>退職手当引当資産取扱要領の作成を行い、運用しています。</p> <p>なお、特定資産のうち、工業技術積立資産、下請企業振興事業積立資産は、基本財産の満期保有目的の債券について、金利調整を整理するための会計上の資産であり、実際に毎期積立をしているものではなく、運用できるような資産ではないことから取扱要領は作成しておりません。</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>特定資産のうち、退職給付引当資産について取扱要領を作成するよう指導し、その後、退職手当引当資産取扱要領が作成されたことを確認しました。</p>	<p>公益財団法人 三重県産業支援センター</p> <p>雇用経済部</p>
<p>11. 情報セキュリティ対策基準の運用について (意見)</p> <p>「公益財団法人三重県産業支援センター電子情報安全対策基準・情報セキュリティ対策基準」(以下、「当基準」という。)を定めているものの、ヒアリングを行った結果、運用まで徹底されていなかったことが確認された。</p> <p>当基準に沿った運用が行われていないと、セキュリティ対策が組織的に行われない状況となり、セキュリティ事故の発生や情報の漏えい等が発生する可能性がある。</p> <p>そのため、今後は当基準を運用する体制を整えとともに、全職員に対策基準の周知・徹底を行うことが望ましい。</p>	<p>(公益財団法人三重県産業支援センター)</p> <p>事務局長を情報セキュリティ総括責任者とし、各課長等を情報セキュリティ責任者とするなどの、情報セキュリティに関する組織体制を整備しました。</p> <p>また、情報セキュリティの諸基準については、職員に周知するため、パソコンから常時確認できるよう、共有フォルダの上位階層に保存したほか、毎年度、セキュリティに関する職員研修を実施しています。(平成 27 年度 12 月開催、平成 28 年度 7 月開催)</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>総務部開催の IT 管理研修会を通じてセキュリティ対策基準の周知徹底について助言等を行い、その後、職員への周知・徹底を図っていることを確認しました。</p>	<p>公益財団法人 三重県産業支援センター</p> <p>雇用経済部</p>

	<p>12. 業務システムに係るパスワード方針の整備について（指摘）</p> <p>会計システム、給与システム、固定資産システム、再生支援会計システムについて、パスワードの定期的な変更が行われておらず、総務・企画・事業調整課職員または再生支援協議会職員が異動により所属を離れた場合でもパスワード変更が行われていなかった。</p> <p>この場合、異動により総務・企画・事業調整課または再生支援協議会を離れた職員がその後においてもシステムへアクセスできる可能性が残ることになる。そのため、本来パスワードは職員の異動が発生する都度変更するか、異動が無い場合でもパスワード漏えい対策として、定期的にパスワード変更をする必要がある。</p> <p>また、当基準にパスワードの設置基準が規定されているものの、使用されているパスワードは十分な桁数がなく、複雑なものになっていなかった。</p> <p>そのため、現状は容易に推測されやすいパスワードが設定される等、パスワード管理が適切に行われない事により、不正アクセス及びアカウント漏えいにつながる可能性がある。</p> <p>したがって、パスワードに対する対策基準等を遵守していく必要がある。</p>	<p>（公益財団法人三重県産業支援センター） 電子情報安全対策基準・情報セキュリティ対策基準に基づき、総務・企画・事業調整課及び再生支援協議会において、パスワードの設定変更を実施しています。</p> <p>今後も、パスワード変更を職員の異動時を含め、定期的（年1回）に行ないます。</p> <p>（雇用経済部） 総務部開催のIT管理研修会を通じてパスワードの適切な管理について助言等を行い、電子情報安全対策基準・情報セキュリティ対策基準に基づき適切に管理されていることを確認しました。</p>	<p>公益財団法人 三重県産業支 援センター</p> <p>雇用経済部</p>
<p>-87-</p>	<p>13. 離職者・異動者の業務システムユーザーID管理について（意見）</p> <p>Windows及び企業データベースシステムのユーザーIDは一覧表を作成して一元管理されており、離職情報や異動情報を基にIDの権限変更やIDの削除を行っているが、IDの権限変更やIDの削除漏れを確認する手続がなく、離職者・異動者のIDが残存する可能性がある。</p> <p>そのため、離職者・異動者の残存IDを利用して権限外の情報資産へのアクセス可能となり、情報漏えいや権限外の機密事項を参照する等の可能性が高まる。</p> <p>したがって、離職者・異動者等のIDが残存していないことを定期的に確認することが望ましい。</p>	<p>（公益財団法人三重県産業支援センター） 現在、退職者、異動者等のIDの削除を実施していますが、より確実なものにするため、人事異動や新規採用又は職員退職時には、複数の担当者において確認する体制を構築しました。</p> <p>（雇用経済部） 総務部開催のIT管理研修会を通じてIDの適切な管理について助言等を行い、その後、離職者・異動者のID削除を複数人で確認を行う体制が構築されたことを確認しました。</p>	<p>公益財団法人 三重県産業支 援センター</p> <p>雇用経済部</p>

14. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について（指摘）

外部記録媒体は使用状況が管理されていなかった。また、運用上では外部記録媒体は外部に持ち出さないこととしているが、管理簿等による持出し管理がされていなかった。

その結果、外部記録媒体の使用状況、持出し状況を把握することができず、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピューターウイルスに感染することによる情報漏えい等が発生する可能性がある。

したがって、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況管理、持出し状況管理を実施する必要がある。

（公益財団法人三重県産業支援センター）

外部記録媒体は、外部へ持ち出さないよう規定していますが、やむを得ず持ち出す際は、各所属長の許可を得たうえで、管理簿により管理しています。

また、情報資産の持ち出しなど情報セキュリティの重要性について、毎年度、職員研修を実施することにより意識の向上を図っています。（平成 27 年度 12 月開催、平成 28 年度 7 月開催）

（雇用経済部）

総務部開催の IT 管理研修会を通じて外部記録媒体の適切な管理について助言等を行い、その後、管理簿が整備されたことを確認しました。

公益財団法人
三重県産業支
援センター

雇用経済部

(11) 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成 28 年 11 月 21 日～平成 29 年 2 月 14 日)

(雇用経済部)

1 審議会等の名称	三重県職業能力開発審議会
2 開催年月日	平成 28 年 11 月 28 日 (月)
3 委員	三重大学 教授 松本 金矢 ほか 6 名出席
4 諮問事項	第 10 次三重県職業能力開発計画について
5 調査審議結果	<p>第 10 次三重県職業能力開発計画最終案について意見交換が行われました。主な意見は下記のとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働力不足の問題が取り上げられており、県内でも北勢地域ではものづくり、南勢地域では観光など労働力需用の偏りがある。各地域の産業にマッチする職業教育や人材育成を充実していくことで、地域産業への関心が高まるのではないかと。 ・学卒者の離職率が高いという課題がある。就職後、仕事のミスマッチや勤務条件が希望に合わない等で辞めざるを得なくなっている状況もある。キャリア教育とともに、労働者の権利やルールの教育が重要である。
6 備考	平成28年12月7日(水)に三重県職業能力開発審議会から答申がありました。

1 審議会等の名称	第 11 回三重県観光審議会
2 開催年月日	平成 28 年 12 月 14 日
3 委員	埼玉大学 教授 石坂 督規 ほか 10 名出席
4 諮問事項	<p>① サミット開催の成果を踏まえた欧米からのインバウンド誘致について</p> <p>② 関西圏からの戦略的な誘客について</p>
5 調査審議結果	<p>事務局から諸報告の後、「サミット開催の成果をふまえた欧米からのインバウンド誘致について」「関西圏からの戦略的な誘客について」の 2 項目について審議いただきました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インバウンドについて、データをしっかり分析し、マーケティングやプロモーションを進める必要がある。 ・関西圏からの誘客は、データ分析により傾向を把握し、その目的や嗜好に添ったターゲティング、マーケティングを行うことが有効である。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	平成 28 年 12 月 15 日 (木)
3 委員	三重大学 准教授 寺島 貴根 ほか 2 名出席
4 諮問事項	(1) 「万代書店 四日市日永店」(四日市市) の新設に係る届出について (2) 「(仮称) スーパーセンタートライアル 四日市南店」(四日市市) の新設に係る届出について
5 調査審議結果	(1) 「万代書店 四日市日永店」(四日市市) の新設に係る届出について 事務局から届出資料に基づき、駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項及び廃棄物に係る事項等について説明を行い、審議の結果、設置者の計画は概ね妥当なものと判断され、今回で結審しました。 (2) 「(仮称) スーパーセンタートライアル 四日市南店」(四日市市) の新設に係る届出について 事務局から届出資料に基づき、駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項及び廃棄物に係る事項等について説明を行い、場内駐車に伴う車両の往來の案内経路の安全対策、周囲への夜間騒音影響等について、設置者に対する追加調査が必要となったことから、継続審議となりました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	平成 29 年 1 月 19 日 (木)
3 委員	三重大学 准教授 寺島 貴根 ほか 3 名出席
4 諮問事項	(1) 「(仮称) スーパーセンタートライアル 四日市南店」(四日市市) の新設に係る届出について (2) 「(仮称) ドラッグコスモス 東員店」(東員町) の新設に係る届出について
5 調査審議結果	(1) 「(仮称) スーパーセンタートライアル 四日市南店」(四日市市) の新設に係る届出について 事務局から、前回審議会で出された追加調査事項に係る設置者回答の説明を行い、審議の結果、設置者の回答は概ね妥当なものと判断され、今回で結審しました。 (2) 「(仮称) ドラッグコスモス 東員店」(東員町) の新設に係る届出について 事務局から届出資料に基づき、駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項及び廃棄物に係る事項等について説明を行い、審議の結果、設置者の計画は概ね妥当なものと判断され、今回で結審しました。
6 備考	